

青森県 五戸町
子ども・子育て支援事業計画

(第2期)



五戸のおんこちゃん
©東京ハイジ/五戸町

青森県 五戸町
令和2年3月
令和5年3月【改訂】

〔目 次〕

第1章 計画策定にあたって	1
第1節 計画策定の趣旨	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	3
3 計画期間	4
4 策定体制	4
5 子ども・子育て支援法に基づく制度の概要	5
第2節 五戸町の現況	7
1 人口・世帯	7
2 人口動態	9
3 婚姻・離婚	10
4 産業・労働力	10
第3節 子ども・子育てを取り巻く環境	13
1 教育・保育の現況	13
2 子ども・子育て支援事業（第1期）の実施状況	15
3 子育て家庭の状況（アンケート結果概要）	21
4 子ども・子育て支援の課題の整理	43
第4節 子ども・子育て支援の基本的な考え方	45
1 基本的な視点	45
2 基本理念	46
3 家庭・地域・行政の役割	47
第2章 子ども・子育て支援施策の展開	48
施策体系	48
第1節 地域における子育ての支援	49
1-1 地域における子育て支援サービスの充実	49
1-2 保育サービスの充実	49
1-3 子育て支援のネットワークづくり	50
1-4 児童の健全育成	50
第2節 母性並びに乳幼児等の健康の確保及び推進	52
2-1 子どもと母親の健康の確保	52
2-2 食育等の推進	53
2-3 思春期保健対策の充実	54
2-4 小児医療の充実	55
第3節 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	56
3-1 次世代の親の育成	56
3-2 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備	56
3-3 家庭や地域の教育力の向上	57

第4節	子育てを支援する生活環境の整備	58
4-1	良質な住宅の確保	58
4-2	良好な居住環境の確保	58
4-3	安全な道路交通環境の整備	58
第5節	職業生活と家庭生活との両立の推進	59
5-1	多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し等	59
5-2	仕事と子育ての両立の推進と基盤整備	59
第6節	子ども等の安全確認	60
6-1	子どもの交通安全を確保するための活動の推進	60
6-2	子どもを犯罪の被害等から守るための活動の推進	60
第7節	要保護児童への対応などきめ細かな取り組みの推進	61
7-1	児童虐待防止対策の充実	61
7-2	母子家庭等の自立支援の推進	61
7-3	被害にあった子どもの保護の推進	62
7-4	障がい児施策の実施	62
第3章	子ども・子育て支援事業計画	63
第1節	計画期間における見込みの考え方	63
1	教育・保育のニーズ量の見込みの考え方	63
2	児童数及び子育て家庭の今後の見通し	67
第2節	教育・保育提供区域の設定	70
1	本町における教育・保育提供区域の考え方	70
2	教育・保育提供区域の設定	70
第3節	教育・保育施設の充実	73
1	教育・保育施設の需要量及び確保の方策	73
2	教育・保育の一体的提供の推進	76
3	子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容に関する事項	77
第4節	地域子ども・子育て支援事業の充実	78
1	地域子ども・子育て支援事業の需要量及び確保の方策	78
第4章	計画の着実な推進に向け	85
1	計画の推進体制	85
2	計画の達成状況の点検・評価	86
資	料	編
1	策定経過	87
2	子ども・子育て会議委員名簿	88

第1章 計画策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨

1 計画策定の趣旨

五戸町（以下「本町」という。）では、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供する体制の整備、その他子ども・子育て支援法に基づく業務の円滑な実施に計画的に取り組むため、平成26年度に「五戸町子ども・子育て支援事業計画」（以下「第1期計画」という。）を策定し、教育・保育について必要な量を定めるとともに、地域の実情に応じた地域子ども・子育て支援事業が総合的かつ効率的に提供されるよう、様々な施策を計画的・総合的に推進してきました。

しかしながら、近年では核家族化や地域のつながりの希薄化、家庭や地域の「子育て力・教育力」の低下、子育て家庭の孤立や産後うつなどが課題となっており、子ども・子育て支援新制度に基づく幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援の充実や教育・保育の受け皿確保が進められている状況です。

今後は、幼児教育・保育の無償化、働き方改革など、子育てや暮らしのあり方が多様化していくなかで、子育て家庭の視点に立ち、引き続き教育・保育の提供量に着目した視点を大切にするとともに、本町の子どもとその親が幸せに生き続けることができるよう、子育て支援の各事業を地域の協力のもと、計画的に推進することが求められます。

令和元年度で、現計画が最終年度を迎えることから、第1期計画を検証し、引き続き子ども・子育て支援新制度の実施主体として、家庭を築き、子どもを生み育てるという希望をかなえ、すべての子どもが健やかに成長できる社会の実現を目指すことを目的として、その取り組みを計画的に推進していくため、「第2期 五戸町子ども・子育て支援事業計画（以下「本計画」という。）」を策定するものです。



図表 第1期計画以降の国の動き

時期	法律・制度等	内 容
平成27年 (2015)	子ども・子育て支援法関連3法施行	・子ども・子育て支援事業計画の策定を明示。
	保育士確保プラン	・待機児童解消加速化プランの確実な実施に向け、平成29年度末(2017年)までに6.9万人の保育士を確保。(⇒加速化プランに基づく保育の整備目標が40万人から50万人に上積みされたことに伴い、保育人材の確保数は9万人に拡大)
	少子化社会対策大綱改定	・子育て支援施策の一層の充実、若い年齢での結婚・出産の希望の実現、多子世帯への一層の配慮、男女の働き方改革、地域の実情に即した取り組み強化。
	次世代育成支援対策推進法	・令和7年(2025年)3月末までの時限立法に延長。
平成28年 (2016)	子ども・若者育成支援推進大綱	・子ども・若者育成支援施策に関する基本的な方針を提示。
	児童福祉法一部改正	・子どもの権利条約を踏まえ、権利の主体であることが明言。 ・児童虐待対策の強化 ・子育て世代包括支援センターの法制化
	ニッポン一億総活躍プラン	・保育士の処遇について、新たに2%相当の改善。 ・平成30年度以降も保育の確保に取り組む。
	切れ目のない保育のための対策	・待機児童の解消に向けて取り組む市町村を支援するため、施設整備、入園予約制などを明確化。
平成29年 (2017)	子育て安心プラン	・令和2年度末(2020年)までに全国の待機児童を解消、待機児童ゼロを維持しつつ女性の就業率80%達成を目指す。
	新しい経済政策パッケージ	・「人づくり改革」において、教育・保育の無償化、待機児童の解消、高等教育の無償化などを掲げる。
平成30年 (2018)	子ども・子育て支援法一部改正	・保育充実事業の実施、協議会の設置、教育認定子どもの利用者負担の引き下げ。
	基本指針の改正	・企業主導型保育や幼稚園の長時間預かり保育利用の取扱いの変更を明示。
令和元年 (2019)	幼児教育・保育の無償化	・令和元年(2019年)10月より、世帯の収入に関わらず、3歳以上の子どもの認定こども園、幼稚園、保育所等の保育料が月額3万7,000円まで(幼稚園は月額2万5,700円まで)無償化される。(0~2歳児については、住民税非課税世帯のみが、月額4万2,000円まで無償化の対象) ・認可外保育施設については、保育の必要性の認定を受けた子どもが無償化の対象となる。

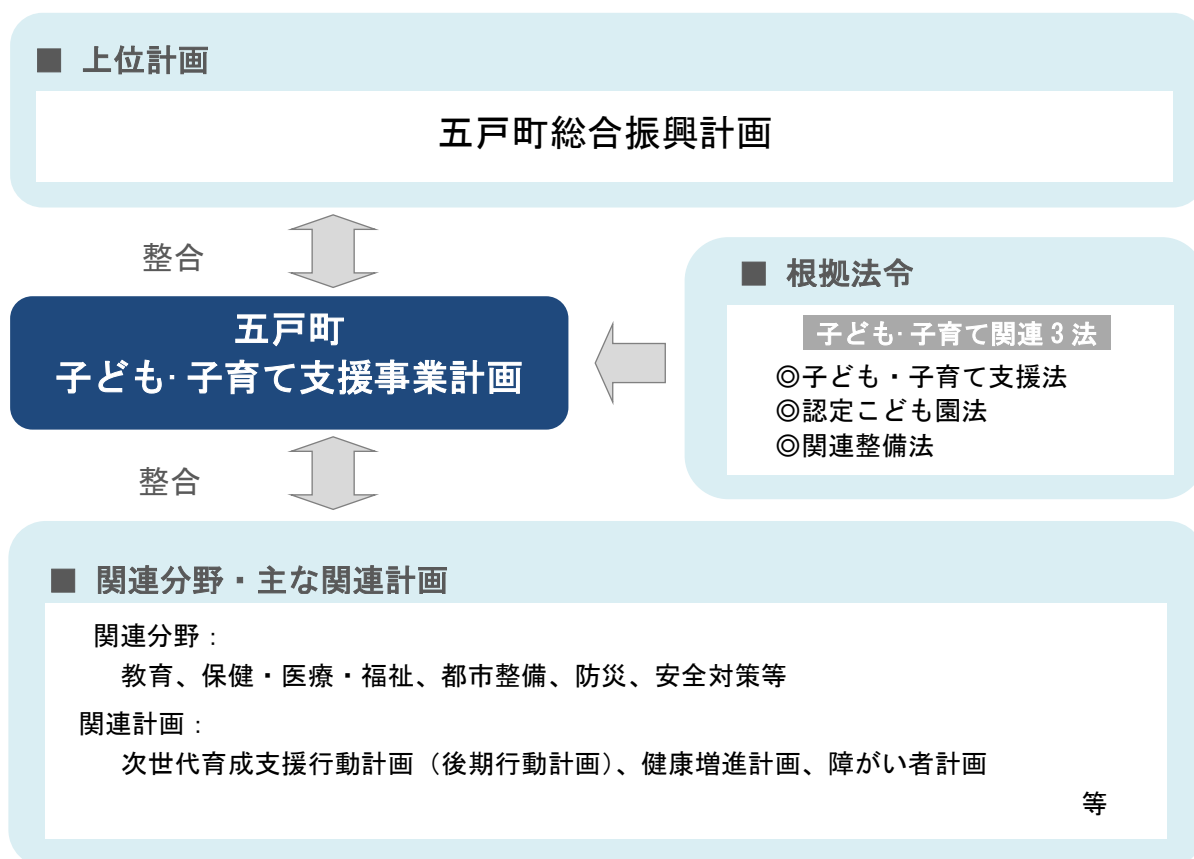
2 計画の位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条第 1 項に基づき、すべての子どもと子育て家庭を対象として、五戸町が今後進めていく施策の方向性や目標等を定めたものです。

また、社会全体で子ども・子育て・親育ちを支援していくため、新たな仕組みを構築し、「質の高い教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保」、「地域の子ども・子育て支援の充実」を目指すものです。

策定にあたっては、これまで進めてきた「次世代育成支援対策行動計画」における取り組みについても、子どもと子育て家庭に関わる施策を踏まえて、同時に様々な分野の取り組みを総合的かつ計画的に進めるために、上位計画や関連計画と整合性を持ったものとして定めています。

図表 計画の位置付け



3 計画期間

本計画は、令和2年度（2020年度）から令和6年度（2024年度）までの5年間とします。

なお、計画期間中に法制度の変更や社会状況の変化等が生じた場合には、必要に応じて見直しを行うこととします。

図表 計画期間



4 策定体制

計画策定にあたっては、子育て家庭の現状や意向、関係者との審議など、幅広い意見を計画改定に反映するよう努めました。

(1) 子ども・子育て会議の設置

本計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援法第77条に定められている「五戸町子ども・子育て会議」（以下「子ども・子育て会議」という。）を設置し、計画内容、事業運営、施策推進に関する事項についての協議を行いました。

(2) アンケート調査（就学前児童の保護者、小学生の保護者）の実施

本計画策定にあたり、就学前児童及び小学生の保護者を対象として、次のことを把握するアンケートを実施しました。

- 子ども・子育て支援事業計画で定める教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業量を推計する基礎データを得心すること。
- 就学前児童及び小学生の保護者の子育てに関する意識・意見を把握すること。

図表 アンケート調査実施概要

項目	区分	配付数	回収数	回収率
調査対象	就学前児童	350票	173票	49.4%
	小学生	150票	77票	51.3%
調査期間	平成31年2月			
調査方法	郵送による配付・回収			

5 子ども・子育て支援法に基づく制度の概要

本計画は、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するために制定された3つの法律（子ども・子育て関連3法（平成24年8月22日公布））に基づく制度であり、平成27年度（平成27年4月）に施行されました。

- 子ども・子育て支援法
- 認定こども園法の一部改正法
- 子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（上記に2法に伴う児童福祉法ほかの改正）

（1）制度の対象となる子ども

0歳	1～5歳	6～11歳	12歳～
乳児期	幼児期	小学生	中学生以上
幼児期の学校教育・保育			
地域子ども・子育て支援事業 （右記・下記以外）		地域子ども・子育て支援事業 「放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）」	
地域子ども・子育て支援事業「利用者支援事業」「養育支援訪問事業」			
子ども・子育て支援法における「子ども」とは、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者（第6条）			

（2）子ども・子育て支援法に基づく給付・事業の概要

市町村は「子ども・子育て支援給付」と「地域子ども・子育て支援事業」を実施します。

① 子ども・子育て支援給付（3つの給付）

種 類	対象事業
（ア）施設型給付（※）	幼稚園、保育所、認定こども園
（イ）地域型保育給付（※）	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育
（ウ）児童手当	—

※（ア）施設型給付、（イ）地域型保育給付は、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づく保育の必要性を認定（認定区分）したうえで給付。（子ども・子育て支援法19条）

区分	年齢	保育の必要性	主な利用施設
1号認定	3～5歳	なし（学校教育）	幼稚園、認定こども園
2号認定	3～5歳	あり（保育認定）	保育園、認定こども園
3号認定	0～2歳	あり（保育認定）	保育園、認定こども園、地域型保育

② 地域子ども・子育て支援事業（13事業）

市町村は、子ども・子育て家庭等を対象とする事業として、市町村子ども・子育て支援事業計画に従って、以下の事業を実施することとされています。

- | | |
|-------------------------------------|------------------------|
| 1) 利用者支援に関する事業 | 8) 一時預かり事業 |
| 2) 地域子育て支援拠点事業 | 9) 延長保育事業 |
| 3) 妊婦に対して健康診査を実施する事業 | 10) 病児・病後児保育事業 |
| 4) 乳児家庭全戸訪問事業 | 11) 放課後児童健全育成事業 |
| 5) 養育支援訪問事業 | 12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業 |
| 6) 子育て短期支援事業 | 13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業 |
| 7) 子育て援助活動支援事業
(ファミリー・サポート・センター) | |



第2節 五戸町の現況

計画策定にあたって、本町の現況は次のとおりです。

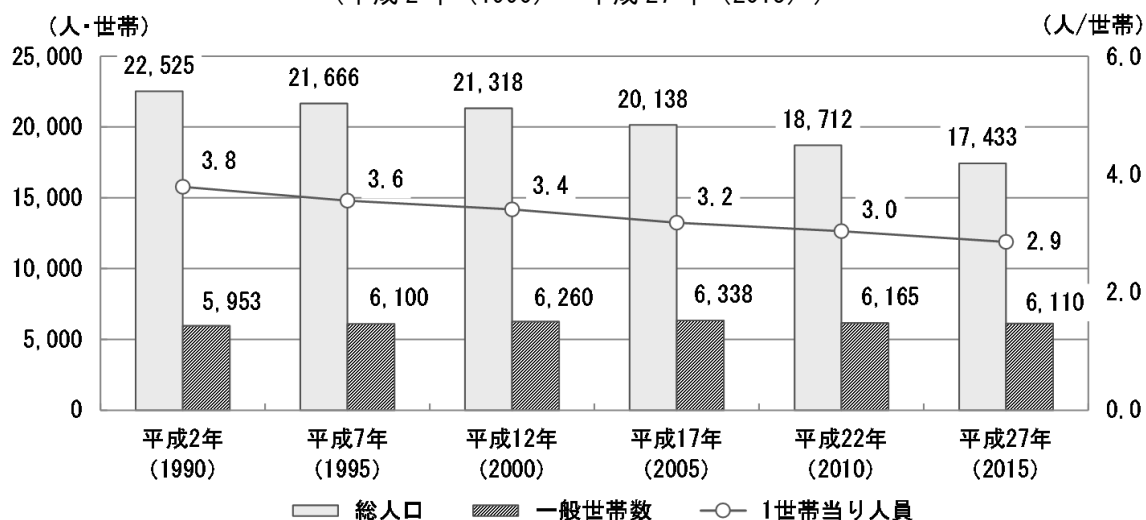
1 人口・世帯

(1) 総人口・世帯数等の推移

国勢調査による本町の総人口及び一般世帯数の推移をみると、平成27年(2015)における総人口は、17,433人となっています。平成2年(1990)の総人口と比較すると、約5,000人、22.6%減少しており、今後も緩やかに減少していくことが見込まれます。

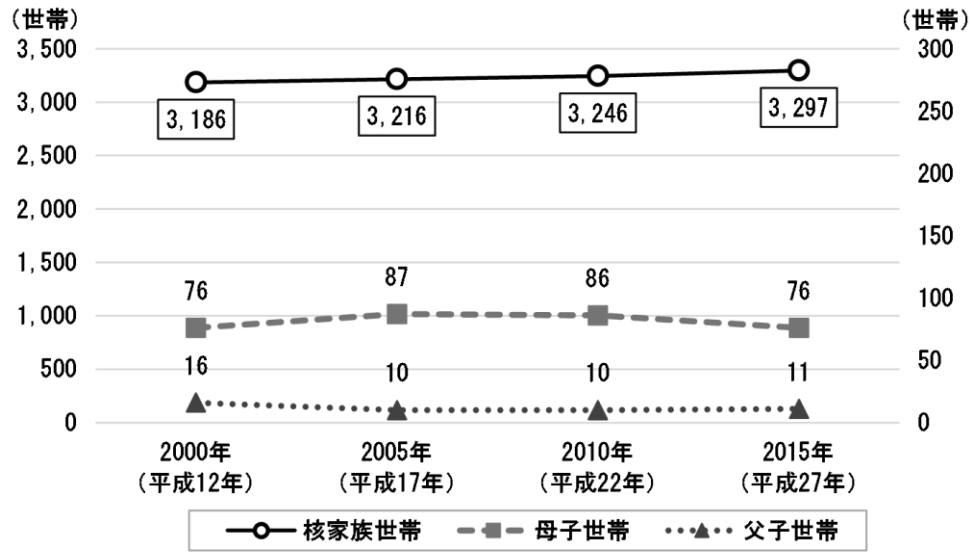
一方、一般世帯数は増加推移にありましたが、平成22年(2010)に減少に転じ、平成27年(2015)の一般世帯数は6,110世帯、一世帯当たり人員は2.9人と減少が進んでいます。また、平成12年(2000)からの15年間で、核家族世帯は111世帯増加しています。

図表 総人口・世帯の推移
(平成2年(1990)～平成27年(2015))



資料：国勢調査

図表 核家族世帯・母子世帯・父子世帯の推移
(平成12年(2000)～平成27年(2015))



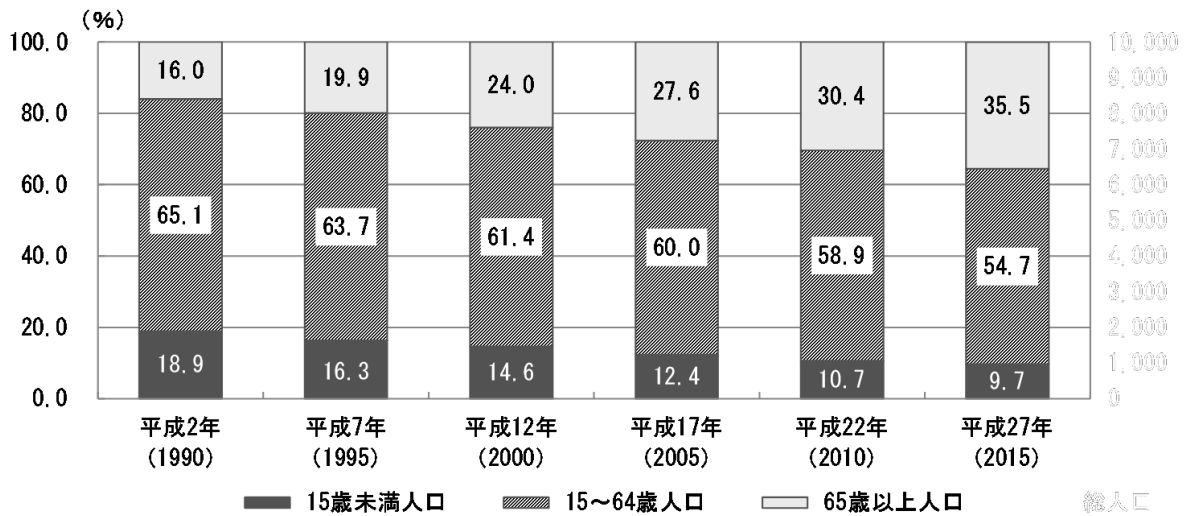
資料：国勢調査

(2) 年少人口・高齢人口の推移

国勢調査による本町の年少人口率(総人口に占める「15歳未満」人口の割合)をみると、減少傾向で推移しており、平成27年(2015)には9.7%となっています。

また、高齢化率(総人口に占める「65歳以上」人口の割合)は増加傾向にあり、平成27年(2015)には35.5%と、平成22年(2010)から5.1ポイント増加しており、高齢化の進行がみられます。

図表 年齢3区分人口割合の推移
(平成2年(1990)～平成27年(2015))

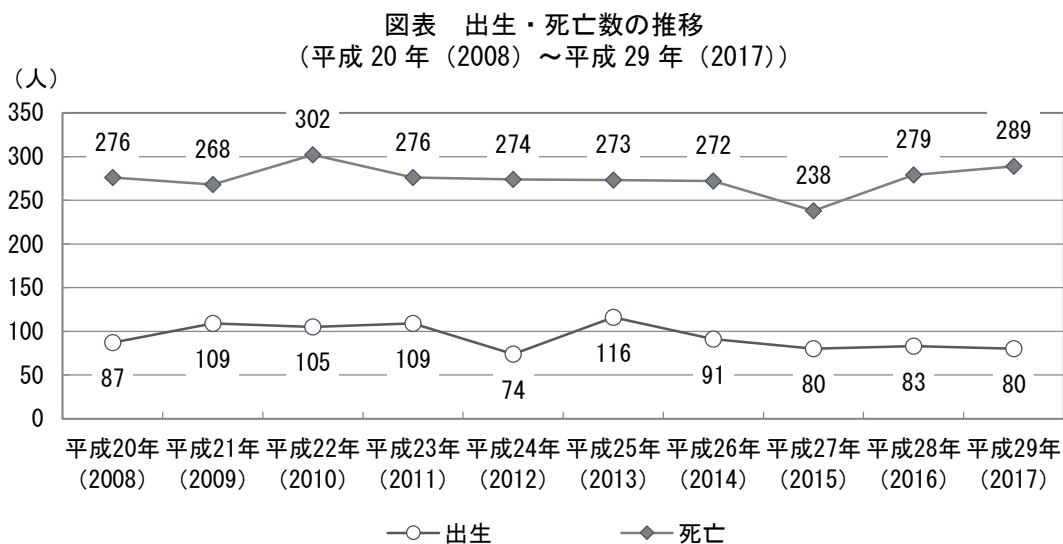


資料：国勢調査

2 人口動態

(1) 出生・死亡数（自然動態）の推移

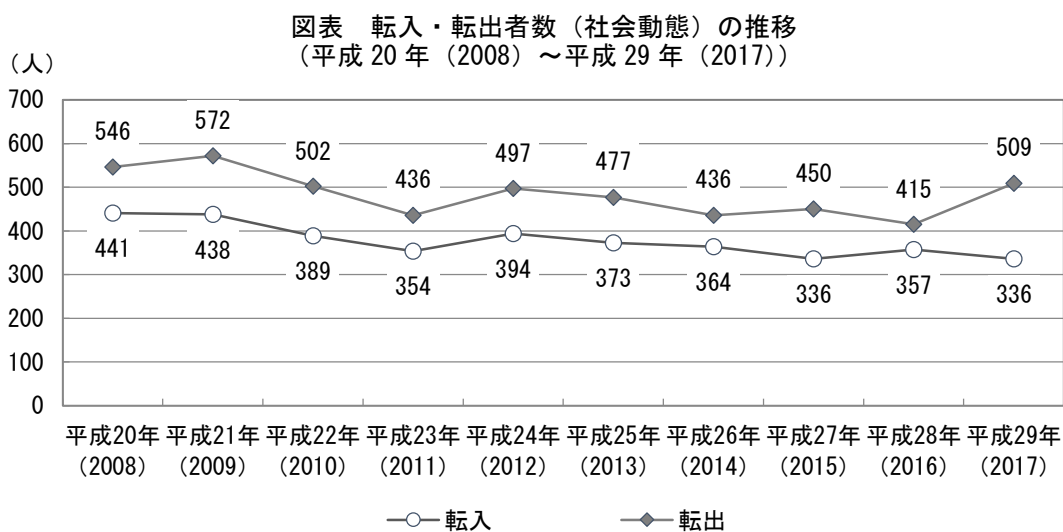
平成20年（2008）から平成29年（2017）の出生・死亡数（自然動態）の推移をみると人口の増加要因である出生数を減少要因となる死亡数が上回る推移となっており、出生・死亡数の推移による人口の増減（自然動態）は年平均で181人の減少となっています。



資料：人口動態調査

(2) 転入・転出者数（社会動態）の推移

平成20年（2008）から平成29年（2017）の転入・転出者数（社会動態）の推移をみると、人口の増加要因である転入者数を減少要因となる転出数が上回る推移となっており、転入・転出者数の推移による人口の増減（社会動態）は年平均で106人の減少となっています。

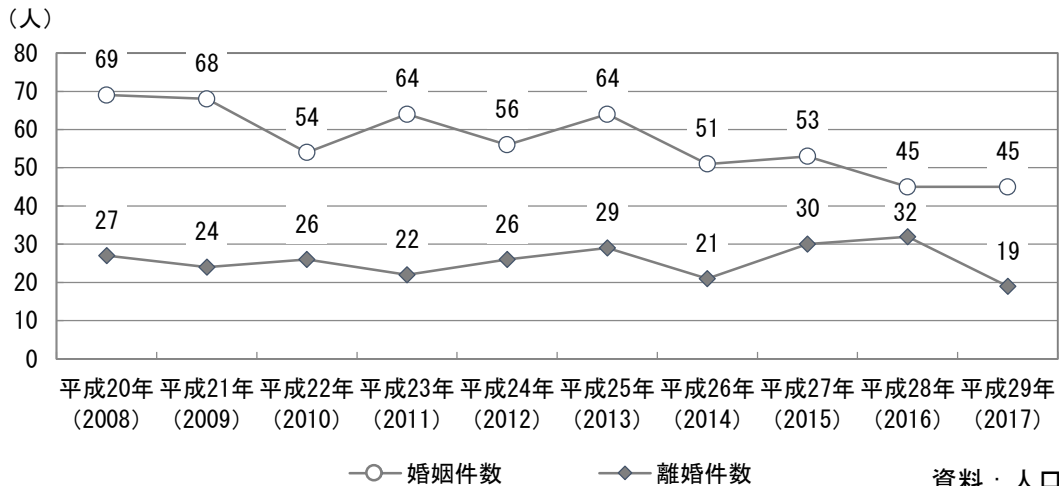


資料：人口動態調査

3 婚姻・離婚

平成20年(2008)から平成29年(2017)の婚姻・離婚件数をみると、婚姻件数は減少傾向となっており、離婚件数は毎年約20~30人で推移しています。また、期間における平均婚姻数は57件、離婚件数は26件となっています。

図表 婚姻・離婚件数の推移
(平成18年(2006)～平成29年(2017))



資料：人口動態調査

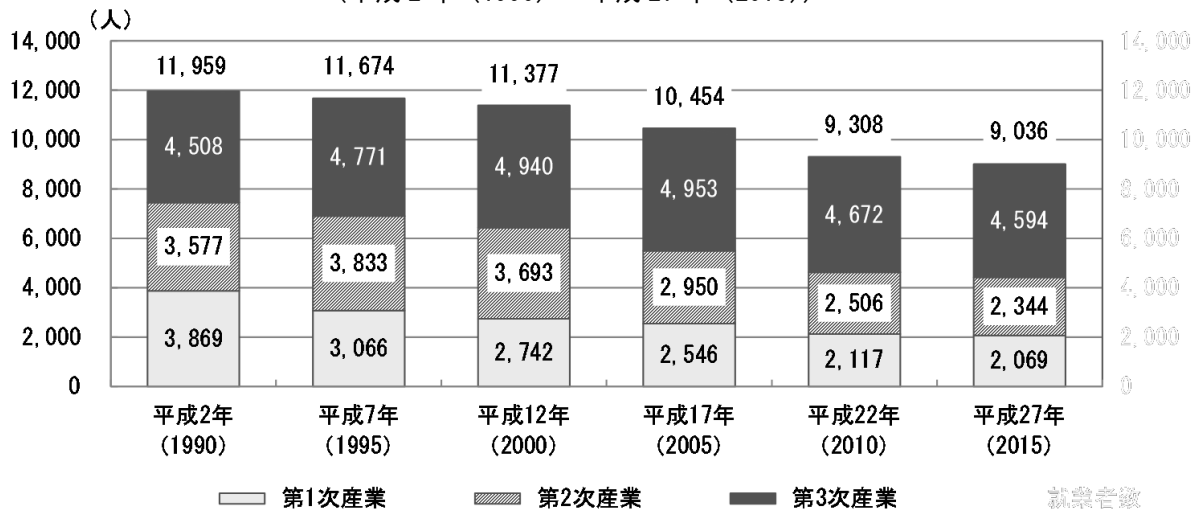
4 産業・労働力

(1) 産業構造(就業人口)

国勢調査による本町の就業者総数は、平成2年(1990)から平成27年(2015)にかけて減少推移しており、平成27年(2015)の就業者は9,036人となっています。

産業別にみると各産業ともに減少していますが、特に第1次産業は平成2年(1990)の約半数(1,800減)となっています。

図表 産業構造(就業人口)の推移
(平成2年(1990)～平成27年(2015))

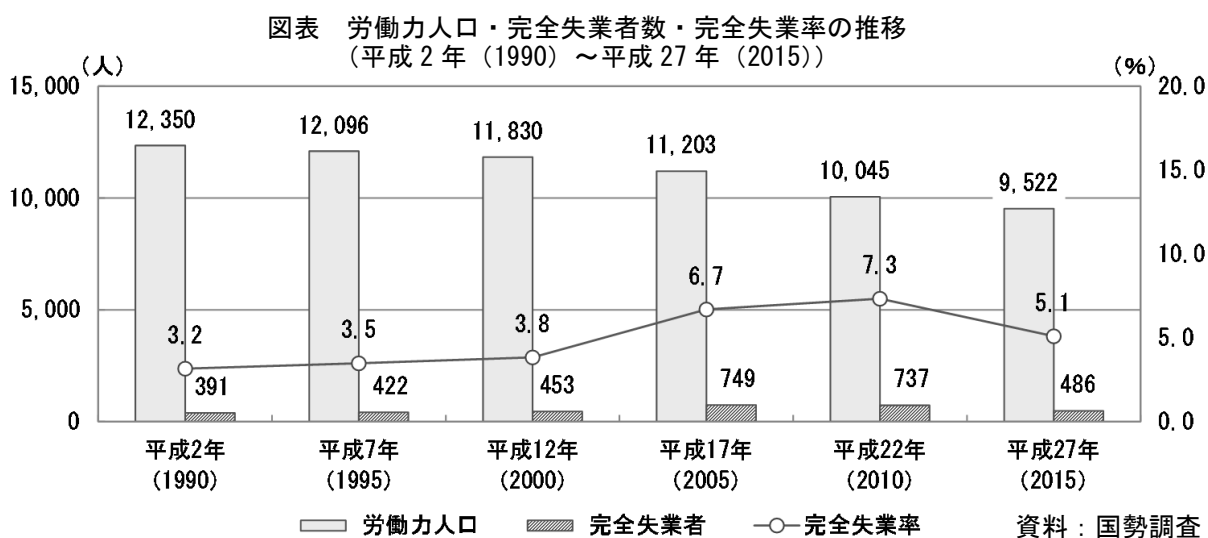


資料：国勢調査

(2) 労働力人口・完全失業者数

国勢調査による本町の労働力人口は、就業者数とともに減少傾向にあり、平成27年(2015)は9,522人となっています。

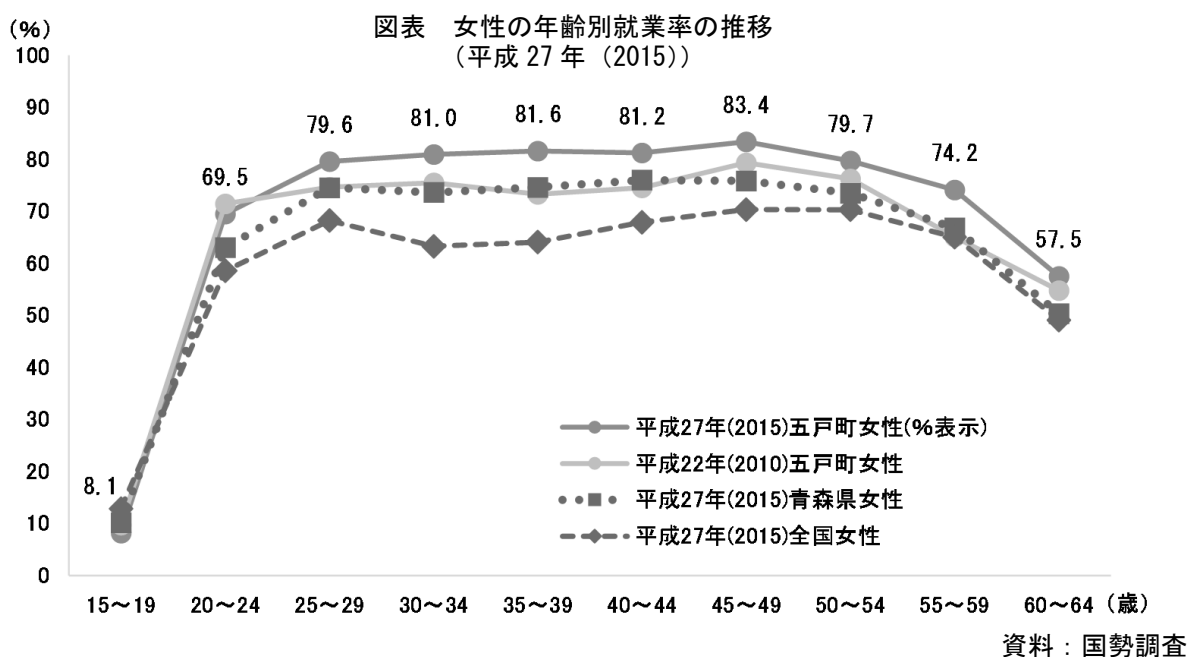
また、平成27年(2015)の完全失業者数は486人、完全失業率は5.1%であり、平成22年(2010)と比較すると減少しているものの、完全失業者数は、平成2年(1990)の約1.2倍となっています。



(3) 女性の年齢別就業率

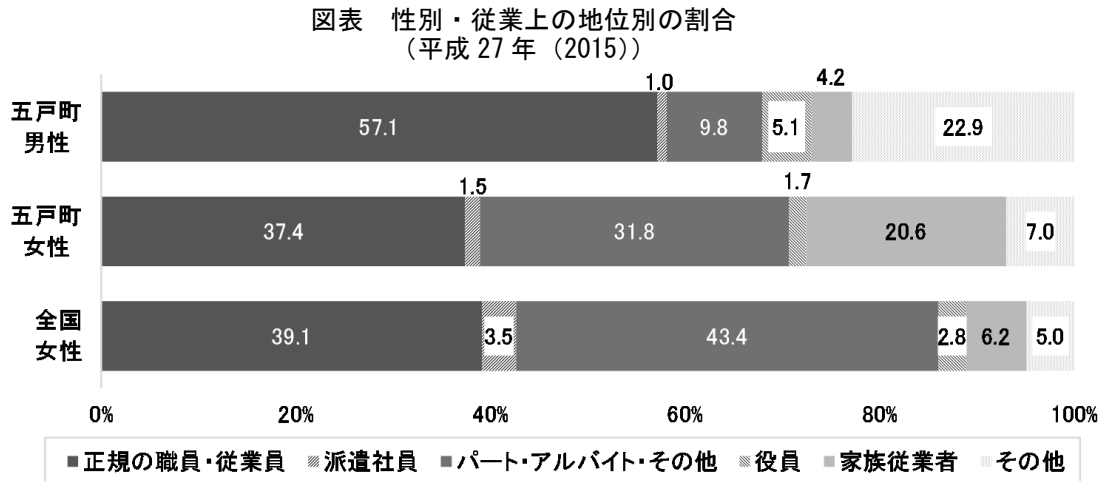
女性の就業率を年齢別にみると、本町の平成27年(2015)の状況は、結婚・出産期にあたる年代にいったん低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇する、いわゆる「M字カーブ」の傾向はみられず、多くの年齢で平成22年(2010)の割合を上回っています。

特に30歳代から40歳代にかけては8割を超え、青森県、全国と比較しても高い水準となっています。



(4) 性別・従業上の地位別の割合

従業上の地位を男女で比較すると、女性は「パート・アルバイト・その他」、「家族従業者」の割合が特に男性よりも高くなっています。また、本町の女性は全国の女性と比較して「パート・アルバイト・その他」の割合が低く、「家族従業者」の割合が高くなっています。



資料：国勢調査



第3節 子ども・子育てを取り巻く環境

1 教育・保育の現況

(1) 幼稚園・保育所・認定こども園の状況

五戸町内には平成31年度(2019)時点で、幼稚園が2か所、認定こども園が5か所あります。

平成28年(2016)4月よりめぐみ保育園が幼保連携型認定こども園に移行したため、保育所の利用は広域入所のみとなっています。

① 幼稚園

図表 幼稚園別児童数の推移(平成27年(2015)～平成30年(2018))

施設名		平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	平成31年 (2019)	平成31年 定員	平成31年 充足率
私立	江渡幼稚園	31	26	25	30	22	45	48.9%
	五戸カトリック幼稚園	29	28	30	17	19	25	76.0%
	広域入所				1			
合計		60	54	55	48	41	70	58.6

※各年4月1日

資料：五戸町

② 保育所

図表 幼稚園別児童数の推移(平成27年(2015)～平成30年(2018))

施設名		平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	平成31年 (2019)	平成31年 定員	平成31年 充足率
私立	めぐみ保育園	67						
	広域入所	16	16	9	9	11		
合計		83	16	9	9	11		

※各年4月1日

資料：五戸町

③ 認定こども園の状況

図表 認定こども園の状況(平成31年度(2019))

施設名	平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	平成31年 (2019)	平成31年 定員	平成31年 充足率
みゆき保育園	104	101	101	102	97	110	88.2%
倉石保育園	82	76	79	74	74	95	77.9%
ひばりこども園	53	58	44	49	46	65	70.8%
川内保育園	67	59	62	61	50	75	66.7%
めぐみ保育園		61	60	61	60	70	85.7%
広域入所	53	61	64	60	63		
合計	359	416	410	407	390	415	78.8%

※各年4月1日

資料：五戸町

(2) 小・中学校の状況

小・中学校別の推移をみると、多くの学校の児童、生徒数が減少傾向の中、上市川小学校は横ばい傾向にあります。

① 小学校

図表 小学校別児童の推移（平成27年（2015）～平成30年（2018））

学校名	平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	平成31年 (2019)
五戸小学校	439	423	418	400	381
切谷内小学校	69	60	58	50	56
上市川小学校	105	111	107	106	110
合計	730	698	684	654	638

資料：五戸町（学校基本調査）

図表 学年別小学生児童の推移（平成27年（2015）～平成30年（2018））

学年	平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	平成31年 (2019)
小学1年生	105	120	116	100	97
小学2年生	116	105	118	112	99
小学3年生	113	115	104	115	111
小学4年生	123	114	112	103	116
小学5年生	118	124	114	112	103
小学6年生	155	120	120	112	112

資料：五戸町（学校基本調査）

② 中学校

図表 中学校別生徒の推移（平成27年（2015）～平成30年（2018））

学校名	平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	平成31年 (2019)
五戸中学校	250	250	230	226	207
川内中学校	90	97	103	96	78
倉石中学校	72	71	3	73	61
合計	412	418	336	395	346

資料：五戸町（学校基本調査）

図表 学年別中学生生徒の推移（平成27年（2015）～平成30年（2018））

学年	平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	平成31年 (2019)
中学1年生	133	154	120	120	105
中学2年生	131	133	154	120	121
中学3年生	148	131	132	155	120

資料：五戸町（学校基本調査）

2 子ども・子育て支援事業（第1期）の実施状況

（1）教育・保育提供体制

認定区分ごとの推移をみると、1号認定、3号認定については計画値を上回る実績で推移しているのに対し、2号認定においては、計画値よりも低い実績となっています。

また、認定区分ごとの待機児童の推移をみると、2号認定は平成27年（2015）から0人が続いています。3号認定では平成27年（2015）、平成28年（2016）には0歳児を中心に待機児童がみられたものの、平成29年（2017）以降0人が続いています。

■1号認定の推移

（単位：人）

		平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	平成31年 (2019)
定員		211	221	195	120	130
	幼稚園	0	0	45	60	70
	認定こども園	31	41	60	60	60
	施設型給付を受けない幼稚園	180	180	90	0	0
計画値	1号認定	83	77	71	71	70
実績		99	113	137	133	105
	幼稚園	0	0	33	58	42
	認定こども園	39	59	74	75	63
	施設型給付を受けない幼稚園	60	54	30	0	0

※平成31年（2019）のみ4月1日時点在籍児童数（以下同）

■2号認定の推移

（単位：人）

		平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	平成31年 (2019)
定員		218	211	196	196	196
	保育所	42	0	0	0	0
	認定こども園	176	211	196	196	196
計画値	2号認定	230	223	210	203	202
実績値		246	217	217	193	181
	保育所	52	7	9	6	6
	認定こども園	194	210	208	187	175

■2号認定待機児童の推移

（単位：人）

	平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	平成31年 (2019)
3歳児	0	0	0	0	0
4歳児	0	0	0	0	0
5歳児	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0

■3号認定の推移

(単位：人)

		平成 27 年 (2015)	平成 28 年 (2016)	平成 29 年 (2017)	平成 30 年 (2018)	平成 31 年 (2019)
定員		162	159	159	159	159
	保育所	28	0	0	0	0
	認定こども園	134	159	159	159	159
計画値	3号認定	40	40	40	40	40
実績		234	228	213	208	166
	保育所	49	12	7	3	5
	認定こども園	185	216	206	205	161

■3号認定待機児童の推移

(単位：人)

	平成 27 年 (2015)	平成 28 年 (2016)	平成 29 年 (2017)	平成 30 年 (2018)	平成 31 年 (2019)
0 歳児	6	3	0	0	0
1 歳児	1	0	0	0	0
2 歳児	0	0	0	0	0
合計	7	3	0	0	0

(参考) 保育利用率の目標値設定について

国の基本指針では、3号認定の量の見込み割合である「保育利用率」の目標値を設定することとされています。保育利用率の目標値は、「量の見込み（3号認定子ども）÷各年度推計人数（0～2歳）×100＝（小数点第一まで）」により算出した数値とします。

		平成 27 年 (2015)	平成 28 年 (2016)	平成 29 年 (2017)	平成 30 年 (2018)	平成 31 年 (2019)
量の見込み (計画値)	保育利用率 (%)	62.3	61.8	60.9	62.4	62.6
	推計児童数人(0～2歳)(人)	263	262	256	250	246
実績	保育利用率 (%)	78.3	78.6	82.2	84.9	68.0
	推計児童数人(0～2歳)(人)	299	290	259	245	244



(2) 地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業の実施状況については、次のとおりです。

① 利用者支援事業

利用者支援事業については、計画期間において1か所の設置を目指していますが、平成30年(2018)時点では未設置で、通常の窓口業務を実施しています。

■利用者支援事業の推移

(単位：か所)

		平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)
確保方策(計画値)	実施か所数	1	1	1	1
	実施か所数(計)	0	0	0	0
確保数(実績)	基本型・特定型	0	0	0	0
	母子保健型	0	0	0	0

② 地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援拠点事業については、1か所で実施しています。計画値を上回る利用がみられたため、今後はニーズを適切に見込み、実施か所を増やすことも検討します。

■地域子育て支援拠点事業の推移

(単位：利用者数(人)/実施か所(か所))

		平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)
確保方策(計画値)	計画利用者数	442	440	430	420
	計画実施か所数	2	2	2	2
確保数(実績)	利用者数	400	891	1,223	773
	実施か所数	1	1	1	1

③ 妊婦健康診査事業

妊婦健康診査事業については、年度によって利用者数と計画値の乖離が大きく、平成28年(2016)以外では使用者数が計画値を下回っています。

■妊婦健康診査事業の推移

(単位：人日)

		平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)
確保方策(計画値)	計画利用者数	1,190	1,134	1,134	1,106
確保数(実績)	利用者数	980	1,551	941	897

④ 乳児家庭全戸訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業については、毎年70～80人の訪問を行い、町内の全乳幼児・産婦を把握しました。

■乳児家庭全戸訪問事業の推移

(単位：人)

		平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)
確保方策(計画値)	計画利用者数	85	81	81	79
確保数(実績)	利用者数	73	88	76	76

⑤ 養育支援訪問事業

計画期間における養育支援訪問事業について、年々利用者及び件数が増加しており、計画値を大きく上回る推移となっています。

■養育支援訪問事業の推移

(単位：人)

		平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)
確保方策(計画値)	計画利用者数	19	18	18	17
	実施体制	保健師による対応	保健師による対応	保健師による対応	保健師による対応
確保数(実績)	利用者数	32	67	95	72
	実施体制	保健師による対応	保健師による対応	保健師による対応	保健師による対応

⑥ 子育て短期支援事業

子育て短期支援事業については、五戸町では実施していません。

⑦ 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

子育て援助活動支援事業については、五戸町単独での実施はないため、第1期計画策定時に量の見込みや確保方策を設定していません。

今後も引き続き、八戸市ファミリー・サポート・センターの利用を促進します。

⑧ 一時預かり事業（幼稚園預かり保育・幼稚園預かり保育以外）

一時預かり事業について、幼稚園預かり保育（1号認定）は、平成30年（2018）現在、町内5か所で実施しています。ニーズの増加から当初の想定以上の利用があり、計画値との大きな乖離が生じています。

幼稚園預かり保育以外の利用は、町内1か所で実施されており、各年で計画値を下回る推移となっています。実施施設で保育士数が不足していた際、受入を制限しており、今後も一定以上のニーズが見込まれるため、実施施設数を増やすことも検討します。

■一時預かり事業の推移（幼稚園預かり保育）（単位：利用者数（人日）/実施か所（か所））

		平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)
確保方策 (計画値)	計画利用者数	6,870	6,800	6,800	6,800
	計画実施か所数	5	5	5	5
確保数 (実績)	利用者数	10,422	10,567	12,650	13,670
	実施か所数	5	5	5	5

■一時預かり事業の推移（幼稚園預かり保育以外）（単位：利用者数（人日）/実施か所（か所））

		平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)
確保方策 (計画値)	一時預かり事業(在園児対象型以外)による計画利用者数	300	600	600	600
	子育て援助活動支援事業による計画利用者数	0	0	0	0
	計	300	600	600	600
確保数 (実績)	一時預かり事業(在園児対象型以外)による計画利用者数	155	121	107	121
	子育て援助活動支援事業による計画利用者数	0	0	0	0
	計	155	121	107	121

⑨ 延長保育事業（時間外保育）

延長保育事業については、平成30年（2018）現在、町内5か所で実施しており、計画期間における利用者数は計画値を若干下回る推移となっています。

■延長保育事業の推移（単位：利用者数（人）/実施か所（か所））

		平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)
確保方策（計画値）	計画利用者数	340	325	312	303
	計画実施か所数	5	5	5	5
確保数（実績）	利用者数	294	287	252	268
	実施か所数	5	5	5	5

⑩ 病児保育事業、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業）

病児保育事業、子育て援助活動支援事業は、五戸町では実施していません。
八戸市の実施施設を利用可能であることを周知しています。

⑪ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

放課後児童健全育成事業については、低学年では計画値を上回る利用のある年度もありますが、高学年では計画値を下回る利用となっています。平成 31 年度には実施施設を 5 施設から 4 施設に減らします。

放課後子ども総合プランによる実施については、平成 29 年度から実施場所を町立公民館から五戸小学校内空き教室に変更しており、今後、より一体的な実施を検討します。

■放課後児童健全育成事業の推移

（単位：利用者数（人）/実施か所（か所））

		平成 27 年 (2015)	平成 28 年 (2016)	平成 29 年 (2017)	平成 30 年 (2018)
確保方策 (計画値)	低学年の計画利用者数	158	163	165	165
	高学年の計画利用者数	47	42	40	40
	計	205	205	205	205
	実施か所	5	5	5	5
確保数 (実績)	低学年の利用者数	150	150	171	161
	高学年の利用者数	1	1	4	3
	計	151	155	175	174
	実施か所	5	5	5	5

■放課後子ども総合プランによる実施の推移

（単位：利用者数（人）/実施か所（か所））

	平成 27 年 (2015)	平成 28 年 (2016)	平成 29 年 (2017)	平成 30 年 (2018)
放課後子ども教室利用者数	17	21	34	35
放課後子ども教室実施か所	1	1	1	1

⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

実費徴収に係る補足給付を行う事業については、生活保護世帯の児童が対象となっています。平成 27、28 年度は対象児童が在籍していたため、実施しました。

今後も生活保護受給状況を確認しつつ、実施を予定しています。

⑬ 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

五戸町では第 1 期計画策定時に量の見込みや確保方策を設定していません。

3 子育て家庭の状況（アンケート結果概要）

（1）調査の目的と実施概要

本計画の策定にあたり、就学前児童及び小学生児童のいる家庭の意識・意見等を収集し、計画の基礎資料とすることを目的として平成31年2月に実施しました。

（2）回収状況

図表 回収状況

対象	配付数	回収数	未回収票数	回収率
就学前児童のいる家庭	350 票	173 票	177 票	49.4%
小学生児童のいる家庭	150 票	77 票	73 票	51.3%

（3）回答者の概要（就学前児童・小学生児童）

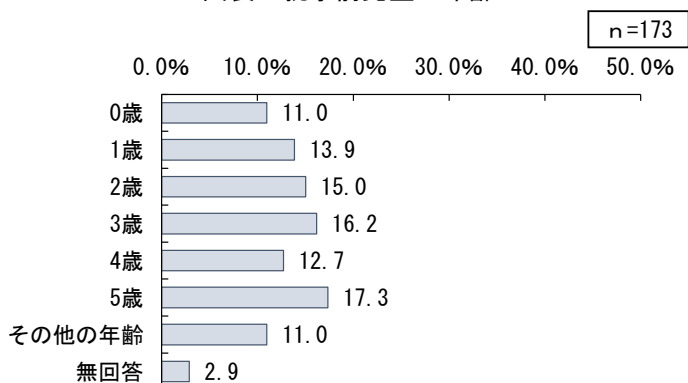
① お子さんの年齢

- ◎ 就学前児童のいる家庭の回答は、「0～2歳児のいる家庭」が4割、「3歳児以上のいる家庭」が5割を占めています。
- ◎ 小学生児童のいる家庭の回答は、「小学1～3年生（低学年）」が9割を占めています。

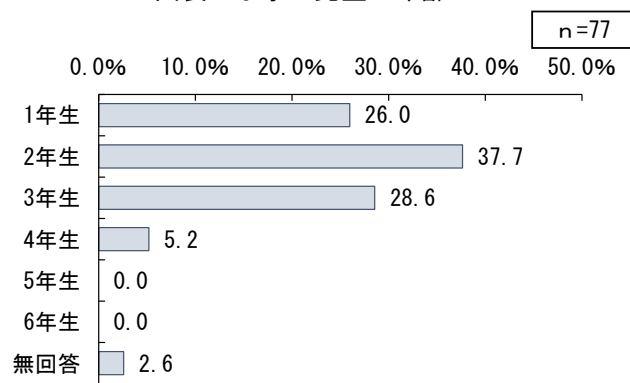
お子さんの年齢から就学前児童のいる家庭の回答は、「0～2歳児のいる家庭」が39.9%、「3歳児以上のいる家庭」が46.2%となっています。

また、小学生児童のいる家庭の回答は、「小学1～3年生（低学年）」が92.3%、「小学4～6年生（高学年）」はすべて小学4年生であり、5.2%をそれぞれ占めています。

図表 就学前児童の年齢



図表 小学生児童の年齢



※ 「n」は当該設問の回答者数（限定設問においては該当者数）を示しています。

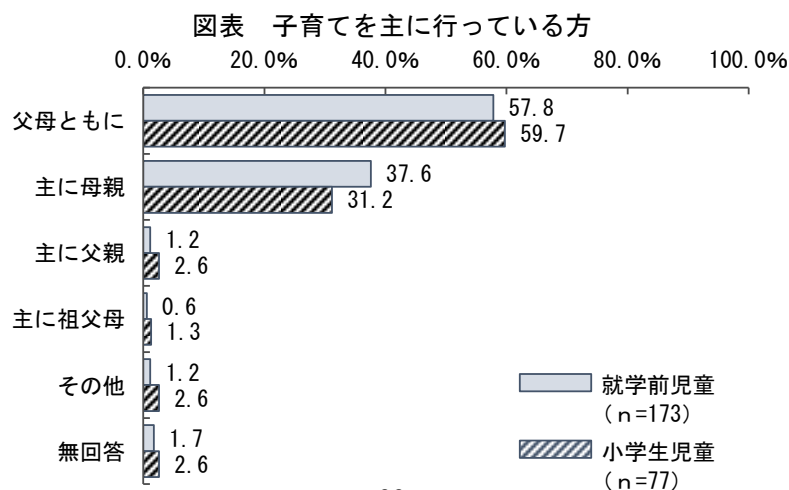
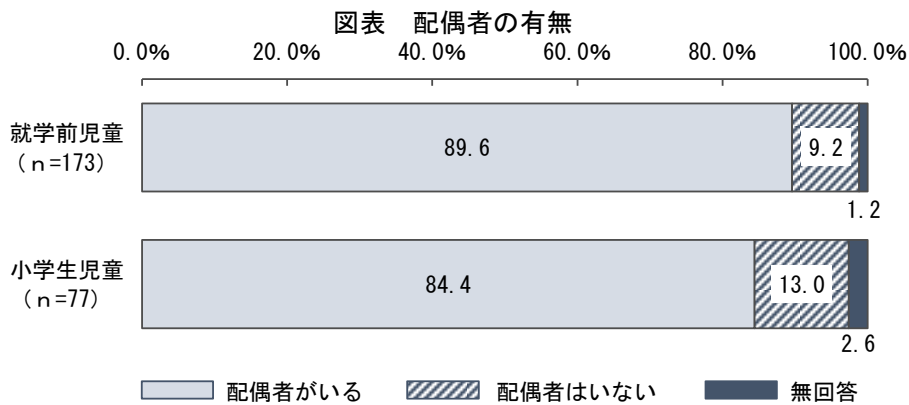
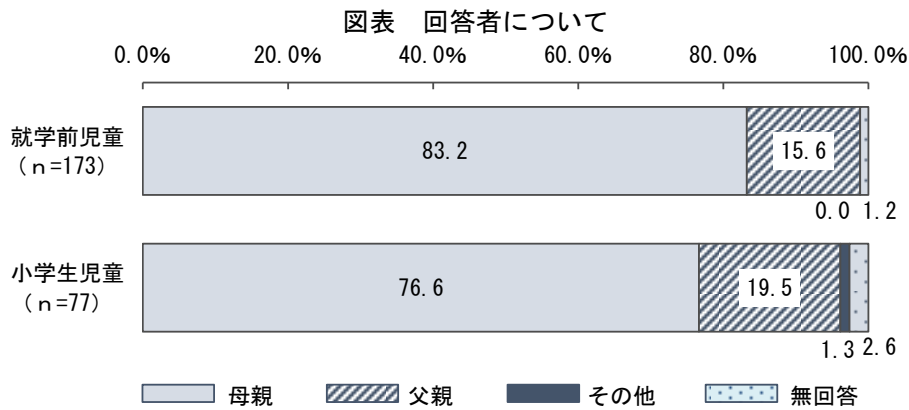
② 本調査の回答者・配偶者の有無

- ◎ 調査票への回答は、就学前児童・小学生児童のいる家庭ともに、「母親」が主に回答しており、半数以上が子育てを「父母ともに」行っています。
- ◎ 配偶者の回答状況から就学前児童・小学生児童のいる家庭ともに、1割程度がひとり親家庭の回答とみられます。

本調査での回答は就学前児童のいる家庭では83.2%、小学生児童のいる家庭では76.6%が「母親」の回答であり、本調査では、特に母親の視点からの回答が中心とみられます。

また、配偶者の有無から、ひとり親と考えられる家庭（※配偶者がいないと回答した家庭）は、就学前のいる家庭で9.2%、小学生児童のいる家庭で13.0%となっています。

なお、子育てを主に行っている方について、「父母ともに」を就学前のいる家庭(57.8%)、小学生児童のいる家庭(59.7%)とともに最上位に挙げています。



(4) 母親の就労状況

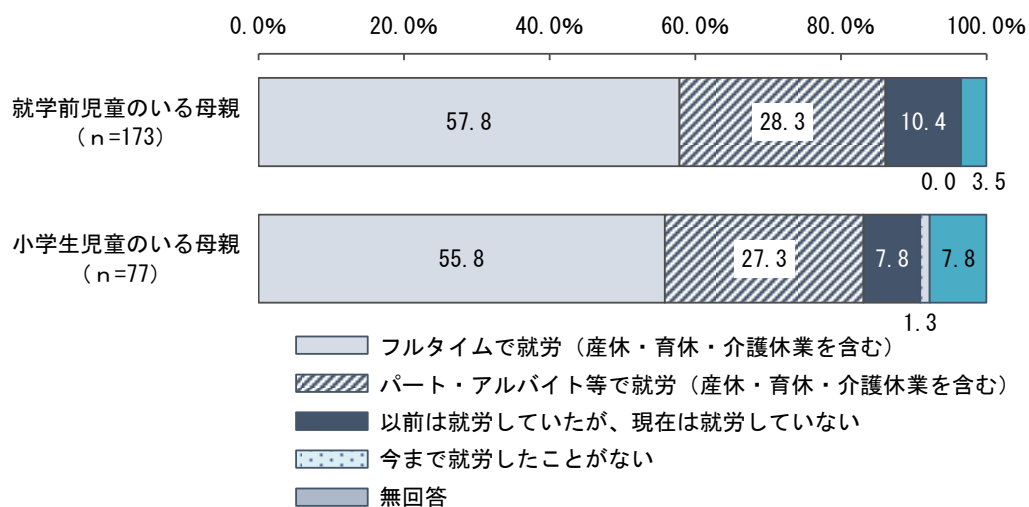
① 母親の就労状況

- ◎ 回答のあった母親の就労している割合（現在休業中を含む）は、就学前児童では9割、小学生児童のいる家庭では8割を占めています。
- ◎ 家庭内の就労状況として“共働き”の割合は、就学前児童のいる家庭で7割強、小学生児童のいる家庭で6割強をそれぞれ占めています。

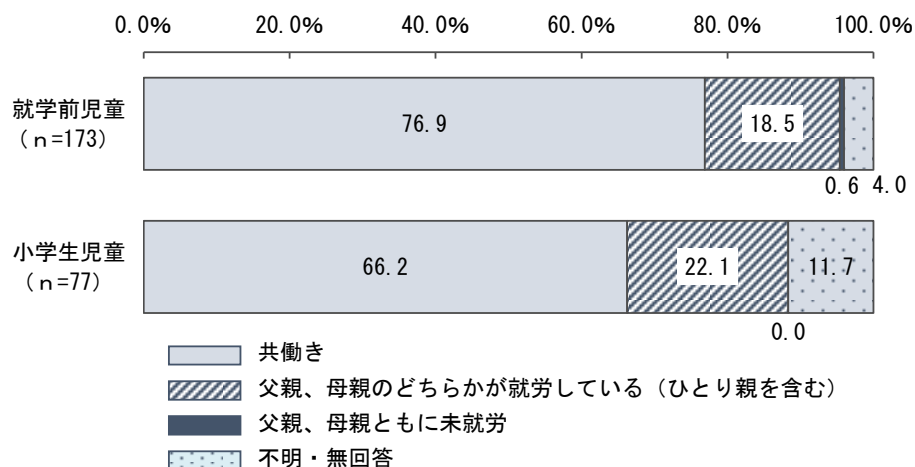
現在は育休、介護休業中の方を含めた母親の就労状況について、就学前児童のいる家庭では、「就労している（フルタイム）」（57.8%）、「就労している（パートタイム、アルバイト等）」（28.3%）を合わせた就労している方は86.1%、小学生児童のいる家庭では、「就労している（フルタイム）」（55.8%）、「就労している（パートタイム、アルバイト等）」（27.3%）を合わせた就労率は83.1%となっています。

参考までに、父親の就労状況と母親の就労状況の状況から、家庭内の就労状況をみると、ともに就労している家庭（共働き）は、就学前児童のいる家庭で76.9%、小学生児童のいる家庭で66.2%、父親、母親のどちらかが就労している（ひとり親を含む）家庭は、就学前児童のいる家庭で18.5%、小学生児童のいる家庭で22.1%となっています。

図表 現在の就労状況



(参考) 家庭内の就労状況



② 今後の就労意向について

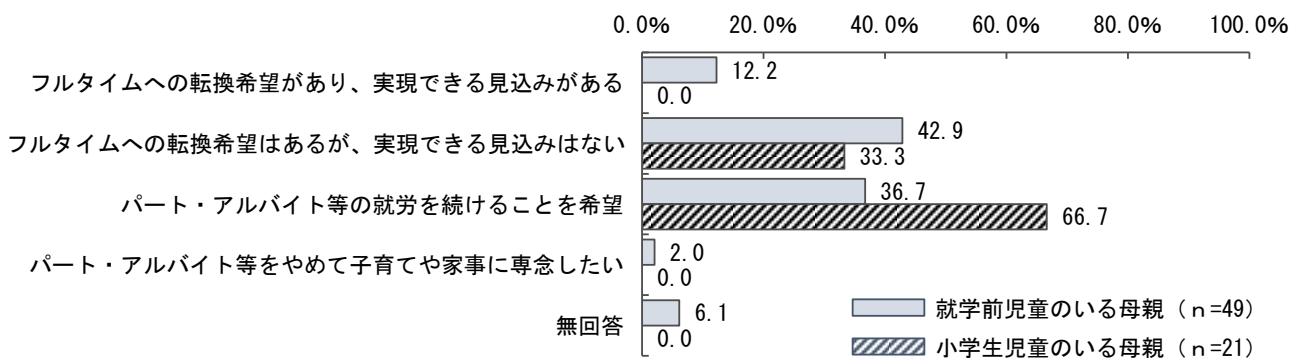
- ◎ パート・アルバイト等からフルタイムへの転換について、就学前児童では「フルタイムへの転換希望はあるが、予定はない」、小学生児童の母親では「パート・アルバイト等の就労を続けることを希望」と回答した割合が最も高くなっています。
- ◎ 現在就労していない母親のうち、就学前児童の母親では6割、小学生児童の母親では7割弱が“就労したい”と回答しています。

今後の就労意向として、「パート・アルバイト等で就労している」母親のフルタイムへの転換意向をみると、就学前児童の母親では「フルタイムへの転換希望はあるが、予定はない」(42.9%)、小学生児童の母親では「パート・アルバイト等の就労を続けることを希望」(66.7%)が最も多くなっています。

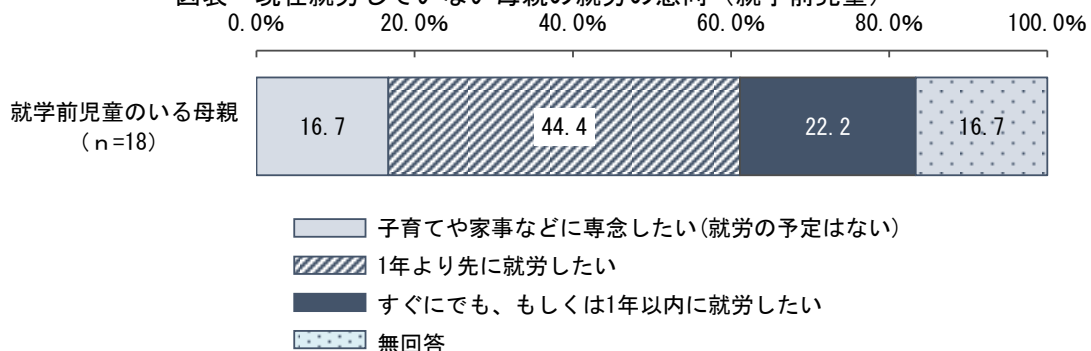
また、「フルタイムへの転換できる見込みがある」と回答した割合は、就学前児童の母親で12.2%であり、小学生児童の母親の回答はありませんでした。

そのほか、就学前児童の母親(n=18)の現在就労していない方で、今後“就労したい(「1年より先に就労したい」、または「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」)”意向のある潜在的な就労意向は、66.6%となっています。

図表 就労している母親の就労の意向



図表 現在就労していない母親の就労の意向 (就学前児童)



図表 一番下の子どもが[]歳になったところに就労したい (母親)

(n=8)

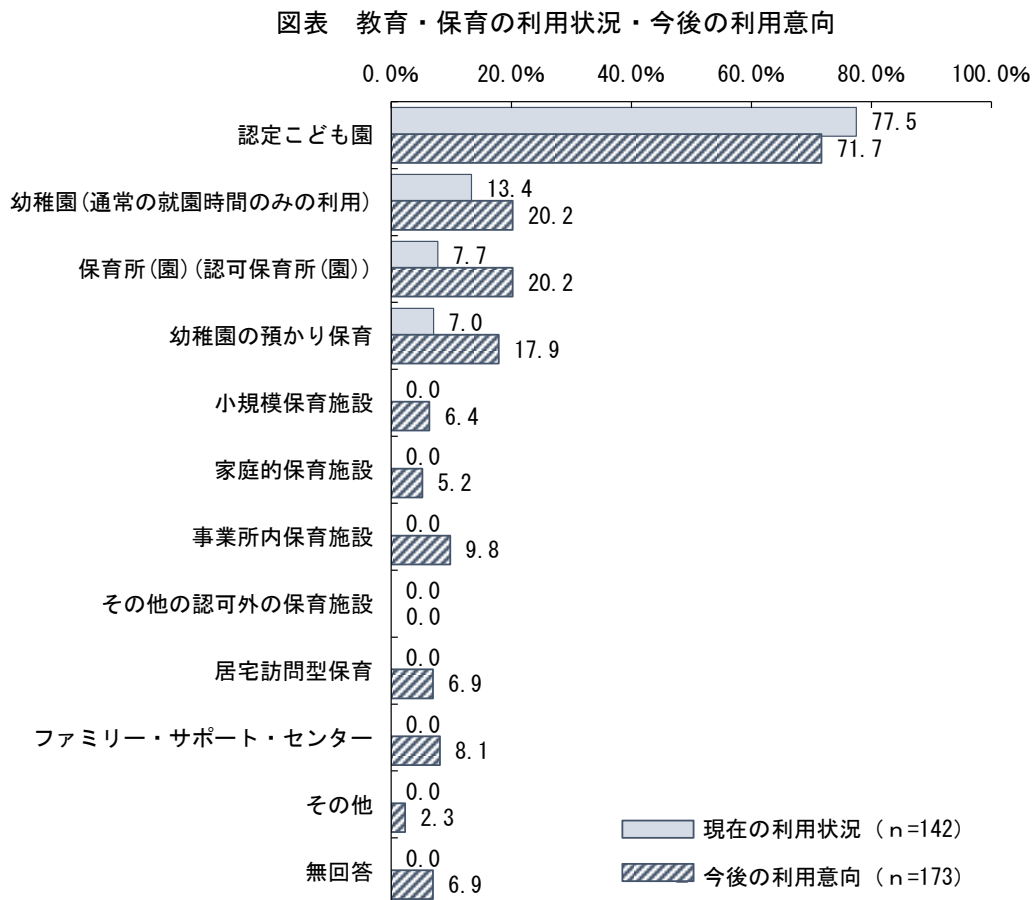
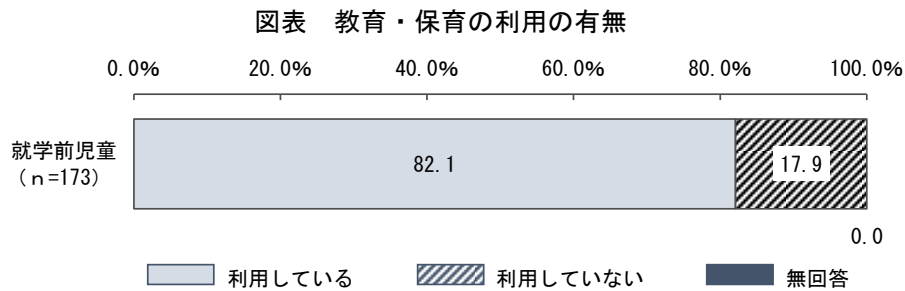
(単位: 歳)	
平均年齢	2.8 歳
最大	7.0 歳
最小	1.0 歳

(5) 教育・保育の利用状況・今後の利用意向（就学前児童）

◎ 回答のあった就学前児童の教育・保育施設の利用率は8割、主な利用、今後の利用意向ともに、「認定こども園」、「幼稚園(通常の就園時間のみ利用)」、「保育所(園)」を上位に挙げています。

就学前児童の教育・保育施設を現在「利用している」割合は82.1%で、利用しているサービスとしては、「認定こども園」(77.5%)、「幼稚園(通常の就園時間のみ利用)」(13.4%)、「保育所(園)」(7.7%)を上位に挙げています。

また、今後の定期的な利用の意向としては、「認定こども園」(71.7%)、「幼稚園(通常の就園時間のみ利用)」、「保育所(園)」(ともに20.2%)を挙げています。



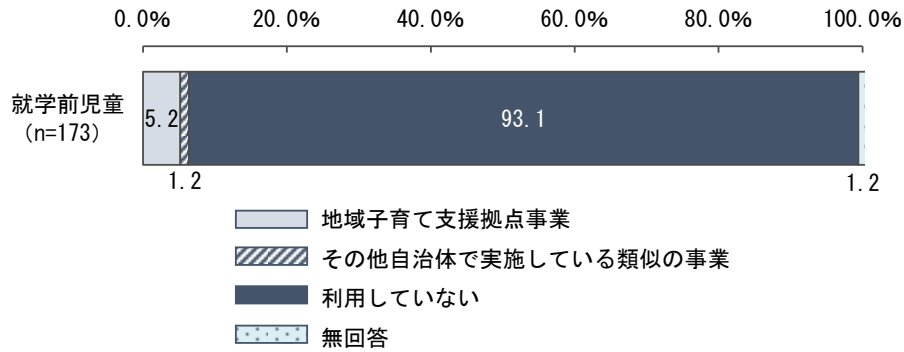
(6) 地域子育て支援拠点事業について（就学前児童）

- ◎ 就学前児童のいる家庭の1割未満が、町内、他自治体の地域子育て支援拠点事業を「利用している」と回答しています。
- ◎ 地域子育て支援拠点事業の利用意向として3割弱が「利用していないが、今後利用したい」、「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」と回答しています。

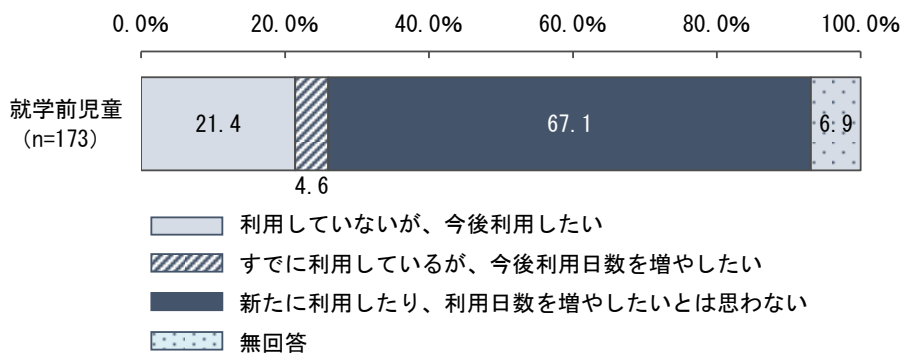
地域子育て支援拠点事業の利用状況として、「地域子育て支援拠点事業」、または「その他自治体で実施している類似の事業」の利用は6.4%となっています。

また、地域子育て支援拠点事業の今後利用意向について、「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」が67.1%と最も多くなっており、「利用していないが、今後利用したい」(21.4%)、「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」(4.6%)を合わせた利用意向は、26.0%となっています。

図表 子育て支援拠点事業の利用状況



図表 今後の利用意向



(7) 土日・休日、長期休暇の利用・病気の際の預かりについて（就学前児童）

① 土日・休日、長期休暇の利用について

◎ 教育・保育施設等の土日・休日利用について、土曜日は7割、日曜・祝日は4割の利用希望がみられます。

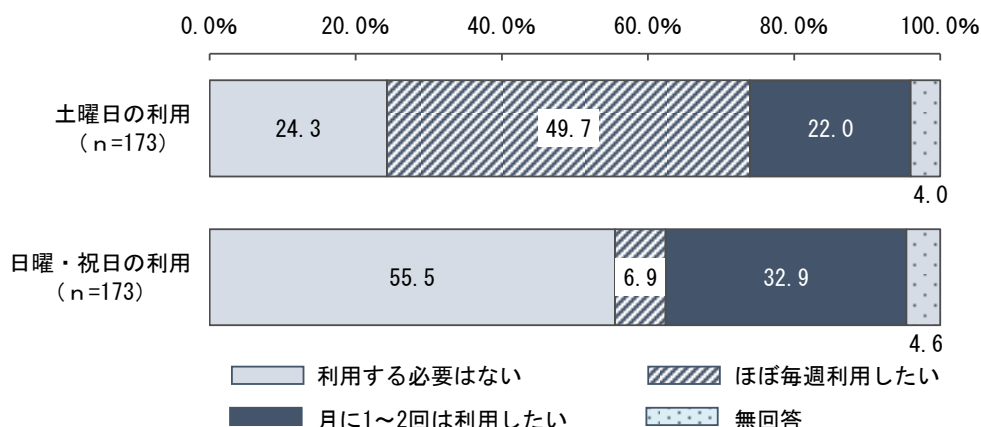
◎ 長期休暇期間中の利用希望として、9割弱が休みの期間中、“ほぼ毎日”または“週に数日”利用したいと回答しています。

土曜日、日曜・祝日の教育・保育施設等の利用希望をみると、土曜日については「利用する必要はない」が24.3%を占め、“利用したい（「月に1～2回は利用したい」、または「ほぼ毎週利用したい）」意向は、71.7%となっています。

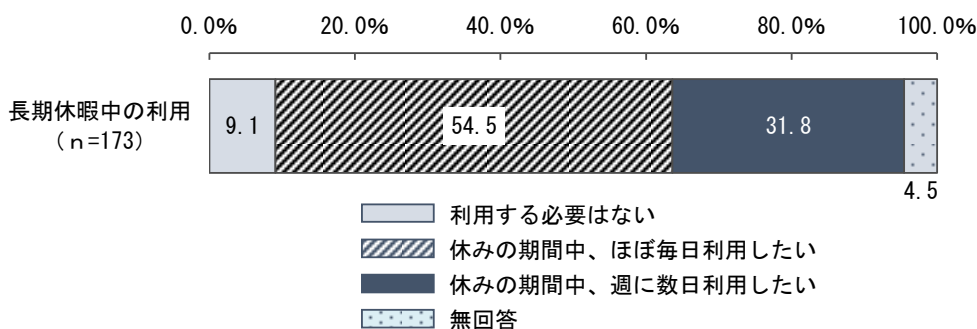
同様に、日曜・祝日については、「利用する必要はない」が55.5%を占め、“利用したい（「月に1～2回は利用したい」、または「ほぼ毎週利用したい）」意向は39.8%となっています。

なお、長期休暇期間中の教育・保育事業の利用希望は、「休みの期間中、ほぼ毎日利用したい」（54.5%）、「休みの期間中、週に数日利用したい」（31.8%）合わせた86.3%が“利用したい”と回答しています。

図表 土日・祝日の利用状況について



図表 長期休暇の幼稚園利用



② 病気の際の預かりについて

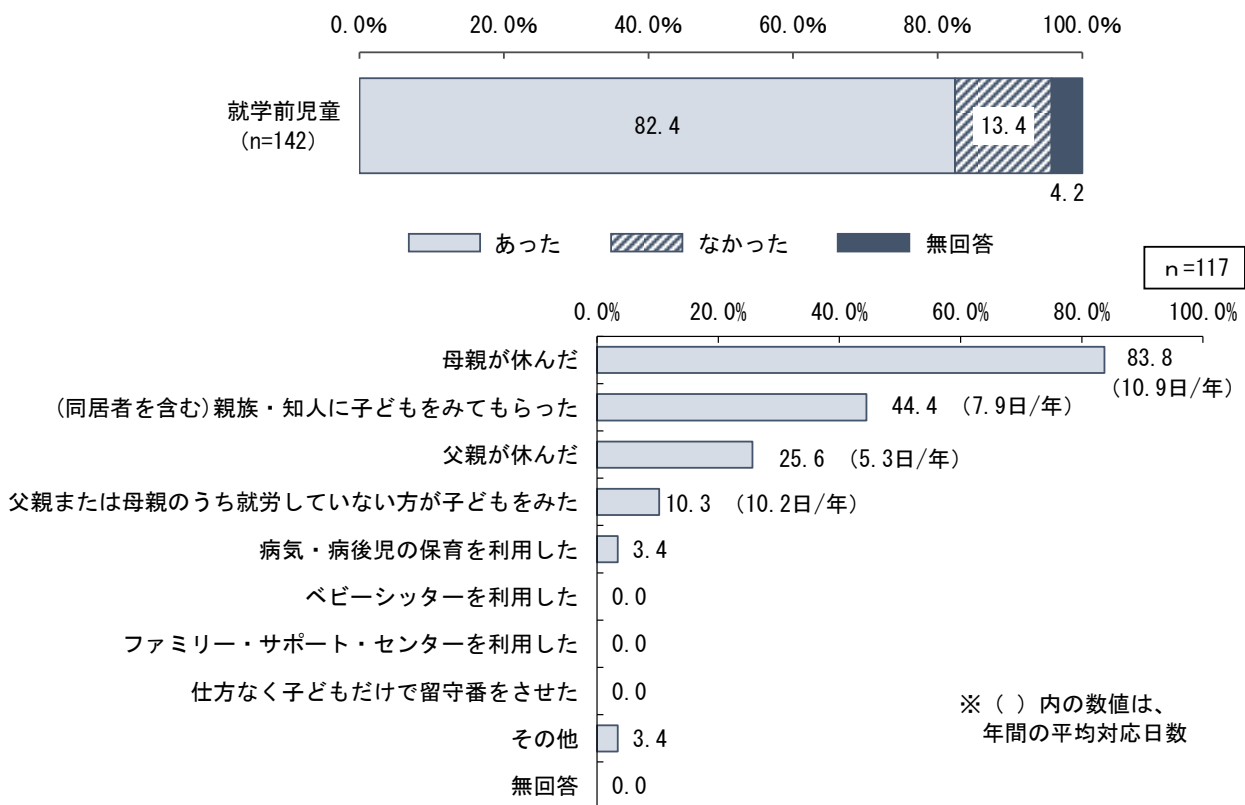
- ◎ 回答のあった就学前児童のいる家庭の8割が、この1年間で、子どもが病気やケガで通常の事業が利用できなかったと回答し、その際に保護者や親族がみることで対処している状況がみられます。
- ◎ 病児・病後児のための保育施設等の利用意向については5割となっています。

平日の定期的な教育・保育事業を「利用している」と回答した方 (n=142) のうち、この1年間で、子どもが病気やケガで通常の事業が利用できなかったことについて、82.4%が「あった」と回答しています。

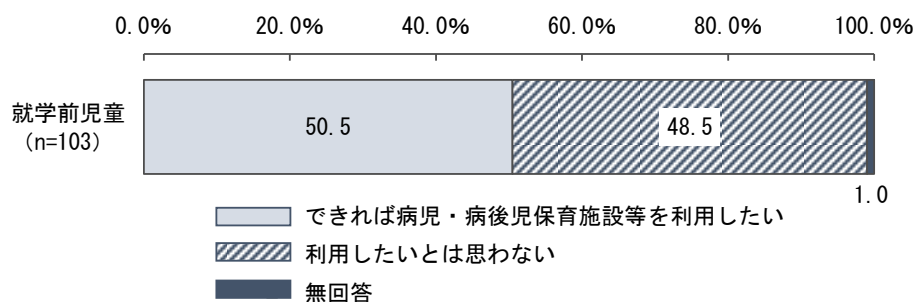
その際の対処法としては、「母親が休んだ」(83.8%) が最も多く、次いで「親族・知人に子どもをみてもらった」(44.4%)、「父親が休んだ」(25.6%) を上位に挙げています。

なお、病児・病後児のための保育施設等の利用意向については、「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」が50.5%、「利用したいと思わない」が48.8%となっています。

図表 子どもの病気やケガで通常の事業が利用できなかった経験とその対処法について



図表 病児・病後児のための施設利用希望について



(8) 放課後の過ごし方について (就学前児童・小学生児童)

① 放課後の過ごし方について

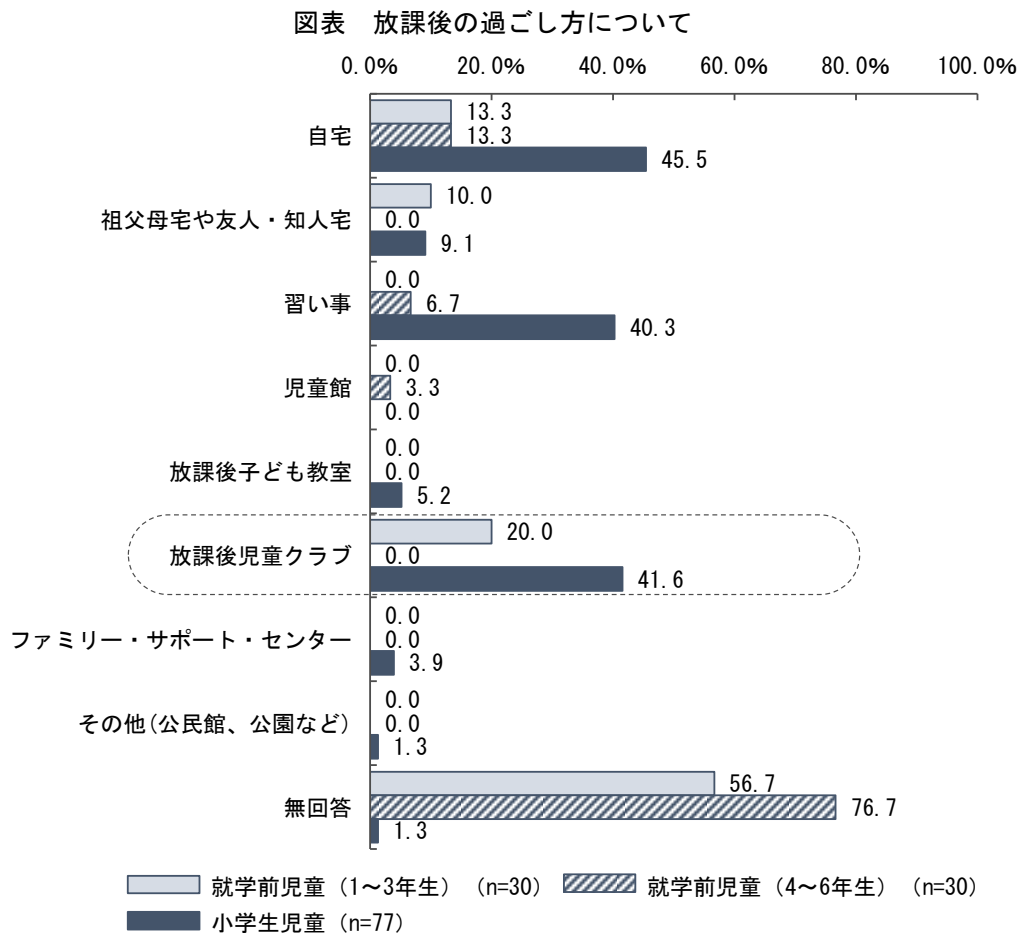
◎ 小学生児童の放課後児童クラブの利用率は4割、来年度就学予定の児童を持つ保護者のうち、「利用したい」との回答は2割となっています。

小学生児童の放課後児童クラブを「利用している」と回答した割合は41.6%となっており、来年度就学予定の児童を持つ保護者(n=30)で低学年(1~3年生)時に放課後児童クラブを「利用したい」とする人は20.0%を占めています。

なお、高学年(4~6年生)時まで「利用したい」とする回答はみられませんでした。

一方、放課後の過ごし方について、就学前児童のいる家庭では、低学年時には「放課後児童クラブ」(20.0%)、「自宅」(13.3%)、「祖父母宅や友人・知人宅」(10.0%)を、高学年時には「自宅」(13.3%)、「習い事」(6.7%)、「児童館」(3.3%)を上位に挙げています。

また、小学生児童のいる家庭では、「自宅」(45.5%)、「放課後児童クラブ」(41.6%)、「習い事」(40.3%)を上位に挙げています。



図表 放課後の過ごし方について（就学前・小学生児童：上位3項目）

	第1位	第2位	第3位
就学前児童（低学年） （n=30）	放課後児童クラブ 20.0%	自宅 13.3%	祖父母宅や友人・知人宅 10.0%
就学前児童（高学年） （n=30）	自宅 13.3%	習い事 6.7%	児童館 3.3%
小学生児童 （n=77）	自宅 45.5%	放課後児童クラブ 41.6%	習い事 40.3%

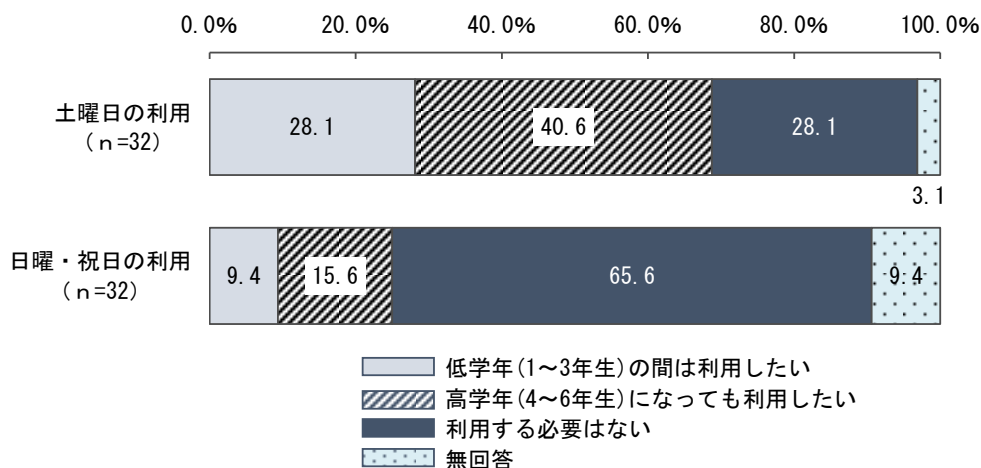
② 土日・休日、長期休暇の利用について（小学生）

- ◎ 放課後児童クラブの土日・休日利用希望は、“低学年の間”が中心であり、土曜日は3割、日曜・祝日は1割の利用希望がみられます。
- ◎ 長期休暇期間中の利用希望として、2～3割が休みの期間中、“低学年の間”または“高学年になっても”利用したいと回答しています。

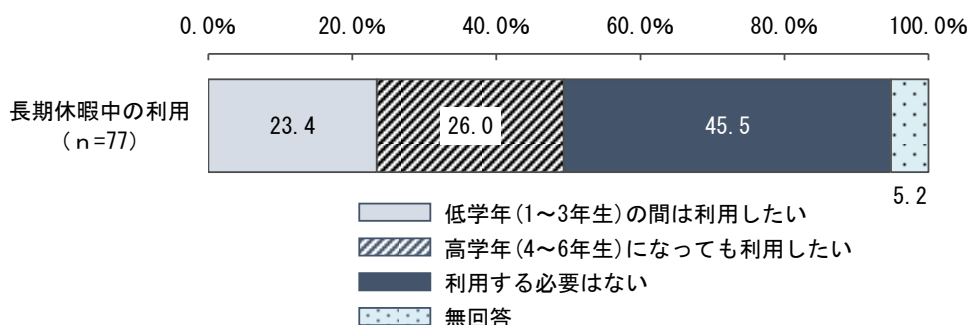
小学生児童の土曜日、日曜・祝日の放課後児童クラブの利用希望をみると、土曜日については、「低学年の間は利用したい」が28.1%、「高学年になっても利用したい」が40.6%、「利用する必要はない」が28.1%を占める一方、日曜・祝日は、「利用する必要はない」が65.6%を占めています。

なお、長期休暇期間中の利用希望は、「低学年の間は利用したい」が23.4%、「高学年になっても利用したい」が26.0%、「利用する必要はない」が45.5%を占めています。

図表 土日の利用状況について



図表 長期休暇の利用



(9) 家庭の子育て環境について（就学前児童・小学生児童）

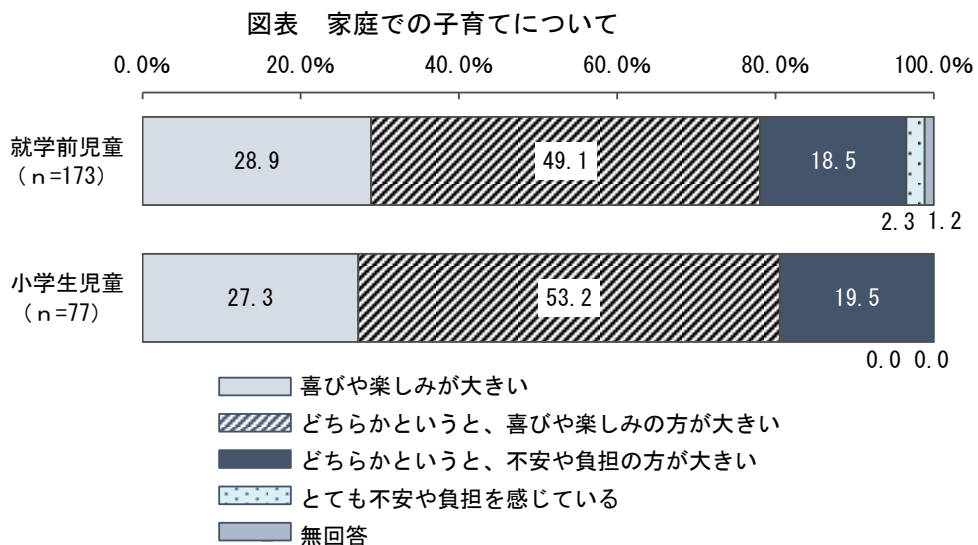
① 家庭での子育てについて

- ◎ 家庭での子育てについて、就学前児童、小学生児童のいる家庭の8割が「喜びや楽しみが大きい」、「どちらかという、喜びや楽しみの方が大きい」と回答しています。
- ◎ 子育てに関して悩みや気にかかることについて、「大いに思う」、「どちらかというと思う」を合わせた割合の高い項目として、就学前児童のいる家庭、小学生児童のいる家庭ともに、“自分の時間が十分に持てない”を最上位に挙げています。

家庭での子育てについて「喜びや楽しみが大きい」、「どちらかという、喜びや楽しみの方が大きい」と回答した割合は、就学前児童のいる家庭では78.0%、小学生児童のいる家庭では80.5%を占めています。

一方で、就学前児童のいる家庭の20.8%、小学生児童のいる家庭の19.5%が、「どちらかという、不安や負担の方が大きい」、「とても不安や負担を感じている」と回答しています。

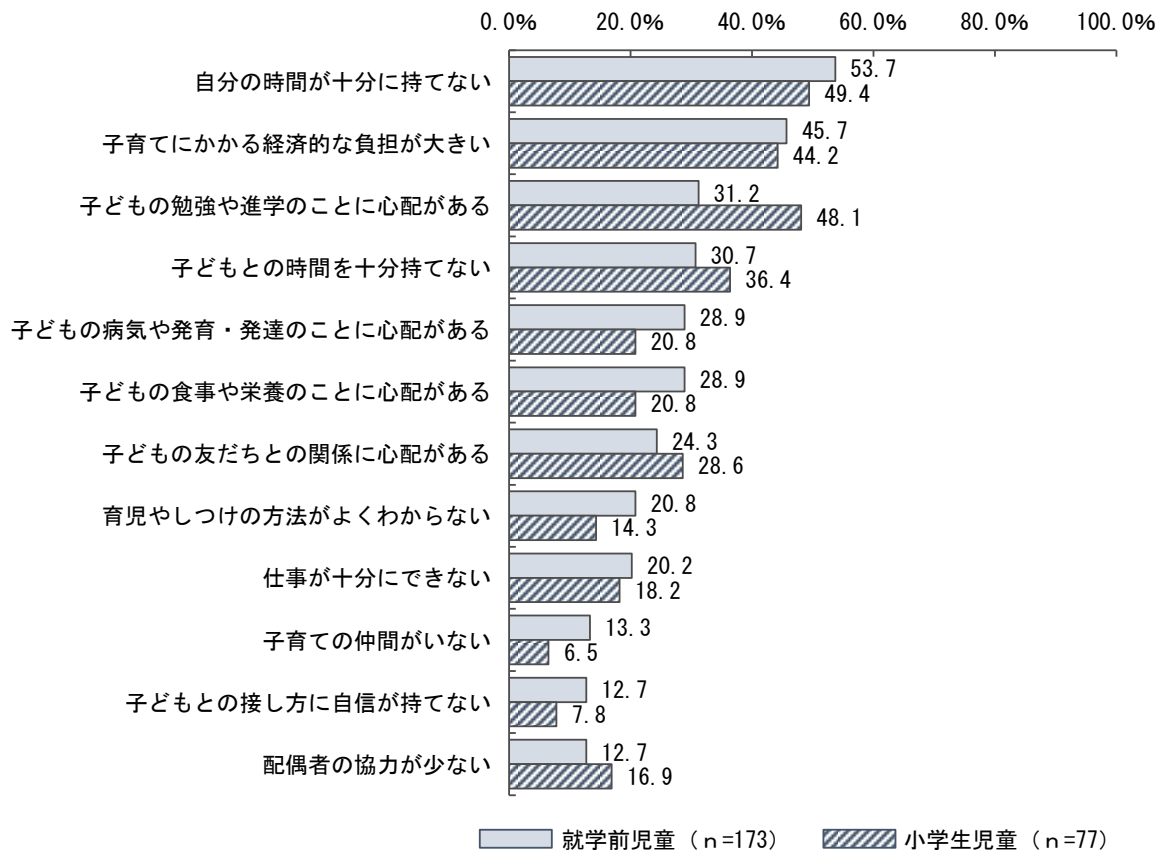
なお、子育てに関して悩みや気にかかることについて、就学前児童のいる家庭、小学生児童のいる家庭ともに、“自分の時間が十分に持てない”、“子育てにかかる経済的な負担が大きい”、“子どもの勉強や進学のことに関心がある”を、ともに「大いに思う」、「どちらかというと思う」項目として上位に挙げています。



図表 子育てに関して悩みや気にかかることについて
(就学前・小学生別：上位3項目)

	第1位	第2位	第3位
就学前児童 (n=173)	自分の時間が十分に持てない 53.7%	子育てにかかる経済的な負担が大きい 45.7%	子どもの勉強や進学のことに関心がある 31.2%
小学生児童 (n=77)	自分の時間が十分に持てない 49.4%	子どもの勉強や進学のことに関心がある 48.1%	子育てにかかる経済的な負担が大きい 44.2%

図表 子育てに関して悩みや気にかかることについて
 (「大いに思う」、「どちらかというと思う」と回答した割合)



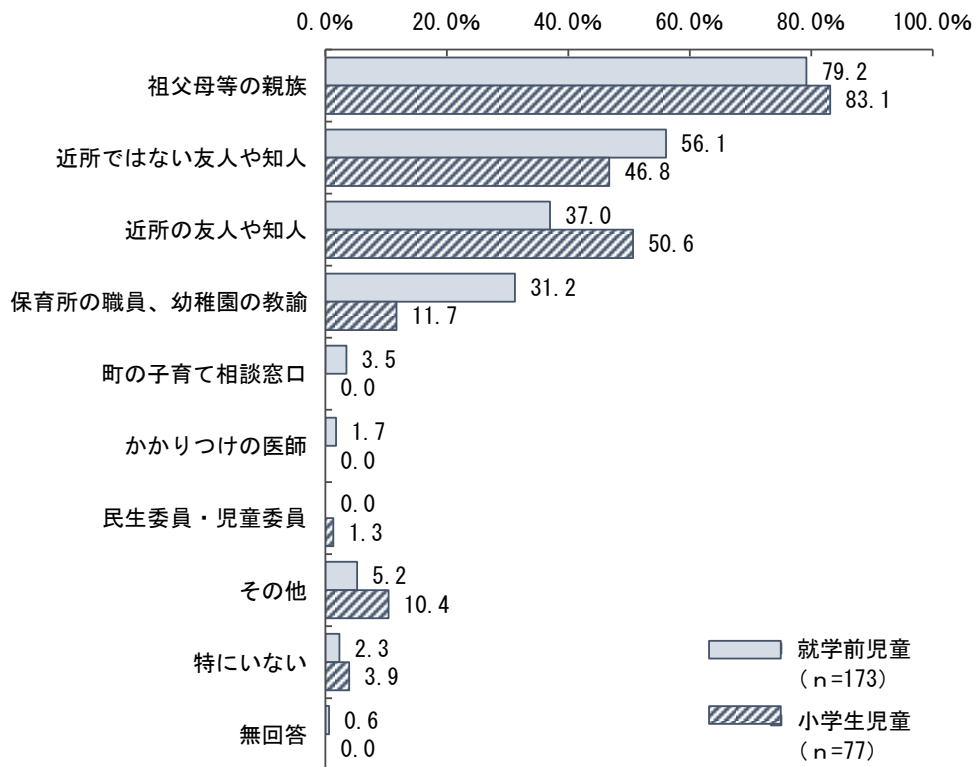
② 子育てに関して相談できる人

- ◎ 子育てに関して気軽に相談できる人について、就学前児童・小学生児童のいる家庭ともに、「祖父母等の親族」を最上位に挙げています。
- ◎ 子育てに関して相談できる人が「特にない」割合は、就学前児童・小学生児童のいる家庭ともに、1割未満となっています。

子育てに関して気軽に相談できる人について、就学前児童のいる家庭、小学生児童のいる家庭ともに、「祖父母等の親族」、「近所ではない友人や知人」、「近所の友人や知人」をともに上位に挙げています。

また、「特にない」と回答した家庭は、就学前のいる家庭で2.3%、小学生児童のいる家庭で3.9%となっています。

図表 子育てに関して相談できる人



図表 子育てに関して相談できる人
(就学前・小学生別：上位3項目)

	第1位	第2位	第3位
就学前児童 (n=173)	祖父母等の親族 79.2%	近所ではない友人や知人 56.1%	近所の友人や知人 37.0%
小学生児童 (n=77)	祖父母等の親族 83.1%	近所の友人や知人 50.6%	近所ではない友人や知人 46.8%

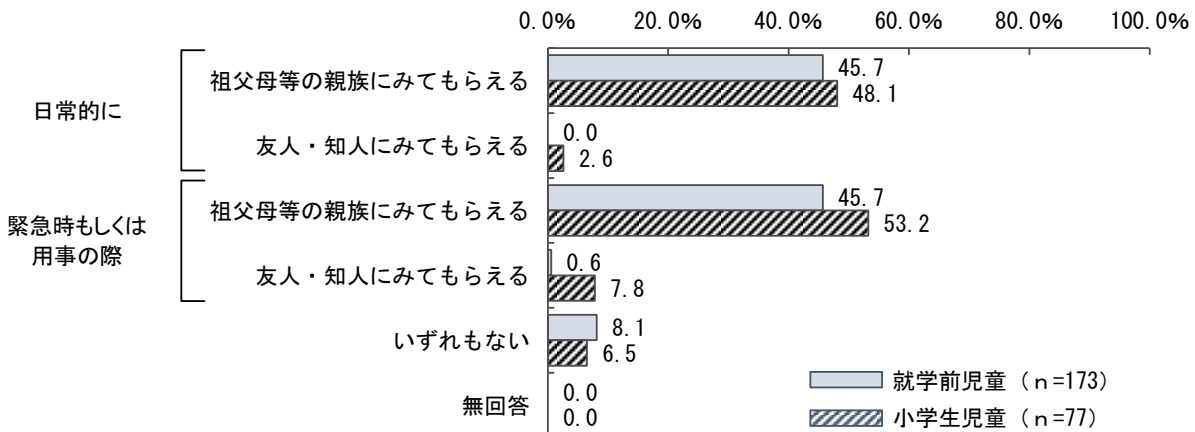
③ 日頃、お子さんをみてもらえる親族・知人

- ◎ 就学前児童・小学生児童のいる家庭ともに、いざというときには子どもをみてもらえる環境にあります。
- ◎ お子さんを預かってもらえる親族・友人が「いずれもない」割合は、就学前児童・小学生児童のいる家庭ともに、1割程度を占めています。

日頃、お子さんをみてもらえる親族の状況を見ると、就学前児童のいる家庭では、日常的にみてもらえる、緊急時や用事の際はみてもらえる割合が、ともに45.7%、小学生児童のいる家庭では、日常的にみてもらえる割合が48.1%、緊急時や用事の際はみてもらえる割合が53.2%となっており、4割強～5割の家庭で、いざというときの預かりや子育て相談など、子育て家庭を支える環境にあります。

一方で、お子さんを預かってもらえる親族・知人が「いずれもない」と回答した割合は、就学前児童のいる家庭で8.1%、小学生のいる家庭で6.5%となっており、地域での孤立状態が懸念されます。

図表 お子さんをみてもらえる親族・知人



④ 育児休暇の取得・仕事と家庭の両立について

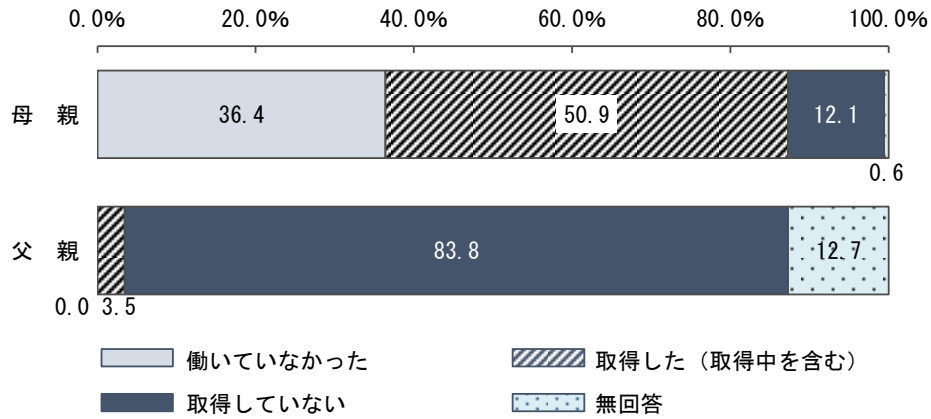
- ◎ 就学前児童の母親の育児休暇取得状況は5割、父親は1割未満となっており、取得状況に差がみられます。
- ◎ 小学生児童のいる家庭にとって、子どもを育てながら働き続けるために必要なこととして「教育・保育に対する経済的な負担の軽減」を最上位に挙げています。

就学前児童のいる家庭の育児休暇の取得について、母親では50.9%、父親では3.5%となっています。

参考までに、子どもを育てながら働き続けるために、家庭・社会・職場において必要なことについて、小学生児童のいる家庭では、「教育・保育に対する経済的な負担の軽減」(62.3%)、「職場の仕事と子育ての両立に対する理解・意識改革」(49.4%)、「保育所や放課後児童クラブなど、子どもを預けられる環境の整備」(41.6%)を上位に挙げています。

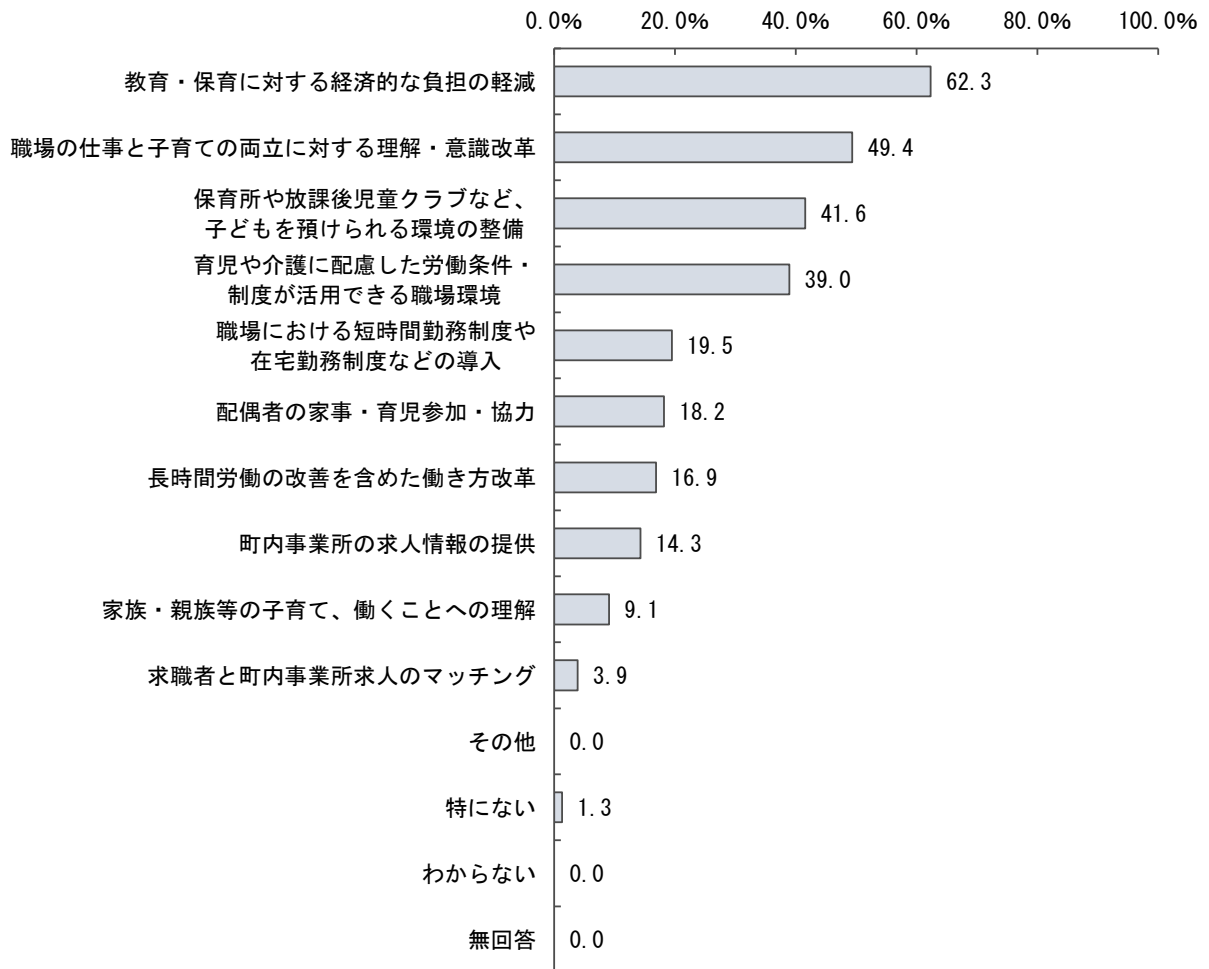
図表 育児休暇の取得状況（就学前児童）

n=173



図表 （参考）子どもを育てながら働き続けるために必要なこと（小学生児童）

n=77



(11) 地域の子育て環境について（就学前児童・小学生児童）

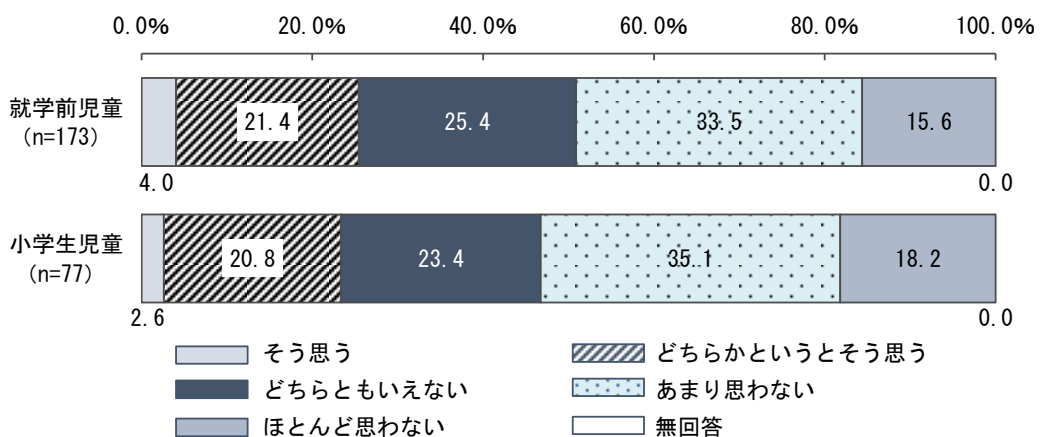
① 地域の子育て環境

- ◎ 安心して外出できる環境について、就学前児童のいる家庭、小学生児童のいる家庭の2~3割の保護者は、安心できる（「そう思う」、「どちらかというと思う」）と回答しています。
- ◎ 近所や地域に望むこととして、就学前児童のいる家庭、小学生児童のいる家庭ともに「子どもが良くないことをしているのを見かけたときは、注意してほしい」を最上位に挙げています。

子どもの遊び場や公園等、安心して外出できる環境について、安心できる（「そう思う」、「どちらかというと思う」）と回答した割合は、就学前児童のいる家庭では25.4%、小学生児童のいる家庭では23.4%となっています。

また、近所や地域に望むこととして、就学前児童のいる家庭、小学生児童のいる家庭ともに「子どもが危険な目に遭いそうなときは手助けや保護をしてほしい」、「子どもが良くないことをしているのを見かけたときは、注意してほしい」、「出会ったときに気軽に声をかけあうなど、子どもにかかわってほしい」を上位に挙げています。

図表 子どもや親が安心して外出できる環境について

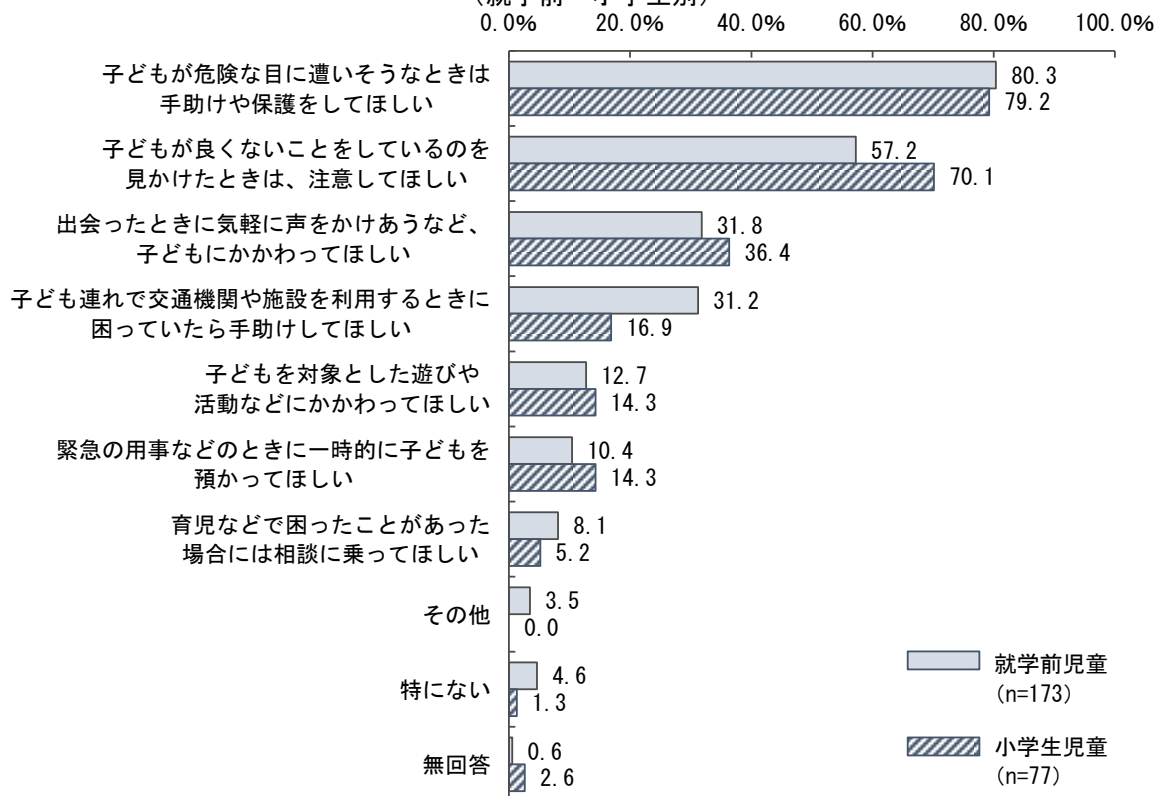


図表 近所や地域に望むこと
(就学前・小学生別：上位3項目)

	第1位	第2位	第3位
就学前児童 (n=173)	子どもが危険な目に遭いそうなときは手助けや保護をしてほしい 80.3%	子どもが良くないことをしているのを見かけたときは、注意してほしい 57.2%	出会ったときに気軽に声をかけあうなど、子どもにかかわってほしい 31.8%
小学生 (n=77)	子どもが危険な目に遭いそうなときは手助けや保護をしてほしい 79.2%	子どもが良くないことをしているのを見かけたときは、注意してほしい 70.1%	出会ったときに気軽に声をかけあうなど、子どもにかかわってほしい 36.4%

図表 近所や地域に望むこと

(就学前・小学生別)



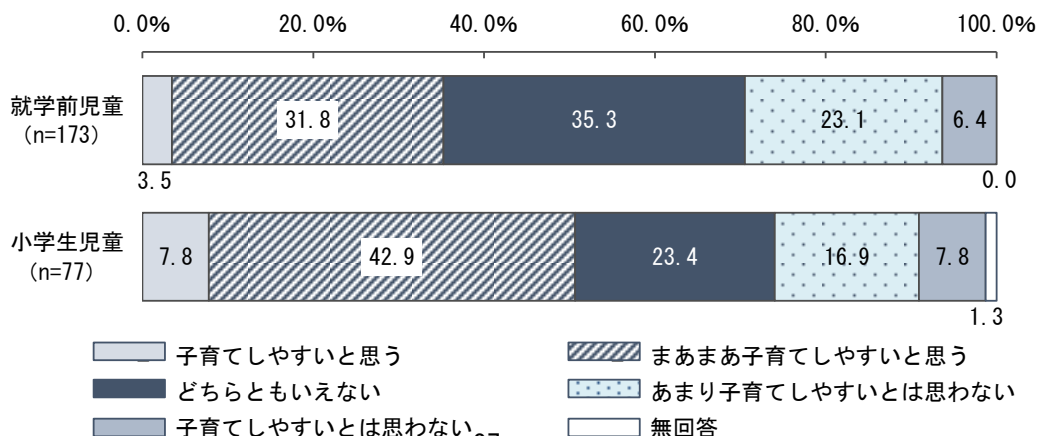
② お住まいの地区の子育てしやすさについて

◎ 子育ての環境や支援への満足度として、「子育てしやすいと思う」、「まあまあ子育てしやすいと思う」を合わせた“子育てしやすい環境だと感じる”割合は、就学前児童のいる家庭では3割強、小学生児童のいる家庭では5割を占めています。

お住まいの地区の子育てしやすさについて、「子育てしやすいと思う」、「まあまあ子育てしやすいと思う」を合わせた“子育てしやすい環境だと感じる”と回答した割合は、就学前児童のいる家庭では35.3%、小学生児童のいる家庭では50.7%となっています。

一方で、「あまり思わない」、「ほとんど思わない」といった“子育てしやすい環境だと感じない”と回答した割合は、就学前児童のいる家庭では29.5%、小学生児童のいる家庭では24.7%となっています。

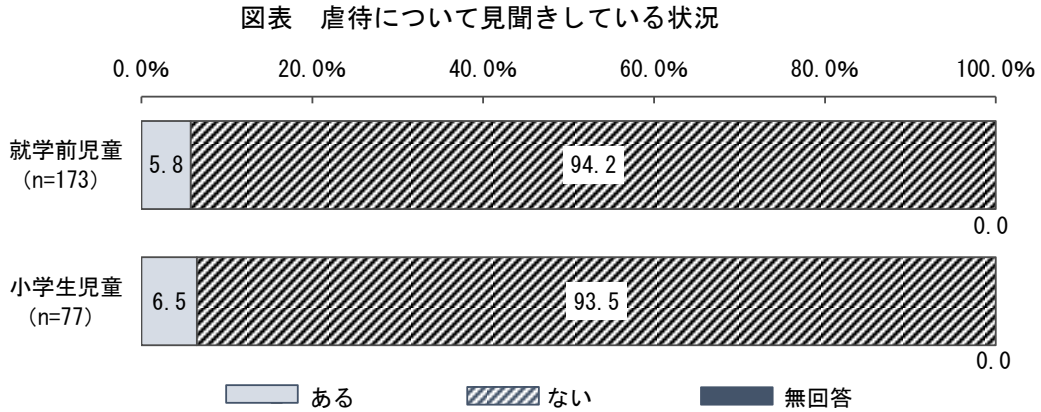
図表 お住まいの地区の子育てしやすさについて



③ 虐待について

◎ 虐待について見聞きしている状況は、1割未満となっています。

虐待について見聞きしている状況について「ある」と回答した割合は、就学前児童のいる家庭では5.8%、小学生児童のいる家庭では6.5%となっています。

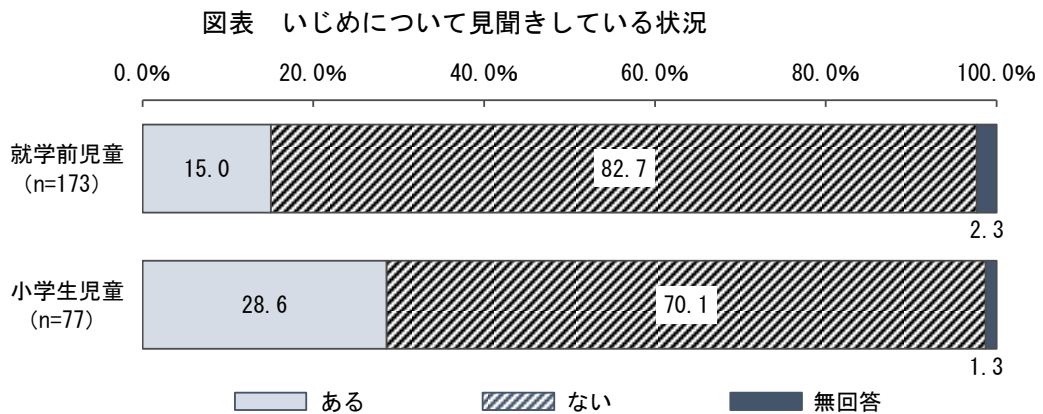


④ いじめについて

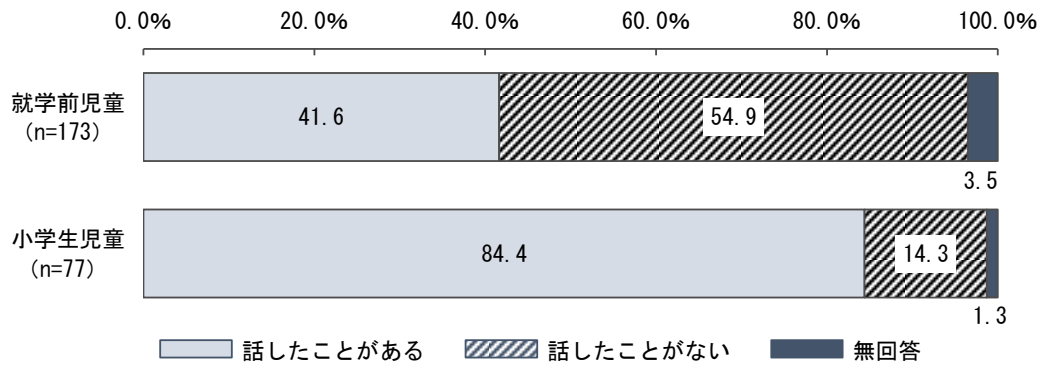
◎ いじめについて見聞きしている状況は、就学前児童のいる家庭では1割強、小学生児童のいる家庭では3割となっており、お子さんと話し合う機会は、小学生児童に対しては8割強を占めています。

◎ いじめが発生したときに学校に求めたいこととして「被害児童・生徒の心のケア」を最上位に挙げています。

いじめについて見聞きしている状況について「ある」と回答した割合は、就学前児童のいる家庭では15.0%、小学生児童のいる家庭では28.6%となっており、お子さんと話し合う機会について「話したことがある」と回答した割合は、就学前児童に対しては41.6%、小学生児童に対しては84.4%となっています。

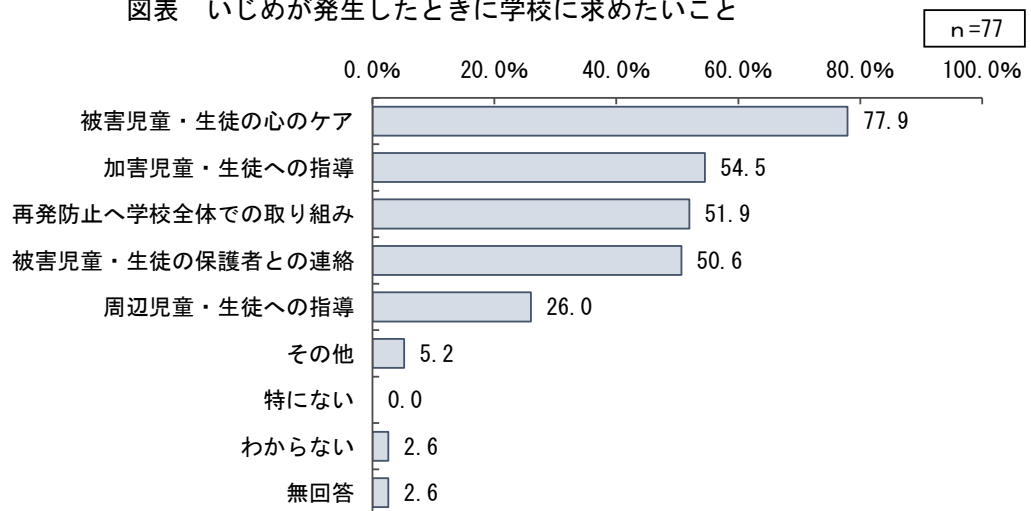


図表 いじめについてお子さんと話し合う機会



なお、小学生児童のいる家庭にとって、いじめが発生したときに学校に求めたいこととしては、「被害児童・生徒の心のケア」(77.9%)、「加害児童・生徒への指導」(54.5%)、「再発防止へ学校全体での取り組み」(51.9%)を上位に挙げています。

図表 いじめが発生したときに学校に求めたいこと



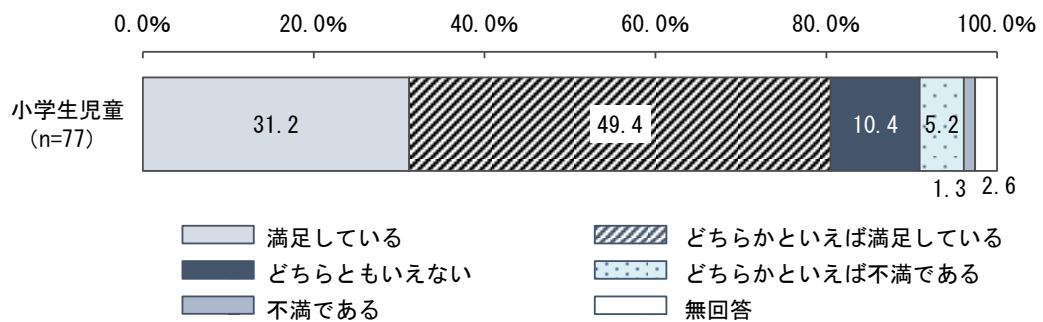
(12) 学校教育について (小学生児童)

- ◎ 小学校の教育についての満足度について、「満足している」、「どちらかといえば満足している」を合わせた“満足している”割合は8割となっています。
- ◎ 小学校に特に期待することとして、「基礎学力の指導」、「表現力やコミュニケーション力を伸ばす教育」、「豊かな心を育てる教育」を上位に挙げています。

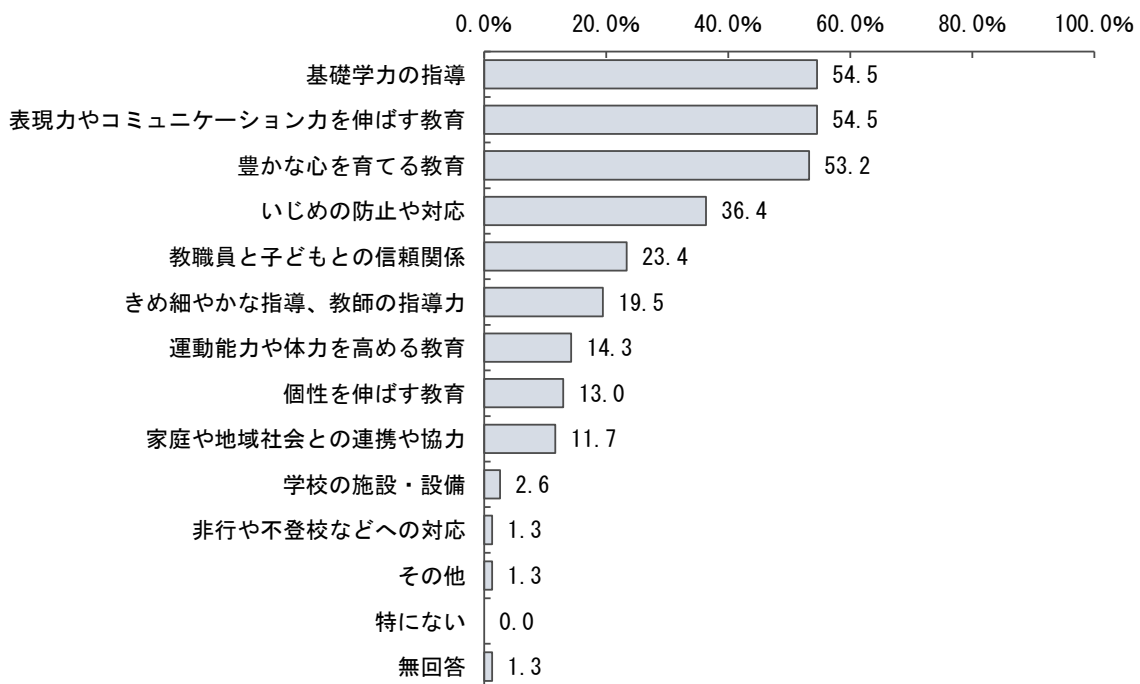
小学校の教育についての満足度について、「満足している」(31.2%)、「どちらかといえば満足している」(49.4%)を合わせた“満足している”と回答した割合は80.6%、「どちらかといえば不満である」(5.2%)、「不満である」(1.3%)を合わせた“不満である”と回答した割合は6.5%となっています。

また、小学校に特に期待することとしては、「基礎学力の指導」、「表現力やコミュニケーション力を伸ばす教育」(ともに54.5%)、「豊かな心を育てる教育」(53.2%)を上位に挙げています。

図表 小学校の教育についての満足度について



図表 小学校に特に期待すること



(13) 五戸町の子育て支援について（就学前児童・小学生児童）

① 施策の現状評価、今後の重要性について

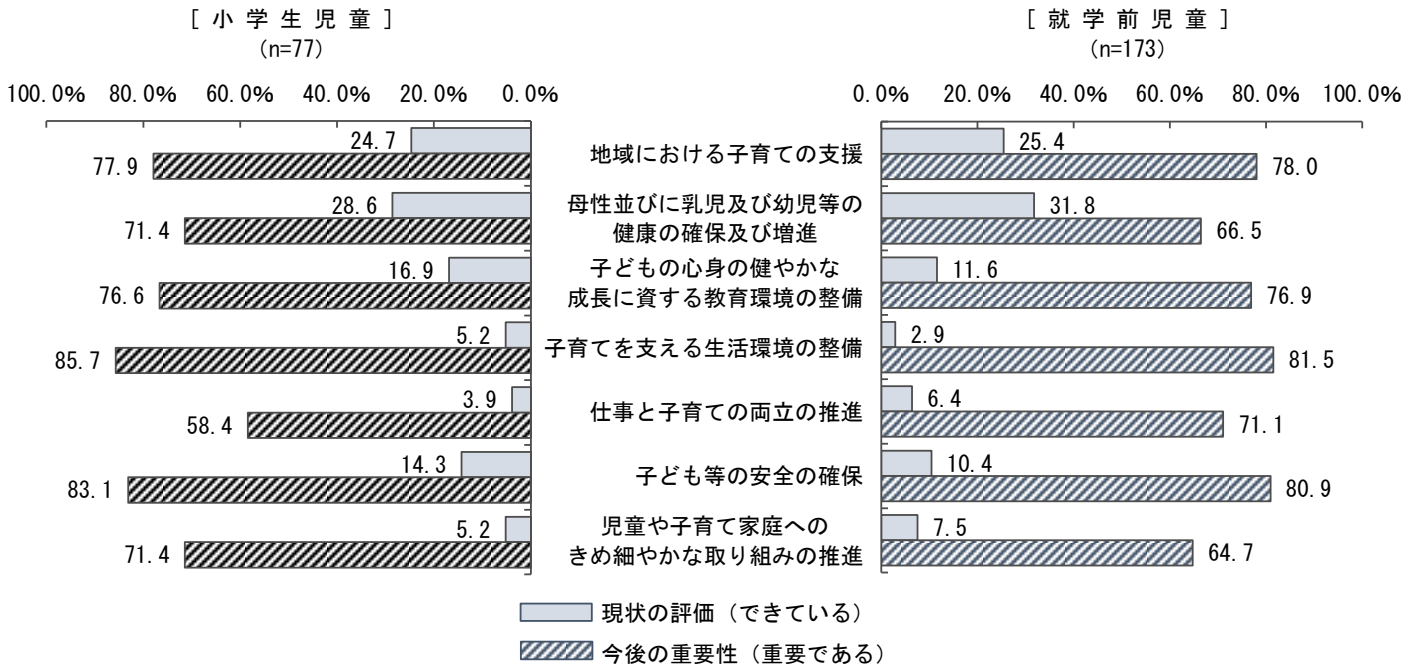
- ◎ 施策の現状評価として、「できている」と回答した施策について、就学前児童、小学生児童のいる家庭ともに、“母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進”を最上位に挙げています。
- ◎ 今後の重要な施策として、「重要である」と回答した施策について、就学前児童のいる家庭、小学生児童のいる家庭ともに、“子育てを支える生活環境の整備”を最上位に挙げています。

五戸町の子育て支援施策の現状評価として、「できている」と回答した割合は就学前児童のいる家庭、小学生児童のいる家庭ともに“母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進”、“地域における子育ての支援”を上位に挙げています。

一方で「できていない」と回答した割合が多い施策としては、“子育てを支える生活環境の整備”、“仕事と子育ての両立の推進”を就学前児童のいる家庭、小学生児童のいる家庭ともに挙げています。

また、「重要である」と回答した施策について、就学前児童のいる家庭、小学生児童のいる家庭ともに“子育てを支える生活環境の整備”を最上位に挙げています。

図表 施策の現状評価、今後の重要性について



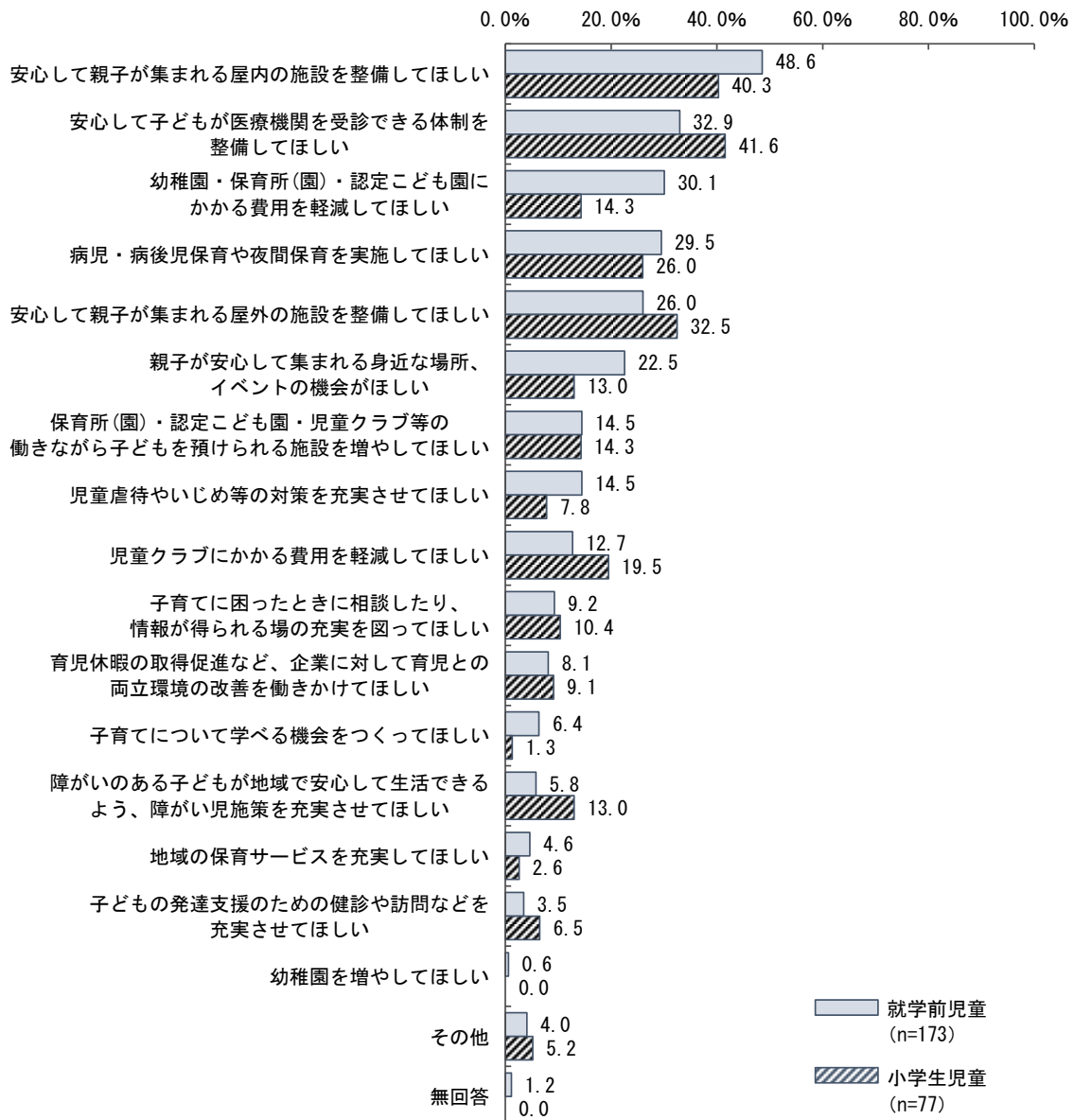
② 子育て支援について期待すること

◎ 町の子育て支援について特に期待することとして、就学前児童のいる家庭では、“幼稚園・保育所（園）・認定こども園にかかる費用の軽減”、小学生児童のいる家庭では“安心して子どもが医療機関を受診できる体制の整備”をそれぞれ最上位に挙げています。

子育て支援について期待することについて、就学前児童のいる家庭では、「安心して親子が集まれる屋内の施設を整備してほしい」、「安心して子どもが医療機関を受診できる体制を整備してほしい」、「幼稚園・保育所（園）・認定こども園にかかる費用を軽減してほしい」を上位に挙げています。

また、小学生児童のいる家庭では、「安心して子どもが医療機関を受診できる体制を整備してほしい」、「安心して親子が集まれる屋内の施設を整備してほしい」、「安心して親子が集まれる屋外の施設を整備してほしい」を上位に挙げています。

図表 子育て支援について期待することについて



4 子ども・子育て支援の課題の整理

前項目までの状況を踏まえ、五戸町の子育て施策の課題や方向性について、次のとおり整理します。

(1) 子どもの育ちを支える家庭・地域づくり

本町では核家族化が進んでおり、アンケート調査からも周囲に相談する人や子育てに協力してくれる人がいないなど、子育ての悩みや不安を抱えている子育て家庭もみられます。また、急速な少子化、人口減少の進行は、地域における子ども同士や子どもを通じた大人の交流機会が減少といった影響をもたらしています。近隣関係の希薄化に伴い、子どもの育ちに大きな役割を果たしてきた地域コミュニティの弱体化も懸念されており、子どもの健全育成を支えるうえで家庭や地域に求められる子育て機能の低下が課題となっています。

次代を担う子ども達が健やかに成長していくことができるよう、教育・保育施設等におけるサービスや発達支援体制を充実することに加え、地域の様々な知識や経験等を持つ人材の協力を得ながら、子育て家庭の多様な交流や体験・学習機会の拡充を図ることが求められます。

(2) すべての子どもの権利や安全・安心の確保

平成28年に改正した児童福祉法では、すべての児童が権利の主体であること、意見を尊重され、児童の最善の利益を優先されること等が明確化されました。しかし、児童相談所への児童虐待相談対応件数は年々増加の一途をたどっており、全国各地での児童虐待やいじめ等による被害が頻繁に報道されています。

本町のアンケート調査結果においても、約5%の方が虐待を見聞きしたことがあり、就学前児童のいる家庭の1割強、小学生児童のいる家庭では3割がいじめについて見聞きしたことがあると回答しています。この結果からもいじめや虐待は一部の特別な事案ではなく、どこにでも起こりうるということがうかがえます。また、8割以上の方が、“子ども等の安全の確保”を本町の今後の重要な施策に挙げており、子どもの命や安全・安心を守ることへの関心・ニーズは一層高まっているといえます。

(3) 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援

近年、妊娠、出産、子育てに係る父母の不安感や負担感が増えてきており、安心して子どもを生み、育てていくために、母親の妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援が求められています。アンケート調査結果からも、子育てにかかる経済的な負担への懸念や、親子が集まれる施設の整備、安心して子どもが医療機関を受診できる体制等への期待等、子育てに関する多様な意見が挙げられています。本町で安心して子どもを生み、育てられるよう、適切な保健、医療体制の整備や相談体制の充実や経済的支援、親子で過ごせる環境づくりなど、各家庭の状況に応じた支援が必要とされているといえます。

また、アンケート調査結果では本町の子育て世帯の約1割がひとり親世帯とみられます。ひとり親世帯は、相談相手が身近におらず、経済的にも厳しい状況に置かれているなど複合的な要因から心身の負担感・疲労感が大きいケースも多く、支援を講じる必要があります。

(4) 子育てしやすい就労環境の実現

本町の女性の年齢別就業率は上昇しており、いわゆる「M字カーブ」の傾向がみられなくなっています。アンケート調査結果では、8割以上の家庭で母親が就労しており（現在休業中を含む）、就学前児童のいる家庭の7割強、小学生児童のいる家庭の6割強が共働き家庭となっています。今後子どもの数は減少が見込まれるものの、就業率の高まりに伴う保育ニーズに対応したサービスの提供が求められます。

また、育児休暇を取得した割合は、就学前児童の母親では5割、父親は1割未満と父母で大きな差がみられます。子どもを育てながら働き続けられるように、育児休業等各種制度の周知や職場における子育て家庭への理解を進めるとともに、子育ての場においても男女がともに協力し合う意識・環境づくりが必要となります。



第4節 子ども・子育て支援の基本的な考え方

1 基本的な視点

子育てを支援していくためには、子どもの幸せを第一に考えると同時に、子どもを育てる親（保護者）や家庭が、安心して子どもを生み、育てることのできる環境づくりが、今後ますます重要となるとともに、子ども達の健全な成長が望まれます。

そのためには、保育サービスをはじめとする子育て支援の整備とともに、本町が子育て支援サービスや健全育成に向けた取り組みを総合的に推進する必要があります。

そこで、子育て支援法に基づき、五戸町の子ども・子育て支援施策の基本的な視点を次のとおり定めます。

（1）子どもの最善の利益の追求

子どもの視点に立ち、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本とし、障がい、疾病、虐待、貧困、家族の状況その他の事情により社会的な支援の必要性が高い子どもも含め、一人一人の子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指します。

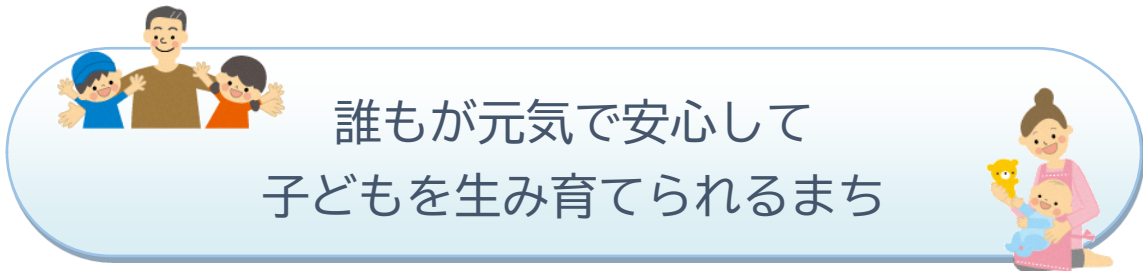
（2）親としての成長の支援

保護者が子育ての第一義的責任を有することを前提とし、保護者の育児を肩代わりするものではなく、様々な状況の中で子どもと向き合う親の思いに寄り添い、親としての成長を支援することで、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることを目指します。

（3）地域全体での支え合い

社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、すべての子どもの健やかな成長を実現するという目的を共有しつつ、子どもの育ち及び子育て支援の重要性に対する関心を高め、それぞれの役割を果たしていくことを目指します。

2 基本理念

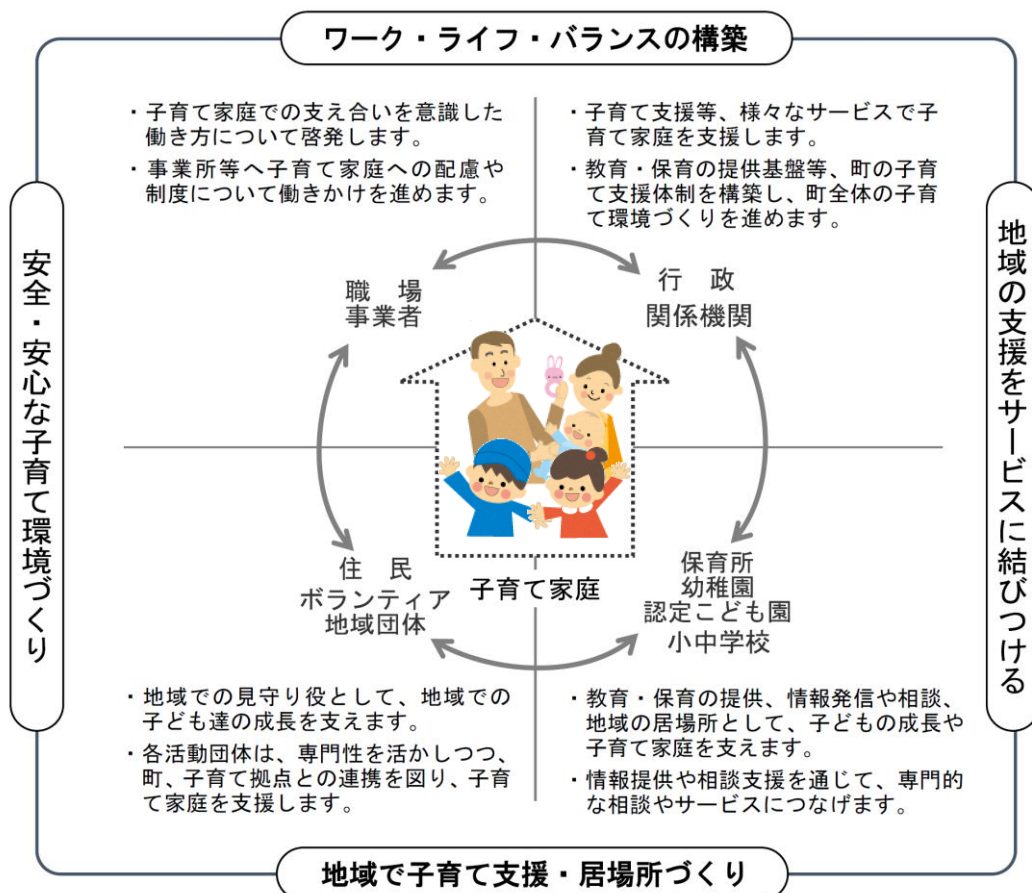


少子高齢化が進行する中で、かつては家庭に同居する親や祖父母、隣近所の人々の助けやアドバイスを得ることができる環境がありました。核家族化、地域のつながりの希薄化が進み、子育て家庭同士の交流や、悩みを相談する相手や助けを求める相手も少なくなっており、子育ての負担と不安によるストレスにさらされるなど、子育て環境は大きく変化しています。

また、安心して子どもを生き育てるためには、様々な迷いや悩みも生じますが、その分「子育てに伴う喜び」も感じることができます。

子育ての喜びや楽しさ、苦労をともに分かちあい、地域全体で子育てを支援し、子ども・子育て家庭・地域がともに成長していけるよう、第1期計画の基本理念を継承し、「誰もが元気で安心して子どもを生き育てられるまち」を基本理念とし、町をはじめ地域の様々な人や団体、施設等が、本町で子育てをする家庭や子どもの成長をみんなで支えていきます。

図表 (参考) 町全体で支え合う子育て支援のイメージ



3 家庭・地域・行政の役割

基本理念を実現するためには、子育て家庭が子育てについて責任を有していることを踏まえていくとともに、社会のあらゆる分野の人々が、すべての子どもが健やかに成長できる社会を目指すという社会全体の目的を持つことが大切です。

そこで、各主体に求められる役割を次のとおり整理します。

(1) 家庭の役割

子どもの基本的な生活習慣やしつけ、勉強に対する意欲などを学ぶ場は、家庭にあります。家庭では、親の責任において愛情を持って子どもを育てていきます。

このことを踏まえ、子どもとのスキンシップやコミュニケーション等、子どもとの関わりを通して、子どもの発達段階に応じた適切な家庭教育を行うよう努める必要があります。

また、家庭では、女性だけが子育てに大きな負担を負うことがないように、家族が協力して子育てに取り組んでいくことが求められます。

(2) 地域の役割

子どもにとって、地域は充実した健全な日常生活を営んでいくうえで重要な場であり、子どもは地域との関わりの中で社会性を身につけ、成長していきます。

そのため、すべての子どもが、地域との交流を通じて健全に成長できるよう支援していくことが求められます。

また、児童虐待などを発見したら、早めに関係機関へ通報するなど、子どもの安全確保に努める必要があります。

(3) 行政の役割

行政は、各種子育て支援サービスや制度・手当等の対応のほか、その他様々な分野において、地域で安心して結婚、出産、子育てができるよう各種支援サービスの充実を図るとともに、母子保健活動、健診などを通じて健康づくり等について指導を行うとともに、切れ目のない子育て支援ができるよう、健康と福祉、保育と教育など、庁内での連絡体制、連携強化を図ります。

また、子どもの成長に応じた切れ目のない子育て支援ができるよう、保育・教育機関等とも連携を図り、施策・事業等の計画的な推進に努めます。

第2章 子ども・子育て支援施策の展開

施策体系

図表 施策体系

(基本理念)

誰もが元気で安心して子どもを
生み育てられるまち

子ども・子育て支援施策の展開

- 基本目標 1 : 子どもの心身の健やかな成長の支援
 - 1-1 地域における子育て支援サービスの充実
 - 1-2 保育サービスの充実
 - 1-3 子育て支援のネットワークづくり
 - 1-4 児童の健全育成
- 基本目標 2 : 母性並びに乳幼児等の健康の確保及び推進
 - 2-1 子どもと母親の健康の確保
 - 2-2 食育等の推進
 - 2-3 思春期保健対策の充実
 - 2-4 小児医療の充実
- 基本目標 3 : 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備
 - 3-1 次世代の親の育成
 - 3-2 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備
 - 3-3 家庭や地域の教育力の向上
- 基本目標 4 : 子育てを支援する生活環境の整備
 - 4-1 良質な住宅の確保
 - 4-2 良好な居住環境の確保
 - 4-3 安全な道路交通環境の整備
- 基本目標 5 : 一人ひとりの特性に配慮したきめ細かい支援の充実
 - 5-1 多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し等
 - 5-2 仕事と子育ての両立の推進と基盤整備
- 基本目標 6 : 子ども等の安全確認
 - 6-1 子どもの交通安全を確保するための活動の推進
 - 6-2 子どもを犯罪の被害等から守るための活動の推進
 - 6-3 被害にあった子どもの保護の推進
- 基本目標 7 : 要保護児童への対応などきめ細かな取り組みの推進
 - 7-1 児童虐待防止対策の充実
 - 7-2 母子家庭等の自立支援の推進
 - 7-3 被害にあった子どもの保護の推進
 - 7-4 障がい児施策の実施

子ども・子育て支援事業計画

- ◎ 教育・保育提供区域の設定
- ◎ 教育・保育施設の充実
- ◎ 教育・保育施設の充実

第1節 地域における子育ての支援

子どもの幸せを第一に考えて、すべての子育てをしている人が安心して子育てができるよう、子どもの健全な成長を地域全体で見守れる様々な子育て支援サービスの維持・充実を推進します。また、子育て家庭が必要とする情報の提供や、地域における子育てネットワークの形成の促進等、地域資源等の活用により家庭と地域の子育て力の向上を目指した取り組みを推進します。

1-1 地域における子育て支援サービスの充実

事業番号	事業名称	担当課	事業内容	今後の方向性
1	子育てサークルへの支援事業	福祉課	子育てサークルへの支援を行います。	内容及び組織の充実を支援しながら継続実施します。
2	子どもの生活相談	健康増進課	子育てに関する悩み等の相談を行います。	継続実施します。
3	放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)	福祉課	放課後に保護者のいない家庭の小学生に対する学校の専用施設等における健全育成事業です。	支援員の継続的確保やさらなる支援員の雇用環境及び研修の強化を図り、保育内容を充実させることが求められます。
4	休日保育事業	福祉課	休日に仕事を持っている保護者に対して、日曜日及び祝日に保育園、認定こども園を開園する事業です。	保護者のニーズが増加した場合、町内での実施を検討します。
5	地域子育て支援拠点事業	福祉課	子育て家庭に対して、育児相談や子育てサークル支援等を地域ごとに行う事業です。	施設の意向や保護者の要望に応じ、実施施設数の増減を検討しながら継続実施します。

1-2 保育サービスの充実

事業番号	事業名称	担当課	事業内容	今後の方向性
6	通常保育事業	福祉課	保育を必要としている人を決められた時間預かる事業です。	令和2年度以降も認定こども園5施設で継続実施します。
7	延長保育事業	福祉課	保育園、認定こども園において、通常の開園時間外の保育ニーズへの対応を図る保育事業です。	継続実施します。
8	乳児保育事業	福祉課	産前産後休業や、育児休業終了後の就労に対処するための0歳児からの保育事業です。	継続実施します。

事業番号	事業名称	担当課	事業内容	今後の方向性
9	障がい児保育事業	福祉課	軽・中程度の集団保育が可能な障がい児を受け入れ、保育を行う事業です。	継続実施します。
10	保育園地域活動事業	福祉課	保育園の有する専門機能を活用した世代間交流や異年齢児交流等交流事業です。	継続実施します。

1-3 子育て支援のネットワークづくり

事業番号	事業名称	担当課	事業内容	今後の方向性
11	少子化対策・子育て支援ネットワーク会議の開催	教育課	地域において子育て支援を行っている各団体との連携を図ります。	継続実施に向けて、実施方法や連携のあり方について検討します。

1-4 児童の健全育成

事業番号	事業名称	担当課	事業内容	今後の方向性
12	少子化対策・子育て支援総合ガイドブックの作成	教育課	子育て支援情報を総合的にまとめた子育て支援マップや子育てガイドブックの作成を行います。	継続実施に向けて、内容や作成、発信方法について検討します。
13	児童館運営	福祉課	子どもの居場所づくりに向けた既存の児童館の活用を行います。	既存の児童館の活用のあり方について引き続き検討します。
14	放課後子供教室推進事業	教育課	地域の教育力の再生に向けた子ども活動拠点の整備を行います。	未実施学区での新設も検討しつつ、継続します。
15	子ども情報誌の作成と発行	教育課	子育てサークルの企画編集により子ども向けの情報誌の発行を行います。	継続実施に向けて、内容や作成、発信方法について検討します。
16	学校施設開放の促進	教育課	子どものスポーツ活動の場として休日の学校施設開放の促進を図ります。	今後も各団体からの要望を受け、継続します。
17	スポーツクラブが行うジュニアスポーツ活動の支援	スポーツ振興公社	スポーツ活動を通し心身ともに健康な体力づくりを目的としたスポーツスクール教室を開催します。	継続実施します。
18	児童手当の支給	福祉課	「児童手当法」に基づく手当の支給をしていきます。	継続実施します。
19	健全育成に関する啓発	教育課	青少年の健全育成に関する啓発紙の配布を行います。	継続実施します。

事業番号	事業名称	担当課	事業内容	今後の方向性
20	社会を明るくする運動の推進	福祉課	街頭キャンペーン、標語、作文コンクール、講演会等を行います。	継続実施します。
21	地域ぐるみ青少年健全育成活動の推進	教育課	青少年健全育成の環境整備と、大人と子どもが互いに声をかけあう地域づくりを推進します。	継続実施します。
22	「子ども110番の家」の推進	関係機関	子ども達を犯罪や危険から守るための「子ども110番の家」の看板の設置を行います。	継続実施します。
23	読み聞かせ会の開催	町図書館	毎月第2日曜日に読み聞かせ会を実施します。	図書に関心を持ってもらうため、継続実施します。
24	小・中学校、幼稚園、保育園、認定子ども園、放課後児童クラブ等への団体貸出の推進	町図書館	団体貸出用児童図書を充実させ、団体貸出の利用推進を図ります。	継続実施します。



第2節 母性並びに乳幼児等の健康の確保及び推進

妊娠期、出産期、新生児期及び乳幼児期を通じて母子の健康が確保されるよう、乳幼児健診、新生児・乳児訪問等の母子保健における健康診査、訪問指導、健康指導等の充実を図ります。

また、親の育児不安の解消等を図るため乳幼児健診の場を活用し、親への相談指導等を実施するとともに、児童虐待の発生予防の観点を含め妊娠期から継続した支援体制の推進を図ります。

こうした乳幼児健診等の場を通じて誤飲、転落・転倒、やけど等、子どもの事故予防に向けた啓発等の取り組みを進めます。

さらに、妊娠及び出産の経過に満足することが良い子育てにつながることから、安全かつ快適であるとともに主体的な選択が可能である等、母親の視点から見て満足できる「良いお産」の適切な普及を図るため、妊婦に対する出産準備教育や相談の場の提供等を行います。

2-1 子どもと母親の健康の確保

事業番号	事業名称	担当課	事業内容	今後の方向性
25	母子健康手帳の交付と妊婦指導	健康増進課	妊娠・出産・育児まで、一貫した健康状態等を記録する手帳の交付及び健康サービスの情報提供と妊婦指導等を行います。	継続実施します。
26	新生児・産婦訪問	健康増進課	生後28日以内の新生児及び産婦の家庭を訪問し、身体計測や発達チェック、相談等を行います。	継続実施します。
27	乳児家庭全戸訪問	健康増進課	生後28日以内の新生児や乳児及び産婦の家庭を訪問し、身体計測や発達チェック、相談等を行います。	継続実施します。
28	乳児訪問指導の充実	健康増進課	育児や保健指導が必要と思われる乳幼児やその親を対象とした子育て相談を行います。	要保護児・要支援児・特定妊婦の支援のほか、子育てに不安を持つ母親や成長・発達の確認が必要な子どもに対し、訪問支援事業を展開し、虐待防止に努めるため継続します。
29	4か月児健康診査の実施	健康増進課	心身の異常を早期に発見し、乳児の健やかな育成や育児不安の軽減を図り、離乳食のすすめ方の講話を行います。	継続実施します。
30	1歳6か月児健康診査の実施	健康増進課	1歳6か月～1歳7か月の幼児を対象とした集団健康診査を行います。	継続実施します。

事業番号	事業名称	担当課	事業内容	今後の方向性
31	2歳6か月児健康診査の実施	健康増進課	2歳6か月幼児を対象に保育士による講話とふれあい遊びの実技指導及び身体測定の発達チェック、相談等を行います。	継続実施します。
32	3歳児健康診査の実施	健康増進課	3歳3か月～3歳4か月の幼児を対象とした集団健康診査を行います。	継続実施します。
33	事故防止の啓発	健康増進課	発達段階に合わせた事故防止情報の提供と啓発を行います。	継続実施します。
34	乳幼児等医療費の給付	健康増進課	乳幼児を対象とした医療費の支給を行います。平成26年度から小中学生の入院費用の医療費を給付拡大しています。	今後も現状の事業内容で実施する方向ですが、乳幼児及び小中学生の各保護者の所得制限の撤廃・拡充の実施について検討します。
35	予防接種の実施	健康増進課	「予防接種法」に基づく予防接種を行います。	継続実施します。
36	赤ちゃん栄養教室	健康増進課	3か月～1歳までの乳児を持つ保護者を対象に、栄養士による離乳食のすすめ方の講話と調理実習を行いながら、保護者同士の交流を深めます。	参加率が低いため、6か月児、10か月児健康相談の場所で、離乳食の試食提供と、離乳食のすすめ方を集団指導する方法へ移行します。
37	赤ちゃんふれあい体験	—	小学生や中学生と赤ちゃんがふれあうことができる機会を提供します。	次代を担う親の育成としても重要であることから、多様な主体とともに、実施手法や機会の創出に向けた関わり方等について検討します。

2-2 食育等の推進

事業番号	事業名称	担当課	事業内容	今後の方向性
38	6か月児健康相談	健康増進課	6か月の乳児を対象に、栄養士による離乳食のすすめ方の講話や離乳食の試食、及び相談を行います。	継続実施します。
39	10か月児健康相談	健康増進課	10か月の乳児を対象とした健康相談を行い、心身異常の早期発見に努めるとともに、栄養士による食習慣についての相談を行います。	継続実施します。
40	1歳6か月児健康診査	健康増進課	1歳6か月～1歳7か月の幼児を対象とした集団健康診査の中で、栄養士による食習慣についての相談を行います。	継続実施します。

事業番号	事業名称	担当課	事業内容	今後の方向性
41	2歳6か月児健康診査	健康増進課	2歳6か月の幼児を対象とした栄養士による幼児期の食事についての講話や手づくりおやつ提供及び相談を行います。	継続実施します。
42	3歳児健康診査	健康増進課	3歳3か月～3歳4か月の幼児を対象とした栄養士による幼児期の食事についての講話及び相談を行うとともに、基本的な生活習慣の基盤を築くための支援を行います。	継続実施します。
43	赤ちゃん栄養教室(再掲)	健康増進課	3か月～1歳までの乳児を持つ保護者を対象に、栄養士による離乳食のすすめ方の講話と調理実習を行います。	参加率が低いため、6か月児、10か月児健康相談の場所で、離乳食の試食提供と、離乳食のすすめ方を集団指導する方法へ移行します。
44	マタニティクッキング教室	健康増進課	妊娠中の食生活について栄養士による講話や調理実習の場を設け妊婦同士の交流を深めます。	参加率が低いため、妊娠届出時に妊婦の食事内容アンケート実施。それに基づき、栄養士が食生活をアドバイスし、個別対応する方法へ移行します。
45	よい食習慣定着促進事業	健康増進課	次世代を担う小学生とその保護者を対象とした正しい食事の摂り方や望ましい食習慣の定着を図るための栄養士による講話や親子調理実習を行います。	子どもへの食育の推進は、重要なため継続予定です。

2-3 思春期保健対策の充実

事業番号	事業名称	担当課	事業内容	今後の方向性
46	思春期教室	健康増進課	保護者、町内各小・中学校・高等学校の子どもを対象とした保健師による健康教育を行います。	学習指導要領に基づいて各小中高校が任意実施しているため、行政では実施せず、物品の貸出と講師紹介する方向へ移行します。
47	思春期保健相談の推進	健康増進課	思春期の健全な育成を図ります。	現在は必要に応じて実施することとしていますが、継続実施に向けて、実施方法や機会創出に向けて検討します。
48	スクールカウンセラーの設置	教育課	学校の教育相談体制充実のため、スクールカウンセラーを配置します。	H31年度から青森教育委員会より全小中学校(7校)へ派遣し、継続します。

2-4 小児医療の充実

事業番号	事業名称	担当課	事業内容	今後の方向性
49	休日・応急診療所	総合病院	救急医療の推進を図ります。	継続実施します。
50	医師会との連携強化	総合病院	小児医療について、各医師会との連携を強化し、救急医療体制の確保や小児科医師の育成状況の把握等を検討します。	継続実施します。



第3節 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

地域事業者等の協力を得ながら、子ども達の職業や仕事に対する意識の啓発に努めます。

3-1 次世代の親の育成

事業番号	事業名称	担当課	事業内容	今後の方向性
51	職場体験の充実	教育課	中学校期における様々な職場での体験活動の推進と「職業」や「仕事」に対する意識の啓発を行います。	継続実施します。

3-2 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

事業番号	事業名称	担当課	事業内容	今後の方向性
52	英語指導助手(ALT)の小・中学校への派遣	教育課	英語指導助手(ALT)を小・中学校に派遣します。	グローバル化に伴い、外国語教育の必要性が高まっていることから、継続していく必要があります。
53	外部人材の活用	教育課	専門的知識や技術を持つ人材を積極的に活用します。	様々な事業において外部人材を活用します。
54	道徳教育の時間の確保	教育課	道徳の時間の確保や心のノートの効果的活用を図ります。	継続実施します。
55	多様な体験活動の機会の充実	教育課	自然に親しみ、情操や社会性を醸成する体験活動を推進します。	今後も様々な事業において多様な体験活動を提供します。
56	教育相談体制の充実	教育課	電話による相談を行います。	相談内容が多様化、深刻化しているため専門的な教育相談員の配置が望まれます。
57	適応指導教室における支援事業	教育課	指導や支援を行い、成長を推進します。	適応教室設置は財源及び人材確保が困難となっています。中学校に通級指導開設を検討中です。
58	体育授業の充実	教育課	体育の指導計画・指導方法の工夫を行います。	継続実施します。
59	運動部活動の支援	教育課	外部指導者の導入等による運動部活動の充実を図ります。	外部指導者の確保が困難な中で、継続実施に向けて広域での対応について検討します。
60	歯科保健対策の推進	健康増進課	小・中学校を対象とした歯科保健に関する意識の啓発を図ります。	現在は各校において実施しているため、継続的な啓発手法等について、見直すなど、検討を進めます。

事業番号	事業名称	担当課	事業内容	今後の方向性
61	小児生活習慣病予防健康診査事業の推進	健康増進課	肥満等により指導が必要な児童に対する生活習慣病予防のための指導を行います。	現在は各校において実施しているため、学校と連携した指導のあり方や実施方法を見直すなど、検討を進めます。
62	健やかな体の育成(食育の充実)	教育課	給食を通して、栄養の知識や食の大切さの指導を行います。	継続実施します。
63	信頼される学校づくり	教育課	活動への補助及び行事への協力を行います。	継続実施します。
64	各小中学校 PTA 連絡協議会への支援	教育課	活動への補助及び行事への協力を行います。	継続実施します。
65	特別支援教育支援員の配置	教育課	円滑な学級運営を目的として支援員を配置し、児童生徒や教師を支援します。	支援が必要な生徒が増加傾向にあるため、支援員の増員を検討し継続します。
66	保育園・幼稚園・認定こども園と小学校との連携	教育課	保育園・幼稚園・認定こども園から小学校への円滑な移行のための連携を強化します。	確実に教育相談・就学相談へつなぐよう、対象児を年長児へ絞り、年少・年中児については、保健主管課へ引継ぎ連携を図ります。
67	幼児の教育・福祉の促進	教育課	幼児教育研究会による保育園・幼稚園・認定こども園・小学校の連携を図ります。	今後も連携強化のため、補助金交付による活動支援を継続します。

3-3 家庭や地域の教育力の向上

事業番号	事業名称	担当課	事業内容	今後の方向性
68	子育て電話相談の実施	健康増進課	子育て相談、情報の提供を行います。	継続実施します。
69	親子で参加できるイベントの開催	教育課	親子で参加できる各種体験活動を推進します。	今後も様々な事業において親子で参加できる体験活動を提供します。
70	子ども会等地域活動の機会の充実	教育課	地域や関係機関等の協力による地域活動を促進します。	継続実施します。 開催地によって参加者数にばらつきあり、参加者確保に苦慮しています。
71	ジュニアスポーツ活動の支援	教育課	スポーツ活動を通して心身ともに健康な体力づくりを目的としたジュニアスポーツ活動への支援を行います。	今後も現状の活動を継続し、ジュニアスポーツ活動への支援を行います。
72	通学合宿	教育課	地域で子どもを育てるきっかけづくりとして、児童に働くこと、協力することを体験させ、理解を促します。	今後はより地域の実行委員主体での実施へ移行するため、補助金の交付等も検討します。

第4節 子育てを支援する生活環境の整備

子育てを担う若い世代を中心に広くゆとりある住宅を確保することができるよう、公共住宅の供給を支援する等の取り組みを推進します。

4-1 良質な住宅の確保

事業番号	事業名称	担当課	事業内容	今後の方向性
73	計画的な町営住宅の建て替え	建設課	町営住宅の建て替えの促進を行います。	計画期間の実施予定はありませんが、必要に応じて実施します。

4-2 良好な居住環境の確保

事業番号	事業名称	担当課	事業内容	今後の方向性
74	宅地供給の促進	建設課	基盤整備のための区画整理事業の推進や市街化区域内の宅地化の促進と民間の秩序ある宅地開発の誘導を行います。	区画の売却を進めます。
75	都市公園等の整備	建設課	居住環境に配慮した公園及び緑地整備を行います。	計画期間の実施予定はありませんが、必要に応じて実施します。
76	シックハウス相談窓口	建設課	シックハウスについての対策等の相談を行います。	実施方法等を見直しながら、継続実施に向けて検討します。

4-3 安全な道路交通環境の整備

事業番号	事業名称	担当課	事業内容	今後の方向性
77	地域の道路の整備	建設課	道路、歩道の整備を推進します。	整備か所を精査して、道路及び歩道を整備していきます。
78	交通安全施設の整備	総務課	道路の反射鏡の整備を推進します。	継続実施します。
79	信号の設置	総務課	信号の設置の整備を推進します。	継続実施します。
80	ベビーキープの設置	総務課	公共施設内のトイレへのベビーキープの設置を推進します。	継続実施します。
81	防犯灯の設置	関係機関	町内各所に防犯灯を設置します。	継続実施します。

第5節 職業生活と家庭生活との両立の推進

男性を含めたすべての人が仕事時間と生活時間のバランスがとれる多様な働き方を選択できるようにするとともに、「働き方の見直し」を進めていきます。また、職場における働きやすい環境を阻害する職場優先の意識や固定的な性別役割分担意識等の慣行、その他の諸要因を解消します。

このため、労働者、事業主、地域住民等の意識改革を推進するための広報・啓発、研修、情報提供等について、国、都道府県、関係団体等と連携を図りながら推進します。

5-1 多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し等

事業番号	事業名称	担当課	事業内容	今後の方向性
82	仕事と子育ての両立のための広報・啓発・情報提供	総合政策課	男女雇用機会均等法、労働基準法、育児・介護休業法等の周知を行います。	継続実施します。
83	男女共同参画社会の必要性の啓発	総合政策課	男女共同参加社会の必要性を啓発するとともに、女性が仕事をしながら子育てをすることへの理解と支援の必要性を啓発します。	継続実施します。

5-2 仕事と子育ての両立の推進と基盤整備

事業番号	事業名称	担当課	事業内容	今後の方向性
84	緊急・一時保育事業の推進	福祉課	保護者の疾病や冠婚葬祭、介護・育児疲れ解消等の理由により、児童の保育が困難になったときの一時預かりの事業です。	施設の意向や保護者の要望に応じ、実施施設数の増減を検討しながら継続します。

第6節 子ども等の安全確認

子ども及び子育てを行う親等を対象とした参加・体験・実践型の交通安全教育を交通安全教育指針（平成10年国家公安委員会告示第15号）に基づき段階的かつ体系的に行います。また、地域における民間の指導者や交通安全教育にあたる職員を活用し、地域の実情に即した交通安全教育の推進を図ります。

6-1 子ども等の交通安全を確保するための活動の推進

事業番号	事業名称	担当課	事業内容	今後の方向性
85	交通安全教育の促進	総務課	幼稚園・保育園・認定こども園・小学校・中学校等での交通安全教室を開催します。	幼稚園・保育園・認定こども園・小学校・中学校等での実施方法や支援のあり方について検討します。
86	交通安全広報活動の推進	総務課	地域や関係機関が連携した街頭キャンペーン等を実施します。	継続実施します。
87	交通事故・事故防止情報の提供	総務課	子どもを交通事故の被害から守るための情報の提供を行います。	継続実施します。

6-2 子どもを犯罪の被害等から守るための活動の推進

事業番号	事業名称	担当課	事業内容	今後の方向性
88	地域安全広報活動の推進	総務課	地域や関係機関が連携した街頭キャンペーン等を実施します。	継続実施します。
89	犯罪・被害防止情報の提供	総務課	子どもを犯罪の被害から守るための情報の提供を行います。	継続実施します。
90	パトロール活動の推進	総務課	地域と関係機関が連携したパトロール活動を実施します。	継続実施するとともに、今後の実施方法について検討します。
91	地域安全教育の促進	総務課	公民館等での地域安全教室を開催します。	継続実施するとともに、今後の実施方法について検討します。

第7節 要保護児童への対応などきめ細かな取り組みの推進

虐待の背景は多岐にわたることから、児童虐待を防止し、すべての児童の健全な心身の成長、ひいては社会的自立を促していくために、発生予防から早期発見・早期対応・保護・支援等の総合的な支援を推進します。

具体的には、保護・支援として、虐待の進行防止、家族再統合や家族の養育機能の再生・強化を目指した在宅支援の充実等を図ることが必要です。

また、保護者の育児不安や虐待・いじめ等の問題に早期に対応するため、主任児童委員、民生児童委員等の積極的な活用により、親と子の心の健康づくり対策を推進します。

7-1 児童虐待防止対策の充実

事業番号	事業名称	担当課	事業内容	今後の方向性
92	虐待に対する相談の充実	福祉課 健康増進課	家庭児童相談員による児童虐待に関する相談、指導を行います。	継続実施します。
93	虐待の早期発見と予防	福祉課 健康増進課	関係機関と連携し、健康相談、健康診査、訪問指導等のあらゆる機会に児童虐待の早期発見・予防の支援を行います。	継続実施します。
94	主任児童委員、民生児童委員の活用	福祉課 健康増進課	児童虐待の早期発見、早期対応のために主任児童委員、民生児童委員の積極的な活用を行います。	継続実施します。

7-2 母子家庭等の自立支援の推進

事業番号	事業名称	担当課	事業内容	今後の方向性
95	母子家庭の親への就業支援	福祉課	母子家庭自立支援教育訓練給付金、母子家庭高等職業訓練促進給付金の支援を行います。	今後も制度の周知・案内を行います。
96	児童扶養手当の支援	福祉課	「児童扶養手当法」に基づく手当の支給を行います。	今後も制度の周知・案内・書類の受付を行います。
97	遺児援護対策事業	福祉課	遺児入学金・遺児卒業祝金の支給を行います。	継続実施します。
98	ひとり親家庭等医療費の支給	福祉課	母子家庭及び父子家庭の保護者並びにこれらの家庭の児童を対象とした医療費の支給を行います。	ひとり親家庭等の健康の保持と福祉の増進に有効であるため、今後も継続します。
99	母子寡婦福祉資金の貸付	福祉課	「母子及び寡婦福祉法」に基づく福祉金の貸付を行います。	今後も制度の周知・案内を行います。

7-3 被害にあった子どもの保護の推進

事業番号	事業名称	担当課	事業内容	今後の方向性
100	相談体制の整備の検討	福祉課 健康増進課	関係機関と連携したきめ細かな相談体制の整備の検討を行います。	継続実施します。

7-4 障がい児施策の実施

事業番号	事業名称	担当課	事業内容	今後の方向性
101	特別支援教育支援員の配置	教育課	円滑な学級運営を目的として支援員を配置し、児童生徒や教師を支援していきます。	支援が必要な生徒が増加傾向にあるため、支援員の増員を検討し継続します。
102	私立幼稚園障がい児保育補助金の交付	福祉課	障がい児の受入を実施し、かつ知事の認可を受けた私立幼稚園の設置者を対象とした補助金の交付を行います。	今後、施設の意向を確認しつつ、福祉課の補助金で対応します。
103	特別児童扶養手当の支給	福祉課	障がい児の養育者に対する「特別児童扶養手当等の支給に関する法律」に基づく手当の支給を行います。	今後も制度の周知・案内・書類の受付を行います。
104	障がい児福祉手当の支給	福祉課	障がい児に対する「特別児童扶養手当等の支給に関する法律」に基づく手当の支給を行います。	今後も制度の周知・案内・書類の受付を行います。
105	パトロール活動の推進（再掲）	—	地域と関係機関が連携したパトロール活動を実施します。	—
106	補装具費の支給及び日常生活用具の給付	福祉課	補装具費の支給及び日常生活用具の給付を行います。	継続実施します。

第3章 子ども・子育て支援事業計画

「子ども・子育て関連3法」の制定により、わが国の子ども・子育て支援は、平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」へ移行します。

「子ども・子育て支援新制度」は、子どもを生き育てやすい社会の実現を目指して創設されるもので、新制度においては、町は子ども・子育て支援の実施主体の役割を担い、地域のニーズに基づいて事業計画を策定し、質の高い幼児期の学校教育・保育及び地域の子ども・子育て支援事業の提供を図ることが求められています。

ここでは、計画期間（平成27年度～31年度）における教育・保育のニーズ量の見込みから、教育・保育提供区域の設定及び教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業の需要量及び確保の方策を整理します。

第1節 計画期間における見込みの考え方

1 教育・保育のニーズ量の見込みの考え方

(1) 「量の見込み」の考え方

量の見込みの算出にあたっては、国が示す手引きに従い、保護者に対する利用希望把握調査等（以下、ニーズ調査）の結果から、就労状況や希望等を踏まえた“潜在的”な「家庭類型」に分類し、推計児童数に乗じて家庭類型別児童数を算出したうえで、各家庭類型におけるサービス利用意向率を乗じて算出します。

$$\boxed{\text{推計児童数}} \times \boxed{\text{潜在的な家庭類型割合}} \times \boxed{\text{利用意向率}} = \boxed{\text{量の見込み}}$$

(2) 家庭類型について

保護者の就労状況等により、タイプAからタイプFまで8つの潜在的な家庭類型に分類します。

潜在的な家庭類型とは、今後の就労意向（現在、就労していない母親が、すぐにでも、もしくは1年以内に就労したいと思っている等）を反映させたものです。分類する類型は以下のとおりです。

図表 家庭類型

家庭類型	就労状況等	類型基準
タイプA	ひとり親家庭	「配偶者はいない」と回答した人

家庭類型	就労状況等	類型基準
タイプB	フルタイム×フルタイム	父親、母親ともフルタイムで就労（産休・育休・介護休業中を含む） ※パートタイム・無業からフルタイムへの転換希望者を加える
タイプC	フルタイム×パートタイム （保育の必要性が高い）	父親、母親のいずれかがフルタイム、いずれかがパートタイムで就労（産休・育休・介護休業中を含む） ※3-5歳で、現在幼稚園を利用して、今後、保育所または認定こども園の利用意向がない人、及び0-2歳で、現在、保育所、認定こども園等を利用しておらず、今後も利用意向がない人は除く ※無業からパートタイムに1年以内に就労したい人で、就労時間が月60時間以上を加える
タイプC'	フルタイム×パートタイム （保育の必要性が低い+幼稚園を利用希望）	父親、母親のいずれかがフルタイム、いずれかがパートタイムで就労（産休・育休・介護休業中を含む）のうち、3-5歳で、現在幼稚園を利用して、今後、保育所または認定こども園の利用意向がない人、及び0-2歳で、現在、保育所、認定こども園等を利用しておらず、今後も利用意向がない人
タイプD	専業主婦（夫）	父親もしくは母親のいずれかが無業の人 ※1年以内にフルタイムもしくはパートタイムで就労（月60時間以上）したい人は除く ※今後、パートをやめて子育てに専念したい人を加える
タイプE	パートタイム×パートタイム （保育の必要性が高い）	父親及び母親のいずれもパートタイム等で就労している人 ※無業からパートタイムに1年以内に就労したい人を加える
タイプE'	パートタイム×パートタイム （保育の必要性が低い+幼稚園を利用希望）	父親、母親ともパートタイム等で就労している人 ※3-5歳で、現在幼稚園を利用して、今後、保育所または認定こども園の利用意向がない人、及び0-2歳で、現在、保育所、認定こども園等を利用しておらず、今後も利用意向がない人は除く ※無業からパートタイムに1年以内に就労したい人を加える
タイプF	無業×無業	父親、母親とも無業の人 ※今後、パートをやめて子育てに専念したい人を加える

(3) 各事業における「量の見込み」の算出方法

教育・保育事業（地域型保育事業）及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」の算出方法をまとめると、以下のとおりとなります。

■教育・保育事業（地域型保育事業）

事業名	項目	算出対象
1号認定 (幼稚園・認定こども園)	対象年齢	3～5歳
	家庭類型	タイプC'、D、E'、F
	利用意向	今後、「幼稚園」または「認定こども園」を利用したいと回答した人
2号認定 (幼稚園の利用希望強い)	対象年齢	3～5歳
	家庭類型	タイプA、B、C、E
	利用意向	現在、「幼稚園」を利用している人
2号認定 (認定こども園・保育所)	対象年齢	3～5歳
	家庭類型	タイプA、B、C、E
	利用意向	現在、「幼稚園」を利用しておらず、今後、「幼稚園」、「認定こども園」、「保育所」等を利用したいと回答した人
3号認定【0歳】 (認定こども園・保育所)	対象年齢	0歳
	家庭類型	タイプA、B、C、E
	利用意向	今後、「認定こども園」、「保育所」等を利用したいと回答した人
3号認定【1・2歳】 (認定こども園・保育所)	対象年齢	1・2歳
	家庭類型	タイプA、B、C、E
	利用意向	今後、「認定こども園」、「保育所」等を利用したいと回答した人

■地域子ども・子育て支援事業

事業名	項目	算出対象
延長保育事業	対象年齢	0～5歳
	家庭類型	タイプA、B、C、E
	利用意向	今後、「認定こども園」、「保育所」等を利用したいと回答した人、かつ、利用希望時間が「18時以降」の人
放課後児童健全育成事業 【低学年】	対象年齢	5歳（推計児童は6～8歳）
	家庭類型	タイプA、B、C、E
	利用意向	就学後、低学年のうち、放課後「放課後児童クラブ」で過ごさせたいと回答した人
放課後児童健全育成事業 【高学年】	対象年齢	5歳（推計児童数は9～11歳）
	家庭類型	タイプA、B、C、E
	利用意向	就学後、高学年になってから、放課後「放課後児童クラブ」で過ごさせたいと回答した人
子育て短期支援事業 (ショートステイ)	対象年齢	0～5歳
	家庭類型	すべての家庭類型
	利用意向	泊りがけの預かりにおいて、「短期入所生活援助事業」を利用した人、「仕方なく子どもだけで留守番させた」と回答した人

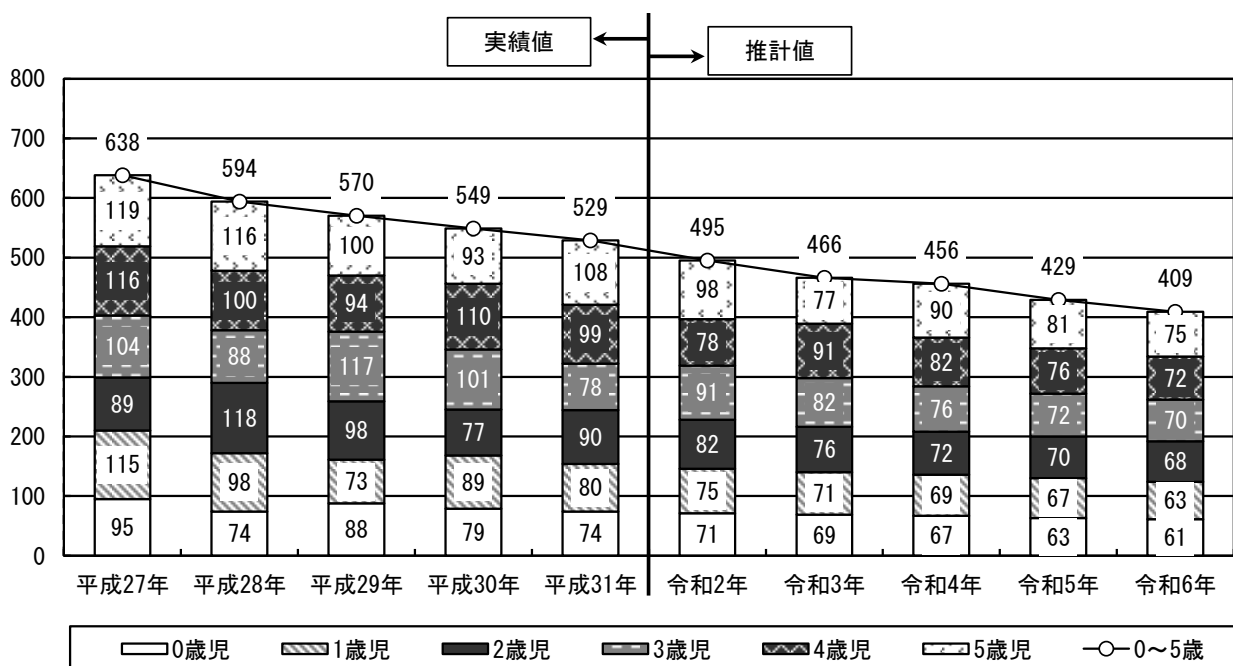
事業名	項目	算出対象
地域子育て支援拠点事業	対象年齢	0～5歳
	家庭類型	すべての家庭類型
	利用意向	現在「地域子育て支援拠点事業」を利用している人及び「利用していないが、今後利用したい」と回答した人
一時預かり事業 【幼稚園における在園児を対象とした一時預かり】	対象年齢	3～5歳
	家庭類型	タイプC'、D、E'、F
	利用意向	ア：今後、「幼稚園」または「認定こども園」を利用したいと回答した人で、かつ、不定期事業を「利用したい」と回答した人 イ：現在、「幼稚園」を利用している人で、現在、一時預かり等を利用している人
一時預かり事業 【上記以外】	対象年齢	0～5歳
	家庭類型	すべての家庭類型
	利用意向	不定期事業を「利用したい」と回答した人
病児・病後児保育、ファミリー・サポート・センター (病児・病後児)	対象年齢	0～5歳
	家庭類型	タイプA、B、C、E
	利用意向	子どもが病気やケガにより、「母親または父親が休んだ人」のうち、「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」と回答した人、及び「病児・病後児保育施設等」、「ファミリー・サポート・センター」を利用した人、「仕方なく子どもだけで留守番させた」と回答した人
子育て援助活動支援事業 【低学年】 (※就学後の放課後の預かり)	対象年齢	5歳（推計児童は6～8歳）
	家庭類型	すべての家庭類型
	利用意向	就学後、低学年のうち、放課後、「ファミリー・サポート・センター」を利用したいと回答した人
子育て援助活動支援事業 【高学年】 (※就学後の放課後の預かり)	対象年齢	5歳（推計児童数は9～11歳）
	家庭類型	すべての家庭類型
	利用意向	就学後、高学年になってから、放課後、「ファミリー・サポート・センター」を利用したいと回答した人

2 児童数及び子育て家庭の今後の見通し

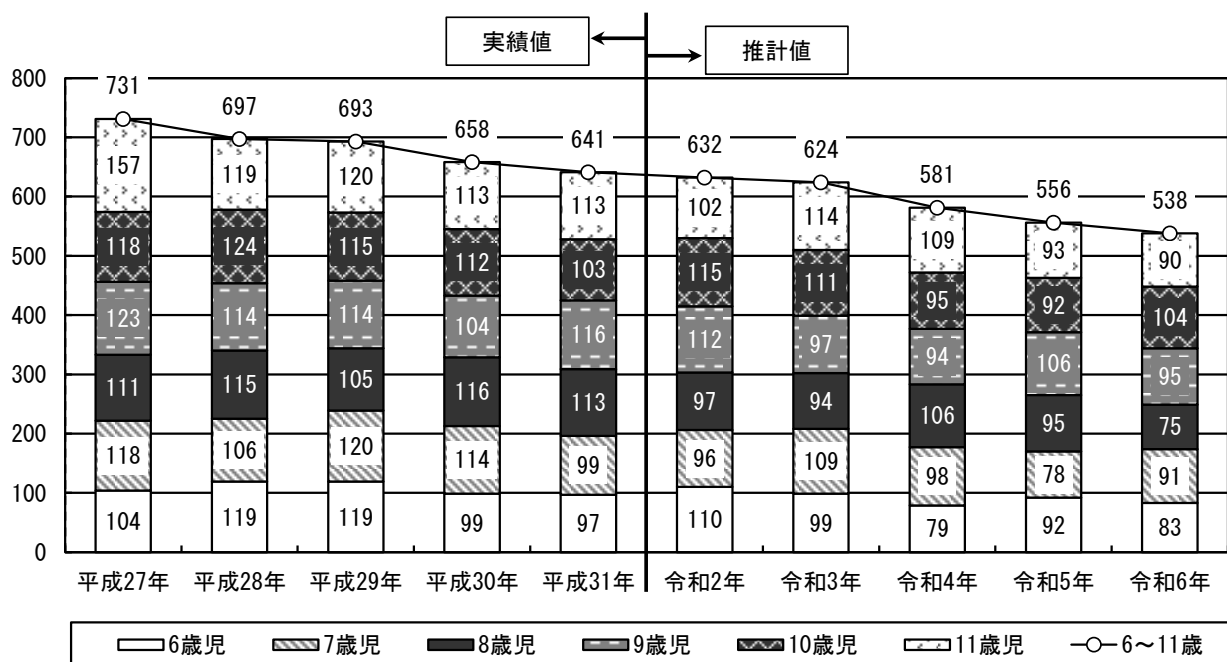
(1) 児童数の見込み

近年の人口動向が今後も続くことを前提に算出した児童数の推計は、次のとおりです。計画期間における推計では、児童数の減少が予測されています。

図表 児童数の推移（0～5歳）



図表 児童数の推移（6～11歳）



図表 児童数の推移（0～11歳）

（単位：人）

	実績値					推計値				
	平成 27年 (2015)	平成 28年 (2016)	平成 29年 (2017)	平成 30年 (2018)	平成 31年 (2019)	令和 2年 (2020)	令和 3年 (2021)	令和 4年 (2022)	令和 5年 (2023)	令和 6年 (2024)
0歳児	95	74	88	79	74	71	69	67	63	61
1歳児	115	98	73	89	80	75	71	69	67	63
2歳児	89	118	98	77	90	82	76	72	70	68
3歳児	104	88	117	101	78	91	82	76	72	70
4歳児	116	100	94	110	99	78	91	82	76	72
5歳児	119	116	100	93	108	98	77	90	81	75
6歳児	104	119	119	99	97	110	99	79	92	83
7歳児	118	106	120	114	99	96	109	98	78	91
8歳児	111	115	105	116	113	97	94	106	95	75
9歳児	123	114	114	104	116	112	97	94	106	95
10歳児	118	124	115	112	103	115	111	95	92	104
11歳児	157	119	120	113	113	102	114	109	93	90
0～5歳	638	594	570	549	529	495	466	456	429	409
6～11歳	731	697	693	658	641	632	624	581	556	538

注：実績は住民基本台帳（各年4月1日現在）

〔児童数の推計方法（変化率法）〕

平成27年（2015）～31年（2019）の住民基本台帳人口（各年4月1日現在）を用いて、実績値間の年齢毎の変化率（例 0歳→翌年1歳の人数変化）に基づき推計を行っています。

（2）子育て家庭の見込み

アンケート調査及び児童数の見込みから、計画期間中の潜在的な家庭類型ごとの児童数の推計は、次のとおりです。

■0歳

家庭類型区分	潜在的 家庭類型 割合	令和 2年 (2020)	令和 3年 (2021)	令和 4年 (2022)	令和 5年 (2023)	令和 6年 (2024)
タイプA：ひとり親	5.3%	4	4	4	3	3
タイプB：フルタイム×フルタイム	57.9%	41	40	38	36	36
タイプC：フルタイム×パートタイム（保育の必要性が高い）	26.3%	19	18	18	17	16
タイプC'：フルタイム×パートタイム（保育の必要性が低い）	0.0%	0	0	0	0	0
タイプD：専業主婦（夫）	10.5%	7	7	7	7	6
タイプE：パート×パート（保育の必要性が高い）	0.0%	0	0	0	0	0
タイプE'：パート×パート（保育の必要性が低い）	0.0%	0	0	0	0	0
タイプF：無業×無業	0.0%	0	0	0	0	0
計	—	71	69	67	63	61

■1・2歳

家庭類型区分	潜在的 家庭類型 割合	令和 2年 (2020)	令和 3年 (2021)	令和 4年 (2022)	令和 5年 (2023)	令和 6年 (2024)
タイプA :ひとり親	8.3%	13	12	12	11	11
タイプB :フルタイム×フルタイム	62.5%	98	92	87	86	82
タイプC :フルタイム×パートタイム (保育の必要性が高い)	16.7%	26	25	24	23	22
タイプC' :フルタイム×パートタイム (保育の必要性が低い)	0.0%	0	0	0	0	0
タイプD :専業主婦 (夫)	12.5%	20	18	18	17	16
タイプE :パート×パート (保育の必要性が高い)	0.0%	0	0	0	0	0
タイプE' :パート×パート (保育の必要性が低い)	0.0%	0	0	0	0	0
タイプF :無業×無業	0.0%	0	0	0	0	0
計	—	157	147	141	137	131

■3～5歳

家庭類型区分	潜在的 家庭類型 割合	令和 2年 (2020)	令和 3年 (2021)	令和 4年 (2022)	令和 5年 (2023)	令和 6年 (2024)
タイプA :ひとり親	9.1%	24	23	23	21	20
タイプB :フルタイム×フルタイム	59.7%	161	150	148	136	129
タイプC :フルタイム×パートタイム (保育の必要性が高い)	20.8%	56	52	52	48	45
タイプC' :フルタイム×パートタイム (保育の必要性が低い)	1.3%	3	3	3	3	3
タイプD :専業主婦 (夫)	6.5%	17	16	16	15	14
タイプE :パート×パート (保育の必要性が高い)	1.3%	3	3	3	3	3
タイプE' :パート×パート (保育の必要性が低い)	0.0%	0	0	0	0	0
タイプF :無業×無業	1.3%	3	3	3	3	3
計	—	267	250	248	229	217

第2節 教育・保育提供区域の設定

本町の教育・保育提供区域の設定や教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の需要量及び確保の方策を整理します。

1 本町における教育・保育提供区域の考え方

今後の教育・保育事業を実施するうえで最も懸念されることは、提供区域内においてサービス不足が生じた場合です。

その場合、支援法では基準等の条件を満たす申請が提出された場合には、原則として「欠格事由に該当する場合や供給過剰による需給調整が必要な場合」以外は認可するとされているため、他の区域がサービス過多の場合でも申請のある区域には新たに認可することになり、その結果、アンバランスな施設配置になる可能性があります。

特に保育所の場合、設置認可申請の対象事業者は、社会福祉法人、学校法人、株式会社、NPO 法人等の多様な事業主体の参入が可能であることから、不測の設置認可により、既存施設との不調和、過当競争、施設の乱立などをできる限り回避する提供区域の設定が必要です。

それぞれの区域特性や上記の観点も踏まえ、基本となる提供区域は、「町全域」とします。

2 教育・保育提供区域の設定

認定区分（1号、2号、3号）ごとの教育・保育提供区域と、地域子ども・子育て支援事業（区域設定の必要な11事業）の提供区域を、次のとおり設定します。

（認定区分ごとの教育・保育提供区域とその考え方）

認定区分	提供区域	考え方
1号認定（3～5歳）	町全域	区域数が多い（区域が狭い）場合は、町全体の需要に対して、サービス提供や施設整備の面において、柔軟な対応がとりにくくなる場合があります。また、区域外のサービスを受ける際に煩雑な手続きが必要になる場合もあります。 一方、区域数が少ない（区域が広い）場合は、サービスの種類によっては、利用者からみた利便性にやや欠ける面がありますが、町全域の中から多様なサービスが選択できることとなります。 そのため本町は、町全域を1つの区域とすることが、町全体のニーズに対応できるため、「町全域」とします。
2号認定（3～5歳）		
3号認定（0～2歳）		

(11 事業の提供区域とその考え方)

事業名	提供区域	考え方
利用者支援に関する事業 子ども、または子どもの保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等	町全域	町で一律の支援体制を構築する設定とします。
地域子育て支援拠点事業 公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談等	町全域	身近な拠点として提供の場は、各地区での提供となりますが、幼稚園、保育所、認定こども園の子育て支援機能との連携も重要であることから「町全域」とします。
妊婦に対して健康診査を実施する事業 妊婦が定期的に行う健診費用を助成する事業	町全域	母子保健活動に係る事業は、細かな区域を設定することにはなじまないため「町全域」とします。
乳児家庭全戸訪問事業	町全域	町より保健師等が対象者の居宅に訪問する事業であり、また全町的に取り組んでいるものであるため、区域を設定することにはなじまないため「町全域」とします。
養育支援訪問事業 養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援（相談支援、育児・家事援助等）	町全域	町より保健師等が対象者の居宅に訪問する事業であり、また全町的に取り組んでいるものであるため、区域を設定することにはなじまないため「町全域」とします。
子育て短期支援事業 ショートステイ・トワイライトステイ。保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設などにおいて養育・保護を行う	町全域	「保護者の疾病その他の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について保護を行う」という事業の性質上、細かな区域設定はなじまないため「町全域」とします。
子育て援助活動支援事業 ファミリー・サポート・センター。児童の預かり等を希望する依頼会員と、援助を行うことを希望する提供会員との相互援助活動に関する連絡・調整を実施	町全域	本事業の目的を考慮すると、身近な地域での提供が望ましいと考えますが、事業実施可能な教育・保育の区域設定、幼児教育・保育と一体となる事業であることを勘案し、幼児教育・保育の区域設定に合わせた「町全域」とします。
一時預かり事業 保育所その他の場所において、一時的に預かる事業	町全域	幼児教育・保育の区域設定に合わせるため「町全域」とします。 なお、需要過多等により整備を検討する必要がある場合は、施設配置状況等を考慮し、利用しやすい環境整備を行うよう配慮します。
時間外保育事業 延長保育	町全域	保育所等の開所時間の前後の時間において、保育を行う事業であり、幼児教育・保育と一体となる事業であるため、幼児教育・保育の区域と同じく「町全域」とします。

事業名	提供区域	考え方
病児・病後児保育事業 保育に欠ける乳幼児や児童で、病気や病気の回復期にある場合に病院・保育所等の付設の専用スペース等で一時的に保育する事業	町全域	現在、町内1か所で病後児保育事業を実施しています。 なお、需要過多等により整備を検討する必要がある場合は、施設配置状況等を考慮し、利用しやすい環境整備を行うよう配慮します。
放課後児童健全育成事業 放課後児童クラブ。共働き家庭など留守家庭の小学生に対して、放課後に適切な遊び、生活の場を与えて、その健全育成を図る事業	町全域	放課後児童クラブの利用対象となる満6歳の児童の教育提供区域（小学校区）を考慮し、実施します。

（その他の地域子ども・子育て支援事業の提供区域とその考え方）

事業名	提供区域	考え方
実費徴収に係る補足給付を行う事業	町全域	新たに創設された事業ですが、世帯の所得の状況等を勘案して、教育・保育に必要な物品の購入に要する費用等の助成を行う事業であり、区域設定にはなじまないと思われます。
多様な事業者の参入促進・能力活用事業	町全域	新規事業者の参入促進に関する事業であり、本町において事業実施の必要性の有無を検討する必要がありますが、事業の性質上、全町的な取り組みとなると思われます。

第3節 教育・保育施設の充実

国の基本指針等に沿って、子ども・子育て事業計画の実施状況をまとめます。

また、設定した「量の見込み」に対応するよう、計画期間における量の見込み、確保の方策及び実施時期は以下のとおりとします。

1 教育・保育施設の需要量及び確保の方策

(1) 1号認定（3歳以上、幼稚園を利用希望）

3～5歳児の幼稚園もしくは認定こども園の幼稚園機能部分についての量の見込み及び確保の方策は以下のとおりです。

【見込み量の考え方】

(1号認定)

- 保育の必要がない家庭の3～5歳で、「幼稚園」もしくは「認定こども園」を利用したい人の割合を推計児童数に乗じて算出しています。

(2号認定で幼稚園利用希望が強い)

- 共働き家庭もしくは共働きの意向がある家庭の3～5歳で、現在「幼稚園」を利用している人の割合を推計児童数に乗じて算出しています。

【確保の方策】

- 計画期間において80～110人程度の利用が見込まれます。
- 現在のサービス提供基盤から、必要利用定員総数を確保できる体制となっています。

(単位：人)

	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和6年 (2024)
必要利用定員総数	111	104	103	108	89
確保の内容	140	140	140	110	110
特定教育・保育施設	140	140	140	110	110
確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
過不足	29	36	37	2	21

(2) 2号認定（保育所・認定こども園）

3～5歳児の保育所もしくは認定こども園の保育所機能部分についての量の見込み及び確保の方策は以下のとおりです。

【見込み量の考え方】

- 共働き家庭もしくは共働きの意向のある家庭の3～5歳で、幼稚園利用希望が強い人以外（現在、幼稚園を利用していない人）の割合を推計児童数に乗じて算出しています。

【確保の方策】

- 計画期間における利用見込みは170～200人程度と見込まれ、計画期間においては、令和5年（2023）以降は、現在のサービス提供基盤から、必要利用定員総数を確保できる体制となっています。
- 現在の提供基盤（認定こども園：5か所）において弾力的な受入を行い、必要利用定員総数の確保に努めます。

また、空き教室等での3歳未満児の受入について検討します。

（単位：人）

	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和6年 (2024)
必要利用定員総数	204	191	190	144	143
確保の内容	186	186	186	168	168
特定教育・保育施設	186	186	186	168	168
認可外保育施設	0	0	0	0	0
過不足	-18	-5	-4	24	25

(3) 3号認定（0歳児）

0歳児の保育所、認定こども園の保育所機能部分、地域型保育についての量の見込み及び確保の方策は以下のとおりです。

【見込み量の考え方】

- 共働き家庭もしくは共働きの意向がある家庭の0歳で、認可保育所等を利用したい人の割合を推計児童数に乗じて算出した人数やこれまでの実績、出産後直ちに就労することは困難であることを想定し、見込み量を補正して設定しています。

【確保の方策】

- 計画期間における利用見込みは50～60人程度と見込まれます。
- 現在の提供基盤（認定こども園：5か所）において弾力的な受入を行い、計画期間内において必要利用定員総数の確保に努めます。

(単位：人)

	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和6年 (2024)
必要利用定員総数	60	58	56	53	51
確保の内容	38	38	38	38	38
特定教育・保育施設	38	38	38	38	38
地域型保育事業	0	0	0	0	0
認可外保育施設	0	0	0	0	0
過不足	-22	-20	-18	-15	-13

(4) 3号認定(1、2歳児)

1、2歳児の保育所、認定こども園の保育所機能部分、地域型保育についての量の見込み及び確保の方策は以下のとおりです。

【見込み量の考え方】

- 共働き家庭もしくは共働きの意向がある家庭の1、2歳で、認可保育所等を利用したい人の割合を推計児童数に乗じて算出した人数やこれまでの実績、現在の就労割合をもとに、見込み量を補正して設定しています。

【確保の方策】

- 計画期間における利用見込みは100～120人程度と見込まれ、現在のサービス提供基盤から、必要利用定員総数を確保できる体制となっています。

(単位：人)

	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和6年 (2024)
必要利用定員総数	124	116	112	102	81
確保の内容	126	126	126	126	126
特定教育・保育施設	126	126	126	120	120
地域型保育事業	0	0	0	0	0
認可外保育施設	0	0	0	6	6
過不足	2	10	14	24	45

2 教育・保育の一体的提供の推進

(1) 認定こども園の普及に係る基本的考え方

認定こども園は、幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況やその変化によらず柔軟に子どもを受け入れることができる施設として設けられ、特に幼保連携型認定こども園については、新たな制度で、学校及び児童福祉施設として1つの認可の仕組みとされました。

しかし、私立の幼稚園・保育所においては、運営者の事業に対する考え方（建学の精神など）や、教育・保育に対する方針があり、利用者もその考え方等への共感が利用につながっていることを考慮すると、一律的な認定こども園への移行を促進することは適当でないと考えられます。

そのため、幼稚園・保育所から認定こども園への移行については、それぞれの施設、並びに運営事業者の意向を尊重することとします。

また、幼稚園については、今後の提供体制やニーズ見込み、児童数の推移を見極めながら、教育・保育の一体的な提供を念頭に置いて検討することとします。

(2) 幼稚園教諭と保育所保育士の合同研修に対する支援

現在、幼稚園や保育所の職員を対象とする研修については、施設ごと、または機関ごとに開催されています。

また、幼稚園と保育所の職員相互の連携は進みつつあります。

勤務体制や勤務時間等の違いなど、幼稚園教諭と保育所保育士との合同研修には難しい側面もありますが、教育・保育の質の向上に向けて、より多くの研修機会が確保できるよう、町が主体となり機関の連携に努めます。

(3) 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的考え方及びその推進方策

特定教育・保育施設（幼稚園、保育所、認定こども園）により、質の高い教育・保育サービスを提供します。

また、特定地域型保育事業所（家庭的保育事業、小規模保育事業等）は、特定教育・保育施設を補完し、就労状況などにより、特定教育・保育施設におけるサービスを受けることが難しい家庭を支援することとします。

地域子ども・子育て支援事業は、妊娠期を含むすべての子育て家庭をバックアップする役割を担います。

(4) 教育・保育施設と地域型保育事業との連携

認可された地域型保育事業者に対し、すべての教育・保育施設が参加する子育て支援関係機関ネットワークへの参加を呼びかけます。その中で情報の共有をはじめ、必要に応じた連携を進めます。

(5) 幼稚園、保育所及び認定こども園と小学校等との連携

町内の幼稚園、保育所、認定こども園、小学校、関係団体などとの連携を一層強化し、子どもの成長に切れ目のない支援と環境づくりを進めます。

3 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容に関する事項

令和元年 10 月から開始された幼児教育・保育の無償化に伴って、新制度未移行幼稚園の保育料、幼稚園や認定こども園の預かり保育利用料、認可外保育施設等の利用料を対象とした「子育てのための施設等利用給付」が創設されました。

子育てのための施設等利用給付の実施にあたっては、当該給付をはじめとした幼児教育・保育の無償化の主たる目的である、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、支給方法について公正かつ適正な支給を担保できる給付を行うとともに、必要に応じ、保護者の利便性向上等を図るため給付の方法や事務手続きの変更について検討します。

また、子育てのための施設等利用給付の対象施設である、特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、その後の運営状況の把握などについては、認可権限や指導監督権限を持つ青森県による立ち入り調査等にも同行するなど、県と常に連携しながら、特定子ども・子育て支援施設等の情報を共有と公表を行い、保育の質の向上が図られるよう働きかけます。

第4節 地域子ども・子育て支援事業の充実

国の基本指針等に沿って、「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を定めます。

また、設定した「量の見込み」に対応するよう、計画期間における量の見込み、確保の方策及び実施時期は以下のとおりとします。

1 地域子ども・子育て支援事業の需要量及び確保の方策

(1) 利用者支援事業

子育て家庭の個別ニーズを把握し、教育・保育施設及び地域子育て支援事業等の利用にあたっての情報集約・提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、地域関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

【見込み量の考え方・確保の方策】

- 子ども及びその保護者等の身近な場所で実施することを踏まえ、地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）や行政窓口での実施により確保に努めます。

(単位：か所)

	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和6年 (2024)
実施か所数	1	1	1	1	1

(2) 延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間、保育所等において保育を実施する事業です。

【見込み量の考え方】

- これまでの実績から利用率を算定し、推計児童数を乗じて算出します。

【確保の方策】

- 計画期間における利用見込みは200～240人程度と見込まれ、町内5か所の認定こども園において実施している現在のサービス提供基盤から、必要利用定員総数を確保できる体制となっています。
- 今後も利用希望者の動向を注視しながら、引き続き延長保育に取り組むことにより、量の見込みを確保します。

(単位：人)

	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和6年 (2024)
量の見込み	239	227	224	212	204
確保の方策	239	227	224	212	204

(3) 放課後児童健全育成事業

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対し、授業の終了後に過ごす場所を確保し、その健全な育成を図る事業です。

【見込み量の考え方】

- 低学年、高学年で、今後、放課後に過ごさせたい場所として「放課後児童クラブ」を選択した人の割合を推計児童数に乗じて算出します。

【確保の方策】

- 計画期間における利用見込みは110～140人程度と見込まれ、町内4か所において実施している現在のサービス提供基盤から、必要利用定員総数を確保できる体制となっています。
- 今後は、支援の質の充実を図りながら、低学年、高学年の利用希望者の動向を注視し、引き続き事業に取り組むことにより、量の見込みを確保します。

(単位：人)

		令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和6年 (2024)
量の見込み	低学年	151	151	141	132	124
	高学年	0	0	0	0	0
	合計	151	151	141	132	124
確保の方策		190	190	190	190	190

(4) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の疾病や仕事等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童を児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

【見込み量の考え方】

- すべての家庭類型の0～5歳で、泊りがけで子どもを預けなければならなかった経験があり、「仕方なく子どもだけで留守番をさせた」ことがある人の割合を推計児童数に乗じて算出した値に、利用したい平均日数を乗じて算出します。

【確保の方策】

- 現在、町では実施していない事業であり、計画期間における利用は広域での利用が主となりますが、町内の児童福祉施設など、保護を適切に行うことができる施設の確保について引き続き検討します。

なお、利用にあたっては、広報紙等によって周知に努めます。

(年間のべ利用数 単位：人日)

		令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和6年 (2024)
量の見込み		274	259	254	238	228
確保の方策		0	0	0	0	0

(5) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

【見込み量の考え方】

- 推計児童数(0歳)を事業量とします。

【確保の方策】

- 保健師と連携を図りながら、母子保健活動において量の見込みに対する訪問・支援体制を確保します。

(単位：人)

	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和6年 (2024)
量の見込み	71	69	67	37	35
確保の方策	保健師による対応	保健師による対応	保健師による対応	保健師による対応	保健師による対応

(6) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言等を行う事業です。

【見込み量の考え方】

- これまでの実績から訪問率を算定し、推計児童数を乗じて算出します。

【確保の方策】

- 保健師等による養育に関する相談、指導、助言等を行い、すべての要支援者への支援体制を確保します。

(単位：人)

	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和6年 (2024)
量の見込み	68	74	81	103	110
確保の方策	保健師による対応	保健師による対応	保健師による対応	保健師・保育士による対応	保健師・保育士による対応

(7) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報提供、助言その他の援助を行う事業です。

【見込み量の考え方】

- すべての家庭類型の0~2歳で、「地域子育て支援拠点事業」を利用している、もしくは今後利用したいと回答した人の割合を推計児童数に乗じて算出された値に、利用したい平均日数(月当たり日数×12月)を乗じて算出します。

【確保の方策】

- これまでの実績を踏まえ、現在の地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）の実施か所を設定します。
なお、利用日及び利用時間帯の利便性の向上を図るとともに、利用者への周知徹底を図ることにより、一定の利用者数の確保を図ります。

（年間のべ利用数 単位：人日・か所）

		令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和6年 (2024)
量の見込み	利用者数	780	733	703	674	647
	実施か所数	1	1	1	1	1
確保の方策	実施か所数	1	1	1	1	1

（8）一時預かり事業

主として昼間において、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

① 幼稚園における在園児対象型

【見込み量の考え方】

（1号認定による不定期利用）

- 1号認定に該当する人で、「不定期の預かり」を利用したいと回答した人の割合に推計児童数を乗じて算出した値に利用したい平均日数を乗じて算出します。

（2号認定による定期利用）

- 2号認定に該当する人で、現在幼稚園を利用している人の割合を推計児童数に乗じて算出した値に利用したい平均日数を乗じて算出します。

【確保の方策】

- 幼稚園による預かり保育を実施するとともに、新制度に移行する幼稚園（認定こども園含む。）については、本事業として町より委託し、量の見込みを確保します。

（年間のべ利用数 単位：人日）

		令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和6年 (2024)
量の見込み	（1号認定）	49	45	45	42	39
	（2号認定）	7,488	6,864	6,864	14,958	13,909
	合計	7,537	6,909	6,909	15,000	13,948
確保の方策	一時預かり事業（在園児対象型）	7,537	6,909	6,909	15,000	13,948

② 在園児対象型以外

【見込み量の考え方】

- すべての家庭類型の0～5歳で、「不定期の預かり」を利用したいと回答した人の割合に推計児童数を乗じた値に利用したい平均日数を乗じて算出した値から、1号認定による不定期利用分及び「ベビーシッター」、「その他」分を除いて算出した年間のべ利用数をもとに、延長保育や預かり保育等によって利用に該当していない専業主婦（夫）のニーズを確保することを想定し、見込み量を補正して設定しています。

【確保の方策】

- 本事業は利用が不定期であることから、引き続き利用状況を把握し、施設及び子育て援助活動支援事業により、量の見込みを確保します。

(年間のべ利用数 単位：人日)

	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和6年 (2024)
量の見込み	312	293	281	5	5
確保の方策	600	600	600	600	600
一時預かり事業（在園児対象型以外）	600	600	600	600	600
子育て援助活動支援事業	0	0	0	0	0

(9) 病児保育事業、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業）

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等をする事業です。

【見込み量の考え方】

- 共働き家庭もしくは共働きの意向がある家庭の0～5歳で、子どもが病気やケガで幼稚園・保育所等が利用できなかったことがあり、「父親」もしくは「母親」が休んで対応した人のうち、「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」と回答した人、及び「病児・病後児保育を利用した」、「ファミリー・サポート・センターを利用した」、「仕方なく子どもだけで留守番をさせた」と回答した人の割合に推計児童数を乗じた値に利用した平均日数を乗じて算出します。

【確保の方策】

- 本事業は利用が不定期であることから、引き続き利用状況を把握し、子育て援助活動支援事業の拡大を図ることにより、量の見込みを確保します。

(年間のべ利用数 単位：人日)

	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和6年 (2024)
量の見込み	1,102	1,037	1,015	955	909
確保の方策	0	0	0	0	0
病児保育事業	0	0	0	0	0
子育て援助活動支援事業 (病児・緊急対応強化事業)	0	0	0	0	0

(10) 子育て援助活動支援事業（就学後）

子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

【見込み量の考え方】

- 共働き家庭もしくは共働きの意向がある家庭の5歳で、小学校就学後、放課後の時間に「ファミリー・サポート・センター」を利用したいと回答した人の割合を、推計児童数（小学生）に乗じて算出します。

【確保の方策】

- 利用は不定期でかつ有償であることから、事業の周知及び提供会員数の拡充を図ることにより、量の見込みの確保を図ります。

（年間のべ利用数 単位：人日）

		令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和6年 (2024)
量の見込み (就学後)	低学年	15	15	14	12	12
	高学年	15	15	14	13	13
	合計	30	30	28	25	25
確保の方策		0	0	0	0	0

(11) 妊婦健診事業

妊婦に対する健康診査を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

【見込み量の考え方】

- これまでの実績から実施率を算定し、推計児童数を乗じて算出します。

【確保の方策】

- 対象となる妊婦が利用しやすい方策を検討するとともに、量の見込みに対する受診体制を確保します。

（単位：人）

		令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和6年 (2024)
量の見込み		71	69	67	43	43
確保の方策		医療機関へ委託	医療機関へ委託	医療機関へ委託	医療機関へ委託	医療機関へ委託

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

【確保の方策】

- 今後も町が定めた現行の水準をできるだけ維持するよう配慮し、必要に応じて補足給付のあり方を検討します。

(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

【確保の方策】

- 事業主体の有する法人格の種類によって参入可否を判断せず、事業の妥当性や持続性などを主な観点として、事業者と協議を行います。

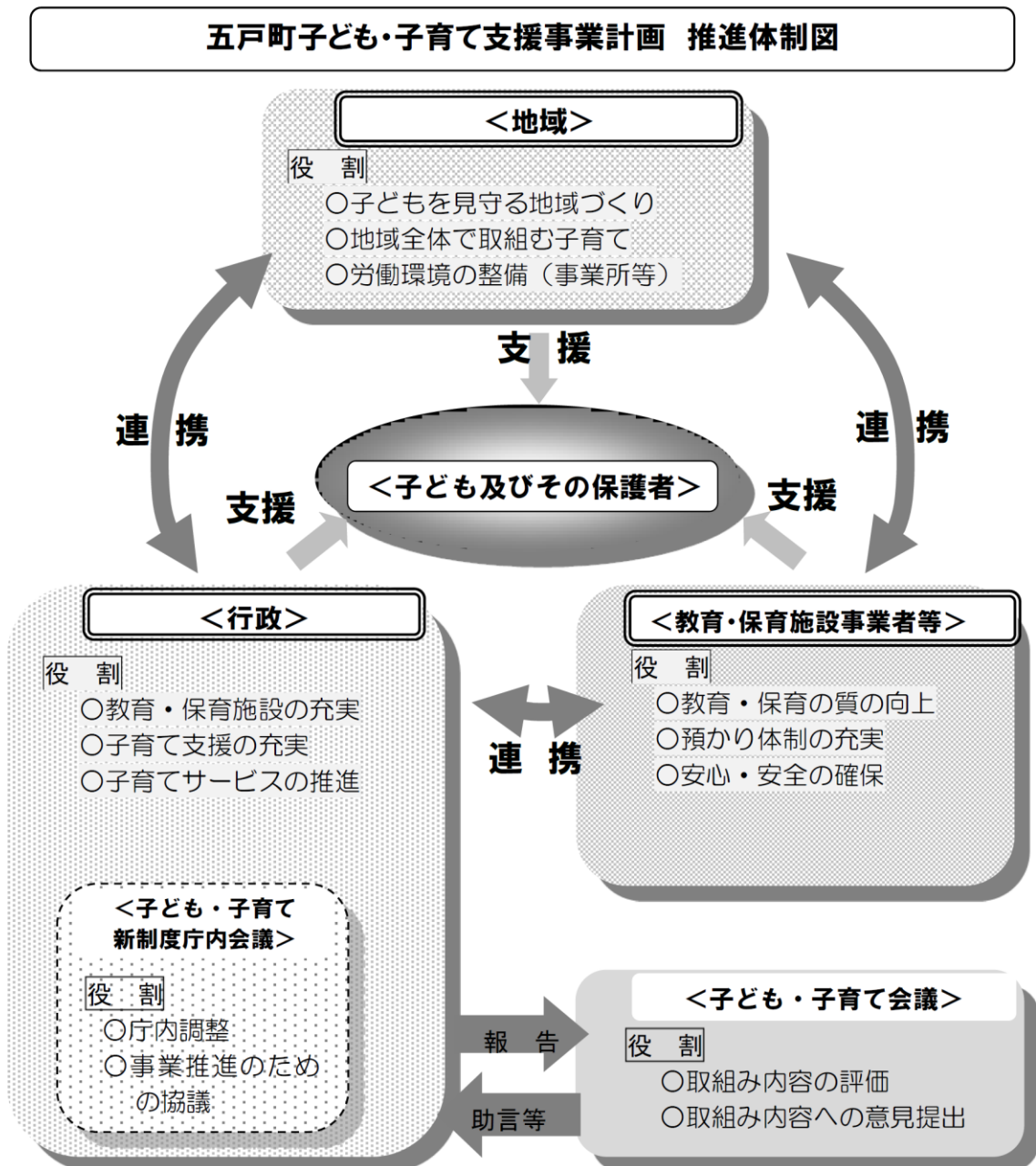


第4章 計画の着実な推進に向け

1 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、関係機関・団体等との連携を深め、情報の共有化を図りながら事業の推進・調整を行うとともに、家庭・地域・事業者・行政などそれぞれが子育てや子どもの健全育成に対する責任や自ら果たすべき役割を認識し、互いに力を合わせながら、子育て支援に関わる様々な施策の計画的・総合的な推進に取り組みます。

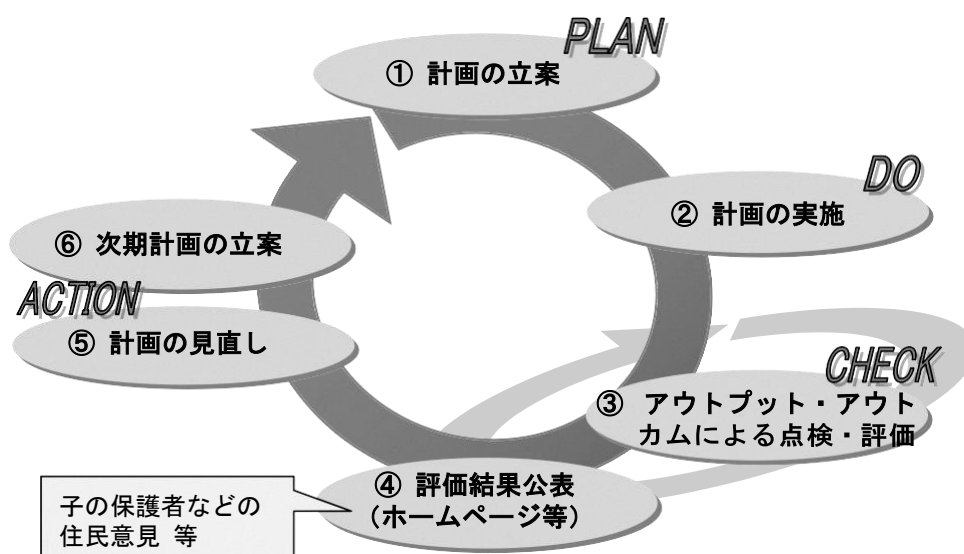
図表 計画の推進体制



2 計画の達成状況の点検・評価

個別事業の進捗状況（アウトプット）及び計画全体の成果（アウトカム）について点検・評価し、結果に基づく公表及び施策の改善等につなげていきます。計画に基づく施策を総合的・計画的に推進し、実効性を確保するため、計画目標をもとに毎年の進捗状況を庁内で点検するとともに、子ども・子育て会議で協議しながら、事業の見直しを含め、計画の着実な推進を図ります。

図表 計画の達成状況の点検・評価



- 子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て会議等を活用し、毎年度点検・評価を公表します。
- ホームページ等を活用し、本計画に基づく取り組みや事業の進捗状況を広く公表していくことで、住民への浸透を図ります。また、あらゆる機会に住民意見を把握し、利用者目線を活かした施策・事業の推進を図ります。
- 計画年度の間年（令和4年）を目処に、ニーズ状況を確認したうえで、需給調整を図ることとします。

資料編

資料編

1 策定経過

年月日	主な検討事項
平成31年2月15日 ～3月8日	就学前児童、小学生の保護者にアンケート調査を実施
令和元年11月27日	第1回五戸町子ども・子育て会議開催 【議題】 ○五戸町 第2期子ども・子育て支援事業計画について ・アンケート調査の結果概要について ・計画案について ・教育・保育施設及び子ども・子育て支援事業の「量の見込み」及び「確保方策」について
令和2年1月29日	第2回五戸町子ども・子育て会議開催 【議題】 ○五戸町 第2期子ども・子育て支援事業計画について ・計画案の修正・変更について ・教育・保育施設及び子ども・子育て支援事業の「量の見込み」及び「確保方策」の修正について
令和2年2月10日 ～2月21日	「五戸町 第2期子ども・子育て支援事業計画（案）」の パブリックコメント実施

2 子ども・子育て会議委員名簿

(1) 子ども・子育て会議委員名簿

役職名等	氏名
社会福祉法人未萌会 倉石保育園長	村田 千恵子
社会福祉法人幸招会 川内保育園長	村上 秀子
社会福祉法人抱茗会 めぐみ保育園長	江渡 恵一
学校法人五戸江渡学園 江渡幼稚園長	伊藤 咲由利
学校法人東北カトリック学園 五戸カトリック幼稚園長	村上 智子
五戸町主任児童委員	木村 和子
五戸小学校長	三浦 勉
子どもの保護者代表	一戸 智文
子どもの保護者代表	中里 優毅
放課後児童クラブ指導員	奥寺 美智子

(2) 事務局名簿

職名等	氏名
五戸町福祉課 課長	高嶋 伸治
五戸町福祉課 課長補佐	佐々木 衛
五戸町福祉課 福祉班 班長	沼辺 由紀子
五戸町福祉課 福祉班 主査	橘 薫
五戸町福祉課 福祉班 主事	栗山 時
五戸町教育課 総務班 総括主査	赤坂 奈津子
五戸町健康増進課 班長	橋向 美智代
五戸町健康増進課 保健師	藤本 桃可

青森県 五戸町
子ども・子育て支援事業計画

(第2期)

発行：令和2年3月

改訂：令和5年3月

編集・発行：五戸町 福祉課

〒039-1513 青森県三戸郡五戸町字古館 21-1

電話：0178-62-2111(代表)

FAX：0178-62-6317

町ホームページ：http://www.town.gonohe.aomori.jp